

事業概要

2025年度



町田市保健所

目 次

I 保健所のあらまし

1 保健所の沿革	7
2 管内の概況	8
3 管内人口	9
4 施設の概要	12
5 保健所の組織及び分掌事務	13
6 決算状況	15
7 研修・教育	17
8 各種協議会	19

II 保健総務

1 健康危機管理	23
2 統計調査	25
3 医務	27
4 薬事	29
5 地域医療システム推進事業	32
6 救急医療対策事業	34
7 災害医療救護活動支援	41
8 医療安全支援センター	43
9 歯科保健普及対策・摂食嚥下機能対策	45

III 健康推進

1 地域保健普及啓発	51
2 自殺総合対策事業	54
3 健康づくり推進	56
4 がん検診等	60
5 成人健診事業	66

IV 保健予防

1 感染症予防	73
2 結核対策	78
3 エイズ・性感染症対策	82
4 各種健診・検査	83
5 医療費助成制度	84
6 精神保健福祉	87

7 難病対策	93
8 保健師活動	96
9 健康づくり推進	100
10 食育推進	101
11 保健栄養	104
12 健康福祉会館事業	109
13 成人保健指導事業	111
14 障がい者等歯科保健推進対策事業	118
15 歯科口腔健康診査	119
16 高齢者歯科口腔機能健診	120
17 高齢者予防接種事業	121
18 予防接種事業	124
19 母子健康診査事業	135
20 母子保健指導事業	150
21 歯科衛生士活動	163
22 栄養士活動	164

V 生活衛生

1 動物管理	167
2 環境衛生	170
3 食品衛生	174

VI 統計表

1 人口動態統計	185
----------	-----

VII 附属機関等

1 町田市保健所運営協議会	201
2 町田市感染症の診査に関する協議会	202
3 町田市大気汚染障がい者認定審査会	203
4 町田市健康危機管理委員会	204
5 町田市自殺対策推進委員会	205
6 町田市食育推進委員会	206
7 町田市地域精神保健福祉連絡協議会	207
8 町田市難病対策地域協議会	208

凡 例

- 文中使用した統計数字は、原則として 2025 年度末又は 2025 年度中のものによるが、暦年表示の妥当なものは、2025 年中又は 2025 年末現在のものによった。また、静態的時点表示の妥当なものは各時点のものによった。
- 表中の表章記号は次のとおりである。

計数のない場合	—	数値微差（0.05 未満）の場合	0.0
計数不明又は不適當の場合	…	減を表す場合	△
計数のありえない場合	・		
- 表中の割合単位は注記が無い限り「%」とする。

I 保健所のあらし

1 保 健 所 の 沿 革

年 月	出 来 事	
1948. 1		保健所法全面改正
1948. 10	保健所法(22. 9. 5 法律 101 号)の公布に伴い、東京都南多摩保健所が発足(町田保健所の前身)	
1955. 7	東京都南多摩保健所のうち、町田町・鶴川村・忠生村・堺村の 1 町 3 村を管轄する東京都町田保健所が新設された 管轄人口 57,622 人	
1958. 2	町田町・鶴川村・忠生村・堺村が合併し町田市となる	
1971. 5	鶴川地区に、東京都町田保健所鶴川保健相談所が新設された	
1974. 10	町田保健所木造庁舎の老朽化に伴い、鉄筋コンクリート 2 階建ての現庁舎に改築し、開所した	
1985. 10	鶴川保健相談所を人口増加に伴う保健需要に見合う施設とするため全面改築 改築に際し、鶴川市民センター等との合同庁舎とする	地域保健法制定
1994. 7		
1996. 7	「保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例」公布 多摩地域の保健所は、再編整備計画により 12 保健所となる 当保健所は「町田保健所」の名称で存続が決定 保健所機能強化のため増改築整備工事(研修棟整備)着工	
1997. 2	増改築工事(研修棟)竣工	
1997. 3	保健所再編整備の一環として、鶴川保健相談所が閉鎖となる	
1997. 4	鶴川保健相談所を町田市に移譲	地域保健法全面施行
2001. 10	「多摩地域の保健サービスの再構築に向けて」発表	
2003. 5		健康増進法施行
2004. 4	多摩地域の都保健所再編 八王子保健所、町田保健所は保健所政令市移行に備え存置	
2006. 7	「町田市の保健所政令市移行に関する検討会」設置	
2008. 5	「町田市の保健所政令市移行に関する都・市協議会」設置	
2009. 4	市職員派遣研修開始	
2010. 8		地域保健法施行令改正「町田市が保健所政令市として指定される」
2010.12	市議会第四回定例会にて、町田市保健所条例制定(23.4.1 施行)町田市保健所設置決定	
2011. 4	町田市保健所発足 企画部門として保健企画課の設置 市保健所として動物管理行政を開始(これにより、環境保全課で行っていた動物管理業務が移譲される) 保健企画課、生活衛生課、保健対策課の 3 課体制となる 保健所政令市移行により、健康課より健康づくり推進事業が移譲される	
2012. 7	保健企画課が町田市役所市庁舎 7 階に移転	
2013. 4	生活衛生課医薬指導係から医務薬務係へ名称を変更 保健対策課感染症係と地域保健係を統合し、地域保健第一係・第二係へ名称を変更	
2015. 4	組織改正によりいきいき健康部が保健所といきいき生活部になる 保健所は保健総務課、健康推進課、保健予防課、生活衛生課の 4 課体制となる	
2021. 2	保健予防課に臨時接種推進室を設置	
2024. 3	新型コロナワクチン特例臨時接種が終了するため、「臨時接種推進室」を廃止	

2 管内の概況

町田市は、東京都心から南西 30 ～40km に位置し、半島のように神奈川県に突き出ている。東西 21.6km、南北 13.5km、面積は 71.55km² で、北部は八王子市と多摩市、東、西及び南部は川崎市、相模原市、横浜市、大和市と隣接し、神奈川県と隣接する距離が長くなっている。

人口は、1965 年代から始まった住宅公団、公社及び大手不動産業者等による大型団地の建設に伴い急増し、1982 年 5 月には 30 万人を突破し、2026 年 1 月 1 日現在 430,428 人（外国人登録人口含む）で八王子市について 2 番目に多い市である。

交通は、小田急線・東急田園都市線・J R 横浜線・京王相模原線が走り、首都圏の環状線（国道 16 号線）と放射線（国道 246 線・東名高速道路）が通っている。

町田市は「東京都保健医療計画（2024 年 3 月改定）」において、八王子市、日野市、多摩市及び稲城市とともに、「南多摩保健医療圏」に属している。



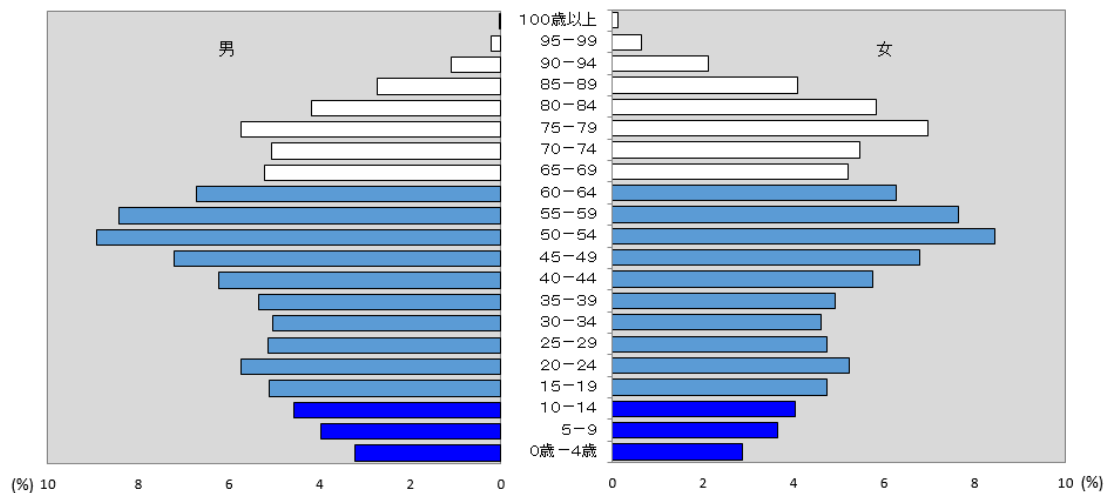
3 管内人口

(1) 性・年齢別人口及び年齢階級三区分割合（表 3-1）

2026 年 1 月 1 日住民登録人口

年齢	管内			
	総数	男	女	構成比
総数	430,428	210,063	220,365	100.0
0歳-4歳	13,081	6,753	6,328	3.0
5-9	16,438	8,377	8,061	3.8
10-14	18,476	9,602	8,874	4.3
15-19	21,159	10,744	10,415	4.9
20-24	23,586	12,067	11,519	5.5
25-29	21,257	10,805	10,452	4.9
30-34	20,705	10,583	10,122	4.8
35-39	22,082	11,240	10,842	5.1
40-44	25,768	13,083	12,685	6.0
45-49	30,110	15,161	14,949	7.0
50-54	37,350	18,758	18,592	8.7
55-59	34,553	17,736	16,817	8.0
60-64	27,927	14,135	13,792	6.5
65-69	22,445	10,967	11,478	5.2
70-74	22,665	10,654	12,011	5.3
75-79	27,374	12,032	15,342	6.4
80-84	21,615	8,798	12,817	5.0
85-89	14,739	5,740	8,999	3.4
90-94	6,974	2,324	4,650	1.6
95-99	1,846	462	1,384	0.4
100歳以上	278	42	236	0.1
不詳	0	0	0	0.0
年少人口（0-14）	47,995	24,732	23,263	11.2
生産年齢人口（15-64）	264,497	134,312	130,185	61.4
老年人口（65歳以上）	117,936	51,019	66,917	27.4

(2) 人口ピラミッド（表 3-2）



(3) 町別世帯数・人口 (表 3-3)

2026 年 1 月 1 日住民登録人口

町名	世帯数	人口		
		総数	男	女
町田市総数	210,593	430,428	210,063	220,365
相原町	7,279	14,586	7,111	7,475
旭町	2,524	4,800	2,428	2,372
大蔵町	4,471	9,508	4,732	4,776
小川	6,019	13,700	6,701	6,999
小野路町	1,953	3,499	1,796	1,703
小山ヶ丘	5,186	12,784	6,184	6,600
小山田桜台	1,660	3,398	1,615	1,783
小山町	8,321	19,068	9,564	9,504
金井	5,076	11,420	5,630	5,790
金井ヶ丘	3,220	7,075	3,475	3,600
金井町	8	12	5	7
金森	6,914	14,281	6,843	7,438
金森東	3,448	7,011	3,328	3,683
上小山田町	1,924	4,607	2,319	2,288
木曽西	3,793	8,856	4,306	4,550
木曽東	8,233	13,913	6,633	7,280
木曽町	179	355	180	175
高ヶ坂	5,021	10,345	5,094	5,251
下小山田町	1,855	3,823	1,912	1,911
真光寺	2,406	5,145	2,499	2,646
真光寺町	764	1,579	827	752
図師町	3,652	8,151	4,066	4,085
忠生	3,695	7,164	3,542	3,622
玉川学園	8,573	16,594	7,871	8,723
つくし野	2,847	6,409	3,007	3,402
鶴川	6,234	11,799	5,644	6,155
鶴間	5,050	11,242	5,417	5,825
常盤町	2,227	4,758	2,420	2,338
中町	6,239	10,659	5,201	5,458
成瀬	4,392	9,576	4,633	4,943
成瀬が丘	2,398	4,413	2,161	2,252
成瀬台	3,510	7,850	3,718	4,132
西成瀬	2,334	5,163	2,540	2,623
根岸	987	2,089	1,047	1,042
根岸町	352	763	379	384
能ヶ谷	5,083	10,538	5,065	5,473
野津田町	4,515	10,693	5,277	5,416
原町田	10,208	16,229	8,214	8,015
東玉川学園	1,456	3,206	1,535	1,671
広袴	1,507	3,265	1,666	1,599
広袴町	497	1,038	523	515
藤の台	2,831	4,470	2,144	2,326
本町田	10,545	20,546	9,968	10,578
南大谷	5,244	11,404	5,594	5,810
南つくし野	2,633	6,027	2,872	3,155
南成瀬	5,255	10,608	5,181	5,427
南町田	5,153	11,110	5,420	5,690
三輪町	3,345	6,634	3,511	3,123
三輪緑山	2,405	5,082	2,413	2,669
森野	7,272	13,180	6,210	6,970
薬師台	1,100	2,651	1,279	1,372
矢部町	906	2,136	1,102	1,034
山崎 1 丁目	389	747	348	399
山崎町	7,505	14,469	6,913	7,556

(4) 年次別人口の推移 (表 3-4)

各年 10 月 1 日 (国勢調査及び推計人口)

年次	町田市	東京都	全国
2015 年	426,999	13,515,271	125,319,299
2016 年	428,203	13,636,222	125,020,252
2017 年	429,070	13,742,906	124,648,471
2018 年	428,589	13,843,403	124,218,285
2019 年	429,058	13,942,856	123,731,176
2020 年	429,200	14,047,594	123,398,962
2021 年	430,670	14,011,487	122,780,487
2022 年	431,153	14,040,732	122,030,523
2023 年	430,685	14,099,993	121,193,394
2024 年	430,497	14,192,184	120,295,592
2025 年	430,530	14,273,066	…

資料 全国人口(日本人)については、総務省統計局による人口推計

東京都人口については、東京都総務局統計部による人口推計

2015 年、2020 年は国勢調査による。

2025 年全国の推計人口は、総務省にて現在集計中のため不明。

4 施 設 の 概 要

(1) 町田市保健所中町庁舎

ア 施設の概要

所在地 東京都町田市中町二丁目 13 番 3 号
敷地面積 2,176.84 m²

(m²)

	本館		研修棟	
竣工	1974 年 9 月 28 日		1997 年 2 月 14 日	
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 2 階建		鉄骨造 2 階建 (1 階ピロティ)	
内訳	地階	167.24	ピロティ	駐車場
	1 階	614.58	2 階	研修室等
	2 階	599.73		
	塔屋	44.46		
	《附属施設》			
	犬舎	7.50		
	車庫	42.80		
計		1426.01		376.23

(2) 健康福祉会館

ア 施設の概要

所在地 東京都町田市原町田五丁目 8 番 21 号
敷地面積 1,817.14 m²

(m²)

竣工	1989 年 3 月 25 日	
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 4 階建	
内訳	地階	769.74
	1 階	998.25
	2 階	929.91
	3 階	892.41
	4 階	787.11
	PH	51.62
計		4429.04

(3) 鶴川保健センター

ア 施設の概要

所在地 東京都町田市大蔵町 1981 番地 4
敷地面積 430.29 m²

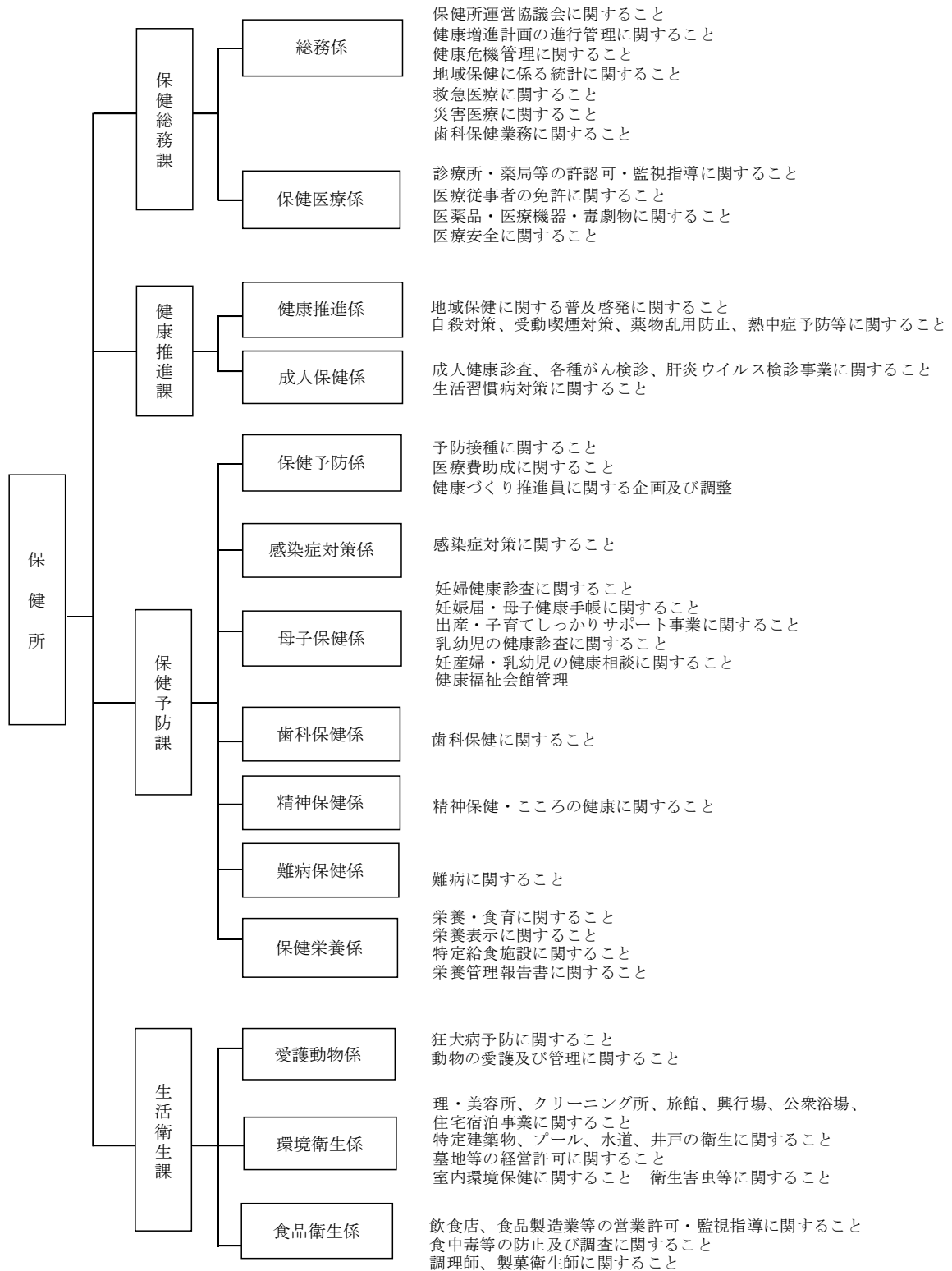
(m²)

竣工	1985 年 10 月 15 日	
構造・規模	鉄筋コンクリート造・地下 1 階付 2 階建の 1 階の一部	
内訳	地階	
	1 階	370.29
	2 階	
計		370.29

5 保健所の組織及び分掌事務

(1) 保健所の組織図

(2025 年 4 月 1 日現在)



(2) 職員配置表 (表 5-1)

2025 年 4 月 1 日現在

	総数		保健 所長	保健総務課		健康推進課		保健予防課		生活衛生課	
	職員	会計 年度		職員	会計 年度	職員	会計 年度	職員	会計 年度	職員	会計 年度
総数	120	48	1	13	4	11	4	74	39	21	1
医師	3		1					2			
歯科医師	1			1							
事務	40	12		5	2	9	3	22	6	4	1
保健師	44	18		2		2	1	40	17		
看護師		6			1				5		
保育士		1							1		
心理相談員											
精神保健福祉士		1							1		
栄養士	6	5						6	5		
歯科衛生士	5	2		1				4	2		
薬剤師	6	1		3	1					3	
獣医師	7									7	
衛生技術	8			1						7	
放射線技師		1							1		
助産師		1							1		

※休職または休業者の人数は計上していない。

6 決算状況

2025 年度歳入決算

歳入		(円)	
款項目		予算現額	収入済額
13. 分担金及び負担金		29,745,000	28,606,962
	1. 負担金	29,745,000	28,606,962
	3. 衛生費負担金	29,745,000	28,606,962
14. 使用料及び手数料		32,477,000	31,143,300
	1. 使用料	1,728,000	1,837,290
	3. 衛生使用料	1,728,000	1,837,290
	2. 手数料	30,749,000	29,306,010
	3. 衛生手数料	30,749,000	29,306,010
15. 国庫支出金		488,615,000	424,313,893
	1. 国庫負担金	56,288,000	43,224,161
	3. 衛生費国庫負担金	56,288,000	43,224,161
	2. 国庫補助金	431,982,000	380,803,749
	1. 総務費国庫補助金	36,676,000	3,791,000
	2. 民生費国庫補助金	35,276,000	38,068,000
	3. 衛生費国庫補助金	360,030,000	338,944,749
	3. 委託金	345,000	285,983
	3. 衛生費委託金	345,000	285,983
16. 都支出金		456,889,000	468,542,794
	1. 都負担金	26,587,000	29,977,806
	2. 衛生費都負担金	26,587,000	29,977,806
	2. 都補助金	419,075,000	426,413,213
	2. 民生費都補助金	11,684,000	13,099,100
	3. 衛生費都補助金	407,391,000	413,314,113
	3. 委託金	11,227,000	12,151,775
	3. 衛生費委託金	11,227,000	12,151,775
17. 財産収入		3,012,000	3,153,803
	1. 財産運用収入	3,012,000	3,153,803
	1. 財産貸付収入	3,012,000	3,153,803
21. 諸収入		33,071,000	32,982,608
	4. 受託事業収入	1,000	0
	3. 衛生費受託事業収入	1,000	0
	6. 雑入	32,084,000	31,996,307
	5. 雑入	32,084,000	31,996,307
	7. 公営企業貸付金元利収入	986,000	986,301
	1. 公営企業貸付金元利収入	986,000	986,301
合計		1,043,809,000	988,743,360

2025 年度歳出決算

歳出

(円)

款項目節		予算現額	支出済額	不用額
4.	衛生費	3,555,899,000	3,131,387,124	424,511,876
1.	保健衛生費	3,555,899,000	3,131,387,124	424,511,876
1.	保健総務費	241,519,000	240,802,015	716,985
1.	報酬	1,065,700	1,043,335	22,365
4.	共済費	3,000	0	3,000
7.	報償費	882,000	741,500	140,500
8.	旅費	185,000	134,123	50,877
10.	需用費	932,900	869,166	63,734
11.	役務費	1,017,000	997,204	19,796
12.	委託料	220,230,100	219,830,129	399,971
13.	使用料及び賃借料	89,000	82,672	6,328
18.	負担金補助及び交付金	13,772,614	13,762,200	10,414
22.	償還金利子及び割引料	3,341,686	3,341,686	0
2.	健康推進費	439,539,000	391,595,322	47,943,678
1.	報酬	192,000	172,818	19,182
7.	報償費	755,000	741,500	13,500
8.	旅費	31,000	14,467	16,533
10.	需用費	9,043,000	9,036,166	6,834
11.	役務費	6,057,000	6,045,550	11,450
12.	委託料	418,235,000	371,560,121	46,674,879
18.	負担金補助及び交付金	5,000,000	3,798,700	1,201,300
22.	償還金利子及び割引料	226,000	226,000	0
3.	保健予防費	2,826,965,000	2,460,854,958	366,110,042
1.	報酬	34,345,000	30,610,255	3,734,745
4.	共済費	115,000	80,334	34,666
7.	報償費	12,487,000	11,618,560	868,440
8.	旅費	586,000	495,738	90,262
10.	需用費	68,262,916	62,971,864	5,291,052
11.	役務費	4,709,000	3,648,454	1,060,546
12.	委託料	2,125,987,482	1,836,820,289	289,167,193
13.	使用料及び賃借料	327,000	234,231	92,769
17.	備品購入費	278,000	202,840	75,160
18.	負担金補助及び交付金	330,561,567	274,418,026	56,143,541
19.	扶助費	60,508,035	51,122,110	9,385,925
22.	償還金利子及び割引料	188,798,000	188,632,257	165,743
4.	生活衛生費	47,876,000	38,134,829	9,741,171
7.	報償費	256,000	219,000	37,000
8.	旅費	181,000	172,544	8,456
10.	需用費	8,004,000	7,144,546	859,454
11.	役務費	4,796,000	2,228,803	2,567,197
12.	委託料	29,645,000	25,485,931	4,159,069
13.	使用料及び賃借料	296,000	291,126	4,874
18.	負担金補助及び交付金	4,347,000	2,296,879	2,050,121
22.	償還金利子及び割引料	351,000	296,000	55,000

7 研修・教育

(1) 人材育成研修-圏域での取り組み

南多摩保健医療圏では、政令市保健所も多摩地域の保健所としてネットワークを築いていけるよう、南多摩保健所が事務局となり、圏域 5 市（八王子市、町田市、多摩市、日野市、稲城市）の連絡会や人材育成研修会を実施しており、町田市保健所も企画運営等に参画している。

新任期保健師向け人材育成研修実施状況（表 7-1）

日程	内容	参加者数
-	実施なし	-

中堅期保健師向け人材育成研修実施状況（表 7-2）

日程	内容	参加者数
2026 年 ①1 月 29 日 ②2 月 5 日	①国立保健医療科学院 公衆衛生看護研修報告（中堅期） ～地域ケアシステムの構築と PDCA(CAPD)による実践～ 講師：保健予防課母子保健係 担当係長 ②「地域ケアシステムの構築」 講師：社会福祉法人かがやき会 理事長	①22 名 ②23 名

南多摩保健医療圏地域保健・医療・福祉推進研修（人材育成研修：栄養士）実施状況（表 7-3）

日程	内容	出席者数
7 月 14 日	講演：「好き嫌い？偏食・食べてくれない子どもへの接し方 発達年齢別食事サポートのヒント～こだわりが強いお子さんの対応、保護者への支援～」 講師：（地独）神奈川県立病院機構神奈川県立こども医療センター偏食外来担当医	全体：183 町田：41

食育研修会実施状況（表 7-4）

日程	内容	出席者数
2026 年 2 月 18 日	講演：「やりっぱなしから脱却しよう！成果の”見える”食育の実践」 講師：上越教育大学大学院学校教育研究科 教授	全体：55 町田：14

(2) 実習生指導

公衆衛生を担う人材の育成のため、大学等の依頼に基づき保健師学生や管理栄養士学生等の実習生を受け入れ、保健所事業の説明、公衆衛生活動の実践指導や体験参加等を実施している。

実習生指導状況（表 7-5）

対象	学校名	実習 期間	受入 日数	実習生数		指導内容
				実	延	
保健師学生	杏林大学	40 日	40 日	6 人	120 人	健診・家庭訪問・面接・電話相談・健康教育・グループ活動の見学
管理栄養士学生	吉祥寺二葉 栄養調理 専門職学校	7 日	17 日	14 人	98 人	母子健康教育及び成人健康教育の見学、特定給食施設指導及び保健栄養/食育推進の説明、課題研究
医学生	北里大学	1 日	4 日	30 人	30 人	公衆衛生医師の役割、保健所業務の説明
公認心理師	桜美林大学	1 日	1 日	2 人	2 人	乳幼児健診と心理士の心理相談の見学、振り返り

8 各種協議会

(1) 町田市主催

ア 町田市保健所運営協議会

地域保健法に基づき、地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、保健所運営協議会を設置、開催している。

町田市保健所運営協議会開催状況（表 8-1）

日程	内容
8 月 5 日	・保健所運営協議会について ・「まちだ健康づくり推進プラン 24-31」について ・2024 年度事業実績報告及び 2025 年度事業計画と進捗状況

(2) 東京都南多摩保健所主催

南多摩保健医療協議会及び各部会や南多摩健康危機管理対策協議会が設置されており、南多摩保健医療圏域内における保健医療施策の協議や情報の共有を図っている。また、圏域内の保健・医療・福祉関係者への支援研修として、南多摩地域保健医療福祉フォーラムが開催されており参画している。

ア 南多摩地域保健医療協議会

南多摩地域保健医療協議会開催状況（表 8-2）

日程	内容	会場
7 月 30 日	・南多摩保健医療圏地域保健医療推進プランのベースラインについて ・部会設置及び委員の指名について ・地域医療安全推進分科会の開催方法の変更について（案） ・南多摩地域保健医療福祉フォーラムについて	来所：東京都南多摩保健所 新館 1 階講堂 オンライン：Microsoft Teams

イ 南多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン

南多摩保健医療圏（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市）に暮らす住民一人ひとりの健康増進と健康危機に対応する基本的な取組と今後の方向を示すものとして、「南多摩保健所医療圏地域保健医療推進プラン」を作成している。

「南多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン」（2024 年度～2029 年度）に基づいて取組を行った。

(3) その他主催

ア 町田市保健医療協議会

町田市の保健医療行政の向上を目的とし、町田市医師会を事務局として開催している協議会である。2025 年度は 10 月に開催され、町田市内の保健衛生に関する事項について協議を行った。

町田市保健医療協議会構成機関（表 8-3）

事務局	機関
○	町田市医師会
	町田市歯科医師会
	町田市薬剤師会
	町田消防署
	八王子労働基準監督署町田支署
	町田市民病院
	町田市
	町田市保健所

町田市保健医療協議会開催状況（表 8-4）

日程	内容	会場
10 月 16 日	(1) 規約改正について (2) 町田市歯科医師会休日・準夜急患こどもクリニック委託料増額について (3) 「東京都在宅医療推進強化事業（24 時間診療体制推進事業）」の事業継続について (4) 年末年始感染流行時における休日当番医増員及び委託料について	町田市 医師会館

Ⅱ 保 健 総 務

1 健康危機管理

地域保健法及びその他関係法令等に基づき、重篤な感染症や集団食中毒の発生、毒劇物の混入や化学剤、生物剤による集団健康被害など、市民や地域に健康被害がおよぶ恐れがあるさまざまな健康危機を、未然に防止するとともに、発生した場合には被害を最小限に食い止めるため、各関係機関等と連携調整し、健康危機への対応を図り、健康危機による被害の回復を含めた健康危機管理体制を構築している。

そのため、町田市健康危機管理委員会を開催し、各関係機関との健康危機管理体制について検討を行うとともに、所内における研修を実施している。

(1) 町田市健康危機管理委員会

医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他の原因により市民の生命及び健康の安全を脅かす健康危機事態に対する管理体制を確保するため関係機関から推薦された委員で構成する町田市健康危機管理委員会を設置している。

町田市健康危機管理委員会（表 1-1）

日程	内容
7 月 8 日	・町田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について ・町田市新型インフルエンザ等対策行動計画骨子案について
10 月 6 日	・町田市新型インフルエンザ等対策行動計画素案について ・今後のスケジュール ・町田市総合防災訓練における医療救護活動訓練の実施について
2026 年 2 月 2 日	・町田市新型インフルエンザ等対策行動計画改定(案)に係るパブリックコメントの実施結果について ・町田市新型インフルエンザ等対策行動計画最終案について ・町田市感染症予防計画に基づく訓練について

(2) 研修

「町田市保健所健康危機管理ガイドライン」に基づいて、保健所職員が的確な対応を行えるよう、また、新型インフルエンザ等対策について、所内において共通の認識を持てるよう、研修を実施している。

実施状況（表 1-2）

日程	内容	参加者数
6 月 16 日 6 月 18 日	N95 マスクフィットテスト	37
6 月 16 日 6 月 18 日 11 月 20 日	個人防護具着脱訓練	45

（３）町田市感染症予防計画

2022 年 12 月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)が改正され、都道府県に加えて保健所設置市においても、感染症を予防するための施策の実施に関する計画を策定することとなった。

新型コロナウイルス感染症への対応で得られた知見を踏まえ、今後の感染症の発生及びまん延に備え、感染症対策の一層の充実を図ることを目的として「町田市感染症予防計画」を 2024 年 3 月に策定した。

本計画は、感染症への迅速かつ的確な対応と人権尊重の要請の両立を基本として、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成 11 年厚生省告示第 115 号）及び東京都感染症予防計画に即して策定している。

（４）町田市保健所健康危機対処計画（感染症編）

地域保健法において、2023 年 3 月に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成 6 年厚生省告示第 374 号)」が改正され、各保健所・地方衛生研究所は「健康危機対処計画（感染症編）」を策定することとなった。

新型コロナウイルス感染症発生時の対応状況や課題等を踏まえ、今後の感染症対策を円滑に推進することを目的として「町田市保健所健康危機対処計画（感染症編）」を 2024 年 3 月に策定した。

本計画は、感染拡大時における保健所業務の優先順位や保健所業務ひっ迫時の組織体制を明確にするとともに、感染症危機に関するマニュアルの整備や実践的な訓練の実施を実効性のあるものとし、「町田市感染症予防計画」との整合性を確保しながら策定した。

（５）町田市新型インフルエンザ等対策行動計画

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小にすることを目的として、2014 年 3 月に策定した。

その後、新型コロナウイルス感染症への対応で得た知見や経験、および 2024 年の政府行動計画、2025 年の都行動計画の抜本改定を踏まえ、感染症危機に対し平時から備え、有事の際に迅速かつ着実な対策を実施することを目的として、2026 年 3 月に改定した。

対策項目を従来の 7 項目から、政府行動計画・都行動計画に合わせた 13 項目に拡充、発生段階を 3 期（準備期、初動期、対応期）に整理を行い、感染症にかかる緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、市の初動行動について明らかにしている。

2 統計調査

保健衛生行政の的確な推進及び各種行政効果を把握するために、その基礎資料となる各種統計調査を実施している。

(1) 基幹統計

統計法に基づく基幹統計として各種調査を実施している。

ア 人口動態調査

人口動態調査は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出をもとに、人口の動態事象を数理的に把握し、行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、毎年、各届出をもとに市区町村が調査票を作成し、保健所が審査のうえ、東京都を經由して厚生労働省へ提出している。

イ 医療施設（動態・静態）調査（2025 年度：動態調査のみ実施）

医療施設調査は、医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、毎年実施している医療法による届出や処分にに基づく動態調査、3 年周期で行い、一部を除くすべての病院・診療所を対象とした静態調査がある。

ウ 患者調査（2026 年度実施予定）

患者調査は、病院及び診療所を利用する患者について、その傷病状況等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、3 年周期で行い、層化無作為で抽出された医療施設を利用する患者を客体として実施している。

エ 国民生活基礎調査（2025 年度：町田市は 6 調査区を対象として実施）

国民生活基礎調査は、国民の保健、医療、福祉、年金等、国民生活の基礎事項について、世帯面から総合的に把握し、行政施策の基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的としている。

この調査は、国勢調査地区から層化無作為にて抽出された調査地区内すべての世帯及び世帯員を客体として毎年実施している。

(2) 一般統計

統計法に基づく一般統計として各種調査を実施した。

ア 社会保障・人口問題基本調査（2025 年度：町田市は 3 調査区を対象として実施）

人口・社会保障の実態把握のため、5 つの全国標本調査（出生動向基本調査・人口移動調査・世帯動態調査・全国家庭動向調査・生活と支え合いに関する調査）を毎年 1 調査ずつ実施し、行政施策に資する基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、国民生活基礎調査の調査地区内から無作為抽出した調査地区内のすべての世帯の世帯主及び世帯員を調査の客体として実施している。

2025 年度は、出生動向基本調査を行った。

イ 受療行動調査（2026 年度実施予定）

医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は 3 年周期で行い、全国の一般病院を利用する患者（外来・入院）を対象として、層化無作為抽出した一般病院を利用する患者を調査の客体として実施している。

ウ 地域保健・健康増進事業報告

地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、全国の保健所及び市区町村を対象として毎年実施している。

エ 国民健康・栄養調査（2025 年度：町田市は 1 調査区を対象として実施）

国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として栄養摂取状況調査、身体状況調査、生活習慣病調査を行っている。

この調査は、調査年の国民生活基礎調査において設定された単位区から、層化無作為抽出した 300 単位区内の世帯及び世帯員を客体として毎年実施している。

オ 歯科疾患実態調査（2028 年度実施予定）

歯科保健状況を把握し、8020 運動（歯科保健推進事業等）の種々の対策の効果についての検討や、健康日本 21 において設定した目標の達成度の判定を行い、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、4 年周期で行い、国民生活基礎調査の調査区に設定された単位区から、300 単位区を無作為に抽出し、当該単位区内の満 1 歳以上の世帯員を客体として実施している。

カ 乳幼児栄養調査（2025 年度以降は、こども家庭庁より委託を受けた民間事業者が実施）

全国の乳幼児の栄養方法及び食事の状況等の実態を把握し、授乳・離乳の支援、乳幼児の食生活改善のための基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は 10 年周期で行い、国民生活基礎調査により設定された地区から無作為に抽出した 1,106 地区内の 6 歳未満の子ども及びその乳幼児のいる世帯を客体として実施している。

3 医 務

(1) 施設関係

診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所などの施設について許可及び諸届出の受理を行っている。これらの施設に対しては、新規開設時や変更時を中心に必要に応じて実地調査を行っている。また、入院施設を有する有床診療所、衛生検査所については、計画に基づいた定期的な監視指導を行っている。

ア 施設数及び立入件数（表 3-1）

		施設数	新規件数	廃止件数	諸届	立入件数
2023		1,337	84	61	444	103
2024		1,345	89	81	536	94
2025		1,371	104	78	547	118
病院		21	－	－	33	－
診療所		353	52	38	254	64
(内訳)	有床	11	－	－	6	7
	無床	342	52	38	248	57
歯科診療所		233	8	7	81	19
(内訳)	有床	－	－	－	－	－
	無床	233	8	7	81	19
助産所		7	1	1	－	－
(内訳)	入所あり	1	－	－	－	－
	入所なし	6	1	1	－	－
施術所	あ・は・き	258	18	13	131	22
	柔	135	7	6	48	9
出張施術業務者		305	15	11	－	－
歯科技工所		57	3	2	－	3
衛生検査所		2	－	－	－	1

(注) 1 施術所について「あ:あん摩マッサージ指圧、は:はり、き:きゅう、柔:柔道整復」

2 病院からの申請、諸届については、東京都への経由事務である。

イ 診療所病床数及び助産所入所数（表 3-2）

年度	総数	診療所	歯科診療所	助産所
2023	123	121 (－)	－	2
2024	141	139 (－)	－	2
2025	141	139 (－)	－	2

(注) 一般診療所：()内は療養病床再掲

(2) 救急医療機関

救急医療機関は、病院又は診療所からの申し出に基づき、救急病院等を定める省令で定める基準に該当する施設を都知事が認定し告示しており、3年毎の更新制となっている。

保健所が医療機関からの申出書を受け付けたときは、実地調査を行い、調査書を作成した上で、申出書に添付して管轄の消防署へ書類を送付している。

救急医療機関（表 3-3）

名称	所在地	電話番号
あけぼの病院	中町 1-23-3	042-728-1111
町田市民病院	旭町 2-15-41	042-722-2230
多摩丘陵病院	下小山田町 1401	042-797-1511
町田慶泉病院	南町田 2-1-47	042-795-1668
町田病院	木曽東 4-21-43	042-789-0502
鶴川記念病院	三輪町 1059-1	044-987-1311
南町田病院	鶴間 4-4-1	042-799-6161
町田脳神経外科	根岸町 1009-4	042-798-7337
ふれあい町田ホスピタル	小山ヶ丘 1-3-8	042-798-1121

(3) 医療従事者免許

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係職種免許の新規、籍（名簿）訂正、書換交付、再交付等の申請の受理及び経由事務を行っている。

医療従事者免許受付件数（表 3-4）

年度	区分	総数	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	視能訓練士	作業療法士	理学療法士	その他免許
2023	総数	484	31	9	81	25	2	220	12	9	20	-	5	18	49	3
2024	総数	516	29	10	80	26	8	223	17	12	14	-	3	26	65	3
2025	総数	460	34	9	58	16	6	230	13	12	15	1	2	17	46	1
	新規	271	19	6	33	6	3	130	4	9	13	-	1	12	35	-
	籍訂正・書換	165	11	1	21	10	3	94	4	3	1	-	1	4	11	1
	再交付	15	-	1	1	-	-	6	5	-	1	-	-	1	-	-
	除籍（まっ消）	9	4	1	3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4 薬 事

(1) 医薬品等施設関係

薬局、医薬品販売業、麻薬小売業者、医療機器販売業などの施設について許可及び諸届の受理を行っている。これらの施設に対しては立入検査を実施し、店舗の構造設備、管理状況、医薬品の取扱いなどについて監視指導を行っている。また、医薬品等の適正な流通を確保するために各施設への一斉監視指導や医薬品等の収去検査を行っている。

ア 施設数及び立入件数（表 4-1）

			施設数	新規	廃止	更新	諸届	立入 件数
2023 年度			1, 969	141	100	152	2, 189	917
2024 年度			1, 979	90	80	106	1, 853	791
2025 年度			2, 020	136	95	142	2, 026	852
医薬品	薬 局		185	15	11	26	958	143
	販 売 業	卸売販売業	16	－	－	3	10	6
		店舗販売業	74	2	2	9	321	35
	薬局製剤製造業		3	－	2	1	－	2
	薬局製剤製造販売業		3	－	2	1	－	2
	麻薬小売業者		157	16	7	54	424	105
高度管理医療機器等販売業			231	17	14	29	160	118
高度管理医療機器等貸与業			133	10	9	19	87	69
管理医療機器販売業			872	52	31	・	58	186
管理医療機器貸与業			346	24	17	・	8	186

イ 医薬品等試験検査（表 4-2）

年度	品 目	検体数	検査項目	検査結果（検体数）	
				適	不適
2023	総数	5		5	－
2024	総数	5		5	－
2025	総数	5		5	－
	医療用医薬品	1	承認規格	1	－
	生薬・漢方製剤	1	承認規格	1	－
	化粧品	2	化粧品基準	2	－
	医療機器	1	認証基準	1	－

（注）収去品の検査は東京都健康安全研究センターに依頼した。

ウ 講習会

東京都各保健所、八王子市保健所、町田市保健所合同で、薬局等を対象とした薬事講習会を開催している。

2025年度はWEB開催とし、2026年1月13日から2月13日まで「薬業連携～保険薬局のトレーニングレポート事例と今後の展望～」等についてオンデマンドによる動画配信を行った。市内の薬局等89施設が聴講した。

(2) 毒物劇物

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者の登録及び諸届の受理並びに申請に基づく実地調査を行っている。また、農薬、シアン、トルエンなどを取り扱う事業者に対しては、保管管理状況や譲渡手続きなどの確認を行うため一斉監視指導を実施している。

施設数及び立入件数（表 4-3）

			施設数	新規	廃止	更新	諸届	立入 件数
2023 年度			183	3	7	8	22	50
2024 年度			183	2	2	11	20	36
2025 年度			183	1	1	13	24	47
毒 物 劇 物	販 売 業	一般販売業	57	1	1	11	20	29
		農業用品目販売業	6	－	－	2	4	7
		特定品目販売業	－	－	－	－	－	－
	業 務 上 取 扱 者	届出	2	－	－	・	－	2
		非届出	118	－	－	・	・	9

(3) 家庭用品

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、日常で使用する家庭用品による健康被害を防止することを目的に、市内の小売店等で販売されている家庭用品（繊維製品、家庭用化学製品等）を試買し、含有している有害物質の試験検査を民間試験検査機関に委託して行っている。

家庭用品試買試験検査（表 4-4）

年度	品目	検体数	延検査 項目数	検査結果（検体数）	
				適	不適
2023	総数	18	23	18	－
2024	総数	18	23	18	－
2025	総数	18	21	21	－
	繊維製品	15	16	16	－
	家庭用化学製品	3	5	5	－

(4) 不正大麻・けし撲滅

麻薬の原料が採れるけしや、幻覚物質を含む大麻は、法律で栽培等が禁止されている。

しかし、けしや大麻は自生していることがあるため、市内を巡回し、栽培が禁止されているけしや大麻を発見した場合は、抜き取りや関係機関への情報提供を行っている。

また、栽培が禁止されているけしや大麻は所持も禁止されているため、市民が発見した場合は、抜き取らずに保健所に通報するよう普及啓発を行っている。

5 地域医療システム推進事業

(1) 地域医療システム推進事業（医科）

町田市医師会の協力のもと、市民に対するかかりつけ医制度の推進や健康づくり・医療知識の普及を目的に、インターネットによる最新の医療機関情報や市民向けの医療情報の提供、各種講演会を実施している。

講演会開催状況（表 5-1）

日程	内容	参加者数
10月25日～ 11月25日	第47回 市民健康づくり講演会 会場・オンライン同時開催 あなたに潜む心臓病～どう手立てするか～ 講師：新潟大学大学院 医歯学総合研究科 循環器内科学 主任教授	会場参加：33 再生回数：85
2026年 3月16日～ 4月16日	第19回 まちだライフサポートセミナー 会場・オンライン同時開催 治療食と介護食 講師：町田市民病院 栄養科長 老人保健施設マイライフ尾根道 管理栄養士	会場参加：14 再生回数：150

(2) 地域医療システム推進事業（歯科）

町田市歯科医師会の協力のもと、市民に対するかかりつけ歯科医制度の推進や歯科医療知識の普及を目的に、インターネットによる最新の歯科医療機関情報や市民向けの歯科医療情報の提供、口腔ケアに関する講演会等を実施している。

講演会開催状況（表 5-2）

日程	内容	参加者数
9月27日	市民公開講座 「人生100年時代に向けて 楽しく学べるお口の健口（けんこう）」 講師：東京都町田市歯科医師会会員 歯科医師	54
11月9日	第40回ぼくとわたしのデンタルケア ・歯科医師によるむし歯、歯並び相談、歯科衛生士による歯みがき指導等 ・なってみよう！こども歯医者さん	95

(3) 薬の相談等に関する事業

町田市薬剤師会の協力のもと、家庭における健康の保持・増進を目的に講演会等を実施している。

講演会等の開催状況（表 5-3）

日程	内容	参加者数
2026 年 2 月 28 日	第 47 回 市民健康づくり講演会 ・やさしく分かる 終末期ケアと緩和医療 講師：町田市民病院 緩和ケア医長 ・在宅医療のお薬との上手な付き合い方 講師：町田市薬剤師会 理事	75

6 救 急 医 療 対 策 事 業

(1) 当番病院・当番医

市民が休祝日や夜間でも安心して医療が受けられるように、町田市医師会の協力のもと、休祝日と平日・土曜日の時間外及び夜間の救急患者に対する診療の確保を図っている。

ア 救急病院による休祝日救急診療

開始年度	1969 年度
診療科目・開設数	3 か所（内科系 1・外科系 2）（病院 ^{※1} ）
診療日・時間	日曜・祝休日・年末年始（12/29～1/3） AM9：00～翌日 AM9：00

イ 救急当番病院による平日・土曜日時間外救急診療

開始年度	1979 年度
診療科目・開設数	内科系 1 か所（病院 ^{※2} ）
診療日・時間	平日（年末年始除く） PM7：00～翌日 AM8：00 土曜日（祝休日・年末年始除く） PM1：00～翌日 AM8：00

ウ 当番医による休祝日急病診療（初療）

開始年度	1969 年度
診療科目・開設数	内科系 3 か所（診療所）
診療日・時間	日曜・祝休日・年末年始（12/29～1/3） AM9：00～PM5：00

※¹救急病院による休祝日救急診療の実施医療機関は、あけぼの病院、町田脳神経外科、多摩丘陵病院、町田慶泉病院、町田市民病院、町田病院、南町田病院、ふれあい町田ホスピタル及び鶴川記念病院の 9 医療機関。

※²救急当番病院による平日・土曜日時間外救急診療の実施医療機関は、あけぼの病院、多摩丘陵病院、町田慶泉病院、町田市民病院、町田病院、南町田病院、ふれあい町田ホスピタル及び鶴川記念病院の 8 医療機関。

救急病院による休祝日救急診療状況（年度・月別）（表 6-1）

月 年度		患者数	前年比	内訳				診療 日数	診療 施設数
				内科	小児科	外科	他科		
2023		5,348	△ 116	2,438	231	2,403	276	73	219
2024		6,787	1,439	3,758	297	2,570	162	72	216
2025		5,682	△ 1,105	2,900	212	2,348	222	73	219
月	4	322		155	12	137	18	5	15
	5	553		308	22	206	17	7	21
	6	338		146	21	162	9	5	15
	7	390		187	21	170	12	5	15
	8	480		257	19	176	28	6	18
	9	438		193	16	209	20	6	18
	10	293		125	9	149	10	5	15
	11	542		279	11	239	13	7	21
	12	644		305	26	295	18	7	21
	1	836		522	23	261	30	8	24
	2	454		234	16	178	26	6	18
	3	392		189	16	166	21	6	18

救急当番病院による平日・土曜日時間外救急診療状況（年度・月別）（表 6-2）

月 年度		患者数	前年比	内 訳				診療 日数	診療 施設数
				内科	小児科	外科	他科		
2023		2, 855	440	1, 952	199	597	107	293	293
2024		2, 411	△ 444	1, 753	47	545	66	293	293
2025		2, 258	△ 153	1, 594	58	515	91	292	292
月	4	166		107	9	39	11	25	25
	5	170		117	4	46	3	24	24
	6	166		119	1	44	2	25	25
	7	197		141	6	44	6	26	26
	8	210		152	6	49	3	25	25
	9	168		117	5	39	7	24	24
	10	134		92	4	33	5	26	26
	11	233		183	4	31	15	23	23
	12	231		167	7	48	9	24	24
	1	188		126	3	50	9	23	23
	2	185		131	2	43	9	22	22
	3	210		142	7	49	12	25	25

当番医による休祝日急病診療（初療）状況（年度・月別）（表 6-3）

月 年度		患者数	前年比	内訳				診療 日数	診療 施設数
				内科	小児科	外科	他科		
2023		6,935	2,576	6,049	608	23	255	73	216
2024		7,034	99	6,075	438	118	403	72	216
2025		6,112	△ 922	5,101	568	131	312	73	218
月	4	283		195	18	1	69	5	15
	5	453		405	27	0	21	7	21
	6	182		153	19	0	10	5	15
	7	228		183	38	0	7	5	15
	8	362		343	17	1	1	6	18
	9	427		289	20	78	40	6	18
	10	329		276	49	2	2	5	15
	11	920		752	122	0	46	7	21
	12	983		881	75	1	26	7	21
	1	791		672	36	0	83	8	24
	2	754		632	120	0	2	6	18
	3	400		320	27	48	5	6	17

（２）急患センター

休祝日等の歯科の急病患者に対する応急診療と障がい者や有病高齢者のための診療を行うため、東京都町田市歯科医師会の協力のもと、「休日応急歯科・障がい者歯科診療所」を開設し、診療を行っている。

ア 休日歯科応急診療

開始年度 1977 年度
診療科目・開設数 歯科 1 か所固定（健康福祉会館 1 階）
診療日・時間 祝休日・年末年始（12/29～1/3）AM9：00～PM5：00

イ 障がい者歯科診療所

開始年度 2007 年度
診療科目・開設数 歯科 1 か所固定（健康福祉会館 1 階）
診療日・時間 水曜・木曜・第 1～第 4 金曜（ただし、金曜が祝休日にあたる場合は、第 5 金曜も診療）（祝休日・年末年始除く）
AM9：00～PM5：00

休日歯科応急・障がい者歯科診療状況（年度・月別） （表 6-4）

月 年度	休日歯科急病診療			障がい者歯科診療		
	患者数	前年比	診療 日数	患者数	前年比	診療 日数
2023	294	22	73	2,417	31	99
2024	189	△ 105	22	2,528	111	148
2025	187	△ 2	22	2,499	△ 29	147
月	4	3		231		13
	5	29		216		13
	6	0		205		12
	7	3		235		14
	8	12		183		12
	9	6		192		12
	10	6		240		14
	11	5		195		12
	12	61		203		12
	1	55		203		11
	2	4		191		11
	3	3		205		11

ウ 休日・準夜急患こどもクリニック

休祝日等や準夜帯の小児初期急病患者に対する診療を実施するため、町田市医師会の協力のもと、「休日・準夜急患こどもクリニック」を開設し、診療を行っている。

開始年度	2002 年度
診療科目・開設数	小児科 1 か所固定（健康福祉会館 1 階）
診療日・時間	日中帯（日曜・祝休日・年末年始）AM9：00～PM5：00 準夜帯（毎日）PM 7：00～PM 10：00

休日・準夜急患こどもクリニック診療状況（年度・月別）（表 6-5）

月 年度	日中帯		準夜帯		日中帯 +準夜帯 患者数
	患者数	診療 日数	患者数	診療 日数	
2023	3,208	73	3,618	366	6,826
2024	2,636	72	2,918	365	5,554
2025	2,299	73	2,697	365	4,996
月	4	79	5	175	254
	5	182	7	226	408
	6	73	5	169	242
	7	98	5	199	297
	8	108	6	203	311
	9	115	6	167	282
	10	121	5	206	327
	11	537	7	424	961
	12	239	7	170	409
	1	234	8	194	428
	2	369	6	355	724
	3	144	6	209	353
年齢	0 歳	177		327	504
	1～5 歳	935		1,148	2,083
	6～15 歳	1,187		1,222	2,409
住所	市内	2,214		2,629	4,843
	市外	85		68	153

二次救急医療機関紹介件数（表 6-6）

年度	日中帯			準夜帯			日中帯+準夜帯		
	市民 病院	市民病院 以外	計	市民 病院	市民病院 以外	計	市民 病院	市民病院 以外	計
2023	34	5	39	68	15	83	102	20	122
2024	44	4	48	91	10	101	135	14	149
2025	25	4	29	76	15	91	101	19	120

(3) 自動体外式除細動器 (AED=Automated External Defibrillator)

ア 自動体外式除細動器 (AED) の設置

(目的) 市民が多く利用する施設にAEDを設置し、救命態勢の強化を図る。

(概要) 2004 年 7 月 1 日から医療従事者以外にもAEDの使用が認められたことを受け市の施設でAEDの設置を進めている。毎年、市内AEDの設置情報の集約を行っており、2025 年 10 月 1 日現在、市内 202 施設にAEDを設置している。

自動体外式除細動器 (AED) 市内公共施設設置場所 (表 6-7)

町田市庁舎	自由民権資料館
町田市民病院	プラザ町田 (町田市文化交流センター)
町田市民ホール	町田市バイオエネルギーセンター
町田市民フォーラム	クリーンセンター (2 センター)
健康福祉会館	子ども創造キャンパスひなた村
町田市保健所 (市庁舎 7 階 貸出用)	Nature Factory 東京町田
町田市保健所 (中町庁舎)	子どもセンター (5 施設)
国際版画美術館	子どもクラブ (6 施設)
町田市生涯学習センター	障がい者通所施設 (4 施設)
中央・さるびあ・金森図書館・町田市民文学館ことばらんど	町田市 (仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設
中学校給食センター (3 施設)	市立保育園 (5 園)
市立博物館	公立小学校 (40 校)
地域センター (市民センター等 14 施設)	公立中学校 (20 校)
スポーツ施設等 (14 施設)	和光大学ポプリホール鶴川
公園等 (11 施設)	高齢者福祉センター (6 センター)
デイサービスセンター等 (7 センター)	町田市子ども発達センター
学童保育クラブ (39 クラブ)	小野路宿里山交流館
町田新産業創造センター	町田シバヒロ
原町田一丁目駐車場	わくわくプラザ町田

イ 自動体外式除細動器 (AED) の一般貸出しの実施

スポーツ競技や行事などを開催する市内の団体を対象に自動体外式除細動器 (AED) の貸出しを行い、行事開催中の救命態勢の強化を図っている。

開始年度 2007 年 7 月

貸出条件 貸出期間中、一定の有資格者※を配置していること。

※AED の操作を含む普通救命講習会等の修了者・医師・看護師・保健師・救急救命士のいずれか

申込み 貸出希望期間の 2 か月前から 7 日前までに、書類を提出。また電話予約も受付。受渡しは各市民センターでも可。町田市ホームページ・広報まちだに掲載。

年度別貸出状況（表 6-8）

年度	貸出回数
2023	9
2024	6
2025	7

7 災害医療救護活動支援

災害対策基本法及び町田市防災会議条例に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に「町田市地域防災計画」（以下「防災計画」という。）を策定している。防災計画では、災害発生時に行う職務を対策部ごとに定めており、保健所は、健康対策部に属し、保健医療の調整本部を設置して、医療救護活動及び保健衛生活動の受援・活動を行う。

このうち、医療救護活動については、町田市医師会、町田市歯科医師会、町田市薬剤師会、町田市柔道整復師会との連携のもと、応急医療救護、医療器材・薬品等の調達等の業務を担うことになる。こうした計画を踏まえ、以下の訓練及び会議を行った。

（１）医療救護活動訓練一覧（表 7-1）

日程	内容	参加者数
6 月 23 日	2025 年度町田市総合水防訓練 ・風水害時を想定した医療救護活動に関する避難所開設訓練	15
10 月～11 月	2025 年度総合防災訓練 ○救護統括班 ・緊急医療救護所立ち上げ訓練、トリアージ訓練、防災システム習熟度向上訓練、広域災害救急医療情報システム（E M I S）、I P 無線の習熟訓練 ○保健班 ・発災時の体制確認について動画視聴、防災システム操作確認 ○衛生班 ・本部訓練、避難施設アセスメント訓練、防災システム習熟訓練	77

(2) 防災通信訓練一覧 (表 7-2)

日程	内容
2026 年 3 月 19 日	第 1 回 災害時情報共有ツール（広域災害救急医療情報システム(EMIS)）を活用した訓練 ・参加機関：市内医療機関・保健総務課職員
2026 年 3 月 25 日	第 2 回 災害時情報共有ツール（BCPortal、東京都防災行政無線）を活用した訓練 ・参加機関：市内医療機関・保健総務課職員

主催：東京都保健医療局医療政策部救急災害医療課

(3) 南多摩医療圏通信訓練 (表 7-3)

日程	内容
9 月 16 日	EMIS、PEACE、IP 無線、防災 FAX を使用した通信訓練。 ・参加機関：市内医療機関・防災課職員・保健総務課職員
2026 年 1 月 20 日	EMIS、PEACE、IP 無線、防災 FAX を使用した通信訓練。 ・参加機関：市内医療機関・防災課職員・保健総務課職員

主催：南多摩保健医療圏地域災害対策拠点（東京医科大学八王子医療センター）

(4) 会議一覧 (表 7-4)

日程	内容	参加者数
2026 年 1 月 29 日	2025 年度災害医療関係者連絡会 ・2025 年度災害医療関係事業報告、2025 年度医療救御活動訓練の振り返り及び来年度の実施について、医療救護所について ・参加機関：町田市災害医療コーディネーター、町田市災害薬事コーディネーター、町田市医師会、町田市歯科医師会、町田市薬剤師会、町田市柔道整復師会、防災課、保健総務課	19

8 医療安全支援センター

医療に関する市民（患者・家族）からの苦情や相談への対応、市民への医療安全に関する普及・啓発、診療所等の医療提供施設への助言・情報提供を行うことで、市民及び医療提供施設双方への支援を行い、市民が安心して医療サービスを利用できる体制をつくることを目的に、医療法第6条の13に基づき、町田市医療安全支援センターを設置している。

（1）医療安全相談窓口

ア 相談日時

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日

午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで

※相談専用電話を設け、主に電話で相談に対応

（来所、メールフォーム、FAX、手紙での相談も可能）

イ 相談内容

市民又は市内の医療機関を受診された方からの医療に関する相談

ウ 相談対象

市民の方又は市内の医療機関を受診された方、市内の医療機関の方

エ 相談員

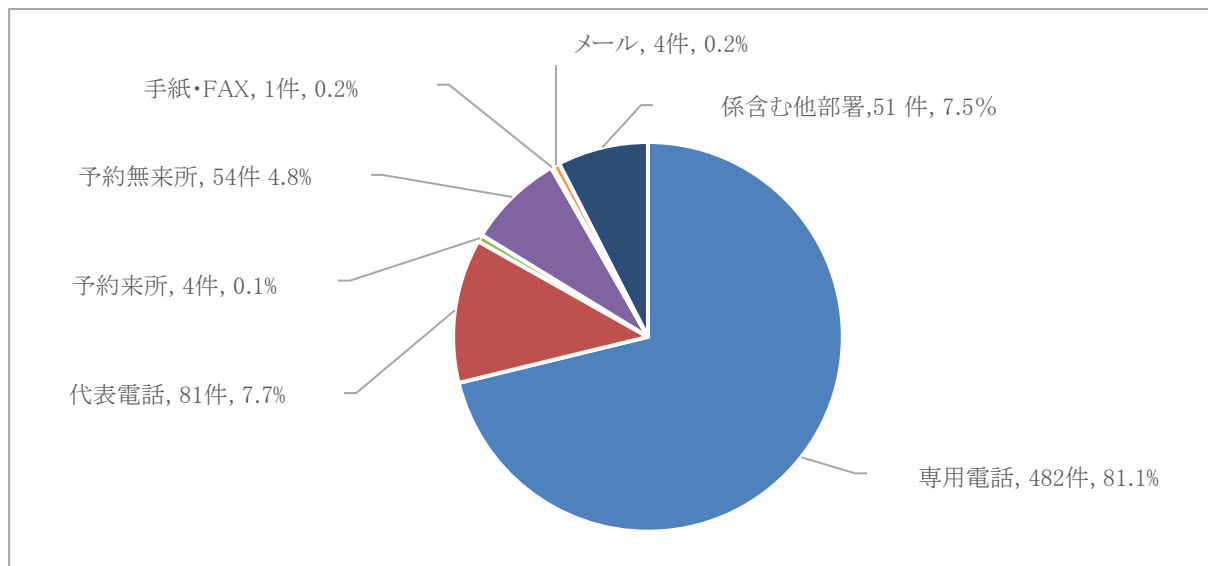
医療資格者（看護師、薬剤師等）

オ 実績

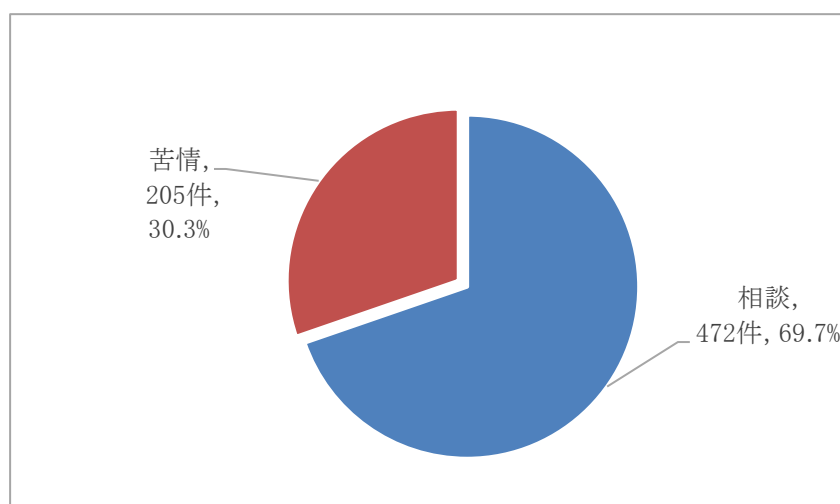
（ア）相談日数、件数（表 8-1）

相談日数	相談件数	平均対応時間 (分)
192	677	14

（イ）相談方法（図 8-1）



(ウ) 相談内容 (図 8-2)



(エ) 相談・苦情内容と割合 (表 8-2)

相談・苦情内容	割合 (%)
医療機関の案内	40.6
医療行為・医療内容	16.5
コミュニケーション	9.3
健康・病気に関すること	13.4
医療費	7.2
その他 (薬に関すること等)	12.9

※パーセンテージ (%) は小数点第一位で表記した関係上、合計 100% ではない。

(2) 医療安全推進協議会

市民からの相談等に適切に対応するために、医療サービスを利用する方、学識経験を有する方、医療関係団体の代表を構成員とする協議会を開催した。

開催状況 (表 8-3)

開催日	内容
7 月 24 日	開催方法：対面開催。医療安全支援センターの運営方針及び業務内容に関することや個別相談事例等のうち重要な事例や専門的な事例に関することの協議

(3) 医療安全施策の普及・啓発

医療安全についての知識を普及するために、市内の医療従事者向けにオンライン講演会を開催した。また、「みんなの健康だより」を活用して、医療安全に関する情報提供を行った。

講演会の実施状況 (表 8-4)

日程	内容	参加者数
2026 年 1 月 20 日 ～ 2 月 28 日	オンデマンド動画配信 ペイシェント・ハラスメントの事例と対応術～安心して医療現場で働くために～ 講師:株式会社ウィ・キャン 取締役企画部長	166

9 歯科保健普及対策・摂食嚥下機能対策

園児、児童及び生徒や、高齢者・障がい者等の口腔の健全を保ち、健康増進に寄与することを目的に、歯科保健担当職員等に対して、歯科保健に関する研修会を行っている。また、保育園・幼稚園等の歯科健康診査の結果を情報収集し、歯科衛生士が分析した結果を各園に情報発信、助言している。

摂食嚥下機能支援事業は、町田市内の要介護高齢者や障がい児（者）の摂食嚥下障害を未然に防ぐことを目的とし、歯科医師等の専門職による口腔機能評価や患者の機能改善のための診断、指導方法を習得するための人材育成研修会を、町田市歯科医師会に委託し実施した。

（１）保育園・幼稚園歯科保健情報の収集・分析・発信

ア 歯科健康診査結果（町田市保育園・幼稚園等合計）

乳歯の状況（表 9-1）

クラス		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
在籍数		516	1,179	1,412	2,238	2,375	2,394	10,114
受診者数①+②		445	1,059	1,285	2,087	2,243	2,232	9,351
①むし歯がある子	ア 未処置あり	0	12	34	112	193	227	578
	イ 処置完了	0	0	2	20	52	104	178
再掲:4 本以上のむし歯がある子		0	2	8	22	57	93	182
②むし歯のない子		445	1,047	1,249	1,955	1,998	1,901	8,595
乳歯むし歯の本数	総数 ウ+エ	0	31	99	329	754	1,078	2,291
	ウ 未処置歯	0	31	82	246	545	604	1,508
	エ 処置歯	0	0	17	83	209	474	783

永久歯の状況（表 9-2）

クラス		4 歳児	5 歳児	合計
永久歯が生えている子③+④		139	825	964
③永久歯のむし歯がある子	ア 未処置歯がある子	0	5	5
	イ 処置完了している子	0	2	2
④永久歯のむし歯がない子		139	818	957
永久歯の内容	総数 ウ+エ+オ	251	2,428	2,679
	ウ 未処置歯 本数	0	7	7
	エ 処置歯 本数	0	3	3
	オ むし歯未経験歯本数	251	2,418	2,669

イ 歯科健康診査結果（町田市保育園合計）

乳歯の状況（表 9-3）

クラス		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
在籍数		510	1,135	1,281	1,132	1,155	1,115	6,328
受診者数①+②		440	1,023	1,172	1,026	1,064	1,007	5,732
①むし歯がある子	ア 未処置あり	0	12	29	67	79	102	289
	イ 処置完了	0	0	2	12	29	40	83
再掲:4 本以上のむし歯がある子		0	2	7	12	31	47	99
②むし歯のない子		440	1,011	1,141	947	956	865	5,360
乳歯むし歯の本数	総数 ウ+エ	0	29	84	210	356	472	1,151
	ウ 未処置歯	0	29	71	156	250	270	776
	エ 処置歯	0	0	13	54	106	202	375

永久歯の状況（表 9-4）

クラス		4 歳児	5 歳児	合計
永久歯が生えている子③+④		97	497	594
③永久歯のむし歯がある子	ア 未処置歯がある子	0	5	5
	イ 処置完了している子	0	2	2
④永久歯のむし歯がない子		97	490	587
永久歯の内容	総数 ウ+エ+オ	160	1,557	1,717
	ウ 未処置歯 本数	0	7	7
	エ 処置歯 本数	0	3	3
	オ むし歯未経験歯本数	160	1,547	1,707

ウ 歯科健康診査結果集計表（町田市幼稚園合計）

乳歯の状況（表 9-5）

クラス		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
在籍数		6	44	131	1,106	1,220	1,279	3,786
受診者数①+②		5	36	113	1,061	1,179	1,225	3,619
①むし歯がある子	ア 未処置あり	0	0	5	45	114	125	289
	イ 処置完了	0	0	0	8	23	64	95
再掲:4 本以上のむし歯がある子		0	0	1	10	26	46	83
②むし歯のない子		5	36	108	1,008	1,042	1,036	3,235
乳歯むし歯の本数	総数 ウ+エ	0	2	15	119	398	606	1,140
	ウ 未処置歯	0	2	11	90	295	334	732
	エ 処置歯	0	0	4	29	103	272	408

永久歯の状況（表 9-6）

クラス		4 歳児	5 歳児	合計
永久歯が生えている子③+④		42	328	370
③永久歯のむし歯がある子	ア 未処置歯がある子	0	0	0
	イ 処置完了している子	0	0	0
④永久歯のむし歯がない子		42	328	370
永久歯の内容	総数 ウ+エ+オ	91	871	962
	ウ 未処置歯 本数	0	0	0
	エ 処置歯 本数	0	0	0
	オ むし歯未経験歯本数	91	871	962

（２）研修会・講習会

研修会・講習会（表 9-7）

日程	内容	対象者	参加者数
7 月 10 日～ 8 月 8 日	【動画配信】口のけがとその対応について 講師：日本大学松戸歯学部教授、歯科医師	保育園・幼稚園職員	再生回数：282
①11 月 1 日～ 11 月 30 日 ②12 月 15 日 ～1 月 15 日	【動画配信】子どもの食べる機能の発達について ～おいしく上手に食べるために～ 講師：明海大学歯学部教授、歯科医師	市民	再生回数：445 (①352、②93)
12 月 22 日	歯・口のけがとその対応 ～応急処置と経過観察の実際～ 講師：東京科学大学講師、歯科医師	学校歯科保健担当者	48
2026 年 2 月 5 日～ 3 月 5 日	【動画配信】障がい児・者の口腔ケア ～障がい特性を考慮したケア～ 講師：日本歯科大学口腔リハビリテーション 多摩クリニック、歯科衛生士	障がい者施設職員等	再生回数：54
2026 年 3 月 5 日～ 3 月 25 日	【動画配信】要介護高齢者の口腔ケアのポイント ～基本から実践まで～ 講師：日本歯科大学口腔リハビリテーション 多摩クリニック、歯科衛生士	高齢者施設職員等	再生回数：149

(3) 摂食嚥下機能支援事業

研修会・講習会 (表 9-8)

日程	内容
10 月 18 日	摂食嚥下研修会 「食べることを歯科がどう支えるか」 講師：日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック、歯科医師
2026 年 2 月 14 日	摂食嚥下研修会 「これでわかるミールラウンド」 講師：日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック、歯科医師

Ⅲ 健 康 推 進

1 地域保健普及啓発

(1) 薬物乱用防止

薬物乱用の根絶を図るために、東京都薬物乱用防止推進町田地区協議会と連携し、地域社会に根ざした効果的な薬物乱用防止の啓発活動として、薬物乱用防止普及啓発イベントを行っている。また、中学生対象の薬物乱用防止ポスターと標語を募集し、会長賞や佳作、市長賞を設け、会長賞・市長賞作品は「広報まちだ」に掲載する他、入賞作品のポスターを作成し、公共施設等での掲示を行っている。

薬物乱用防止普及啓発状況（表 1-1）

日程	内容	対象	出席者数 (来場者数)
6月13日 ～ 7月9日	図書館特集コーナー 関連図書の設置 PR パンフレット啓発グッズの配布	市民	
7月7日 ～ 7月11日	(1)中学生による薬物乱用防止ポスター・標語の優秀作品の展示 (2)パネルの展示(薬物の種類やその影響など) (3)薬物標本の展示、啓発用 DVD の上映 (4)PR パンフレット、啓発グッズの配布	市民	247
6月4日 ～ 9月4日	中学生による薬物乱用防止ポスター・標語募集	市内 中学生	
2026年 1月1日	「広報まちだ」に中学生による薬物乱用防止ポスター・標語表彰式について掲載	市民	

市内中学生からの薬物乱用防止ポスター・標語の募集（表 1-2）

募集年度	ポスター部門		標語部門	
	応募数	応募学校数	応募数	応募学校数
2023	450	13	285	2
2024	520	12	763	4
2025	356	10	839	8

(2) 受動喫煙防止対策

受動喫煙の健康への影響等について普及啓発するために、日本禁煙学会専門指導者による防煙教育動画の配信や市庁舎での懸垂幕の掲示、庁用車へのマグネットステッカーの貼付を行った。

また、(一社)町田市医師会と連携し、禁煙外来クリニックの周知を行っている他、市内の市立小・中学校等を通じて受動喫煙防止対策に関するチラシを配布し、周知を行っている。

受動喫煙対策に関するチラシの配布状況（表 1-3）

日程	対象	作成部数	内容
2026 年 2 月	小・中学生向け	160	防煙教育 ※チラシの他にテトル 29,760 件配信
	高校生向け	310	防煙教育
	一般向け	3,550	禁煙外来の周知

（３）普及啓発活動

ア 情報紙「みんなの健康だより」の発行

市民の健康づくりや公衆衛生に関する意識の向上に寄与することを目的に、健康をキーワードにしたニュースや季節に沿ったトピックを掲載した情報紙として 2011 年度から発行している。さらに 2025 年度については、過去に発行した「みんなの健康だより」を再編集したデジタルコンテンツ「みんなの健康だよりミニっつ」を 2 回配信した。

みんなの健康だより発行状況（表 1-4）

	47 号	48 号
発行時期	7 月 1 日	10 月 15 日
発行部数	96,000	96,000
配布方法	・新聞折込による各戸配布 ・市関連施設での配布 ・市公式ホームページでの掲載	

イ「町田市ウォーキングマップ」の公開

歩きながら気軽に健康づくりができるよう、市内のおすすめ散歩コースを掲載した「町田ウォーキングマップ」を 2019 年度に 26,000 部作成し、2020 年度に市関連施設で配布した。配布終了後は、町田市のホームページで公開している。マップでは、市内の観光スポットや公園、歴史的・文化的スポット等、市内全域に渡る 15 コースを紹介しているほか、健康づくりの視点も踏まえ、歩行距離・時間や消費エネルギー量、ウォーキングの効果等も記載している。

（４）熱中症対策

市内の熱中症発生の抑制を目指すため、庁内及び関係団体、民間企業等と連携して熱中症予防の啓発に取り組んでいる。特に、熱中症弱者（高齢者・子ども等）に対して、周囲が協力して注意深く見守る等、広く熱中症予防を呼びかけている。

町田市省エネルギー等対策会議の下、市の関連部署で組織する熱中症対策推進部会を開催し、各課の熱中症対策に関する情報共有、熱中症を含む気候変動適応策等の推進に関する検討を行った。

また、2025年度は、クーリングシェルター登録施設について、東京都が推進する外出時の暑さを避けるための一時的な休憩場所である **TOKYO** クールシェアスポットへの登録も行った。
（市・都所管施設 35 か所 民間施設 10 か所、合計 45 か所）

普及啓発活動（表 1-5）

実施	内容
4 月 23 日～ 10 月 22 日	・ 庁舎施設案内モニターを用いた注意喚起 ・ まちだ子育てサイトや子育て情報メール配信による注意喚起 ・ 町田市 L I N E ・メール配信による注意喚起 ・ 民間協定締結事業者と協働して、以下の普及啓発を実施 熱中症予防のチラシとポスターの作成及び配布（大塚製薬株式会社） 市内の自動販売機に熱中症予防のポスターを掲示（株式会社伊藤園） FC 町田ゼルビアホームゲームでの熱中症対策ブースの出展（花王株式会社、FC 町田ゼルビア）

2 自殺総合対策事業

自殺死亡率の減少を目標に、自殺対策を推進している。

(1) 広報・普及啓発

様々な分野における相談先について盛り込んだリーフレット「悩みの相談先一覧」を17,000部作成し、市内施設へ設置した。また、9月と3月の自殺対策強化月間に合わせて、鉄道事業者等と協働した普及啓発キャンペーンを行った。「広報まちだ」及び「みんなの健康だより」にも自殺対策の情報を掲載した。

(2) 相談・支援の充実（総合相談会の実施）

ア 総合相談会の実施

複数の関係機関が集まり、1つの場所で相談を受け付ける「総合相談会」を9月1日と2026年3月23日に開催した。（設置窓口：①こころの悩み、②女性・家族の悩み、③法律関連、④労働問題、⑤求職、⑥生活困窮、⑦高齢者）

イ SNS自殺防止相談事業の実施

インターネット広告機能を活用し、生きづらさに関する「孤独でつらい」などの単語をインターネット（google）で検索した際に、相談を促すサイトを表示し、そのサイトからワンクリックで相談につながるができる事業を年間を通じて実施した。

(3) 連携体制の構築

ア 町田市自殺対策推進委員会

市の自殺対策計画である「まちだ健康づくり推進プラン24-31」の推進に関することを協議するために、関係機関、市民・自死遺族支援団体代表、行政機関で組織している。2025年度は、2回（5月・11月）実施した。

イ 町田市自殺対策推進庁内連絡会

市の自殺の現状についての共通認識を持ち、連携・協力して総合的な対策を推進するために、直接市民と窓口でかかわる部署を中心に、2025年度は、2回（5月・10月）実施した。

(4) ゲートキーパーの養成

自殺のリスクに繋がるような悩みやサインに気づき・つなぐ人を養成するため、関係機関と連携して、ゲートキーパー養成講座を実施した。2025年度は、3講座の動画配信（再生回数534回※）、8回の講座（参加者2,261人）を実施した。※ 再生回数は、2026年3月31日時点

動画配信内容 (表 2-1)

日程	内容	対象	再生回数
通年	市民向けゲートキーパー養成講座（動画配信） 講師：NPO 法人 OVA	市民	221
通年	学校関係者向けゲートキーパー養成講座（動画配信） 講師：NPO 法人 OVA	学校関係者	215
通年	専門職向け、フォローアップゲートキーパー養成講座（動画配信） 講師：NPO 法人 OVA	専門職、フォローアップ	98
合 計			534

講座開催内容 (表 2-2)

日程	内容	対象	参加者数
7 月 30 日	学校関係者向けゲートキーパー養成講座 講師：NPO 法人メンタルケア協議会	学校関係者	110
9 月 26 日	市民向けゲートキーパー養成講座（オンライン講座） 講師：NPO 法人 OVA	市民	29
9 月 29 日	地域ネットワーク向けゲートキーパー養成講座 講師：NPO 法人 OVA	地域ネットワーク	18
12 月 2 日	学校関係者向けゲートキーパー養成講座（オンライン講座） 講師：NPO 法人 OVA	学校関係者	23
2026 年 2 月 2 日 ～2 月 20 日	市職員向けゲートキーパー養成講座 ※Microsoft Forms を活用した設問形式で実施	市職員	2,008
2026 年 1 月 27 日	学校関係者向けゲートキーパー養成講座(オンライン講座) 講師：NPO 法人 OVA	学校関係者	60
2026 年 3 月 16 日	専門職向け兼フォローアップゲートキーパー養成講座 講師：NPO 法人 OVA	専門職、フォローアップ	7
2026 年 3 月 25 日	専門職向け兼フォローアップゲートキーパー養成講座 講師：NPO 法人全国自死遺族総合支援センター 自死遺族・遺児スタッフ	専門職、フォローアップ	6
合 計			2,261

3 健康づくり推進

(1) 健康づくり推進に関する民間協定

民間企業のノウハウを活かし、効果的に市民の健康づくりを推進するため、民間企業と協定を結び取り組んでいる。

協定の主な内容は以下のとおりである。

民間協定（表 3-1）

NO	協定名称	企業名	締結日	2025 年度の主な取り組み
1	がん予防普及啓発及び検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定	アフラック生命保険株式会社	2015 年 7 月 22 日	がん検診普及啓発（町田市作成のがん検診チラシを配布） 熱中症予防チラシの配布
2	町田市と第一生命保険株式会社との包括連携に関する協定 （切替前：がん予防普及啓発及び検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定）	第一生命保険株式会社	2018 年 10 月 9 日 （切替前の協定 締結日：2015 年 7 月 22 日）	がん検診普及啓発（町田市作成のがん検診チラシを配布） 熱中症予防チラシの配布
3	がん予防普及啓発及びがん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定	朝日生命保険相互会社	2017 年 3 月 22 日	がん検診チラシの配布 ピンクリボン運動 熱中症予防チラシの配布
4	健康づくり及び地域活性化と市民サービスの向上に向けた連携に関する協定	大塚製薬株式会社	2017 年 3 月 22 日	健康情報に関する普及啓発 熱中症対策アンバサダー資格取得サポート 熱中症予防ポスターの作成及び掲示
5	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	ファイザー株式会社	2017 年 3 月 22 日	「みんなの健康だより特別号」に 薬育に関する Web サイトのリンクを掲載
6	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	中外製薬株式会社	2018 年 10 月 1 日	乳がん及び子宮頸がんの予防、検診促進のための資料提供
7	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	協和キリン株式会社	2018 年 10 月 1 日	－
8	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	株式会社リンケー ージ	2020 年 8 月 1 日	禁煙支援に関する動画の配信

9	町田市と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定 (切替前:健康づくりに向けた包括的連携に関する協定)	明治安田生命保険相互会社	2024年7月25日 (切替前の協定締結日:2020年11月10日)	がん予防普及啓発(町田市作成のがん検診チラシを配布) 「からだ測定会&運動プログラム」参加実施(血管年齢測定とベジチェック) 「まちだ福祉まるごとサポートセンター」の案内チラシ配布 「町田市の介護予防事業のご案内」チラシ配布 熱中症予防チラシの配布
10	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	株式会社伊藤園	2020年11月10日	熱中症予防普及啓発(市内自動販売機への熱中症予防ポスターの掲示)
11	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	住友生命保険相互会社	2020年11月10日	Tokyo 健康ウォークでの健康測定ブースの出展 がん検診のチラシ配布の協力 熱中症予防チラシの配布
12	町田市と株式会社ゼルビアとの包括連携に関する協定 (切替前:健康づくりに向けた包括的連携に関する協定)	株式会社ゼルビア	2025年12月12日 (切替前の協定締結日:2021年6月1日)	1歳6か月児定期健診(ハンドタオル贈呈) ホームゲーム大型ビジョンによる啓発 ホームゲームブース出展(熱中症・ピンクリボン) インフルエンザ感染予防に関する普及啓発 がん検診啓発動画の作成
13	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	株式会社丸井グループ	2021年9月16日	健康づくりに関する普及啓発(デジタルサイネージを利用した普及啓発活動) 自殺対策普及啓発(ゲートキーパー普及啓発ステッカーの貼付)
14	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	花王株式会社ヘルス&ビューティケア事業部門スキンケア事業部	2024年6月18日	健康づくりに関する普及啓発(イベント等での熱中症に関する普及啓発活動)

(2) 町田市総合健康づくり月間

“いきいきと自分らしく生きる”ことを目指し、一人ひとりの健康づくりが推進されるよう情報発信・交流・体験を通して健康づくりを体感できるイベントとして開催している。

○町田市総合健康づくり月間 2025

2019年度まで毎年11月に開催していた「総合健康づくりフェア」に代わり、2020年度から11月の1か月間を「町田市総合健康づくり月間」とした。2025年度も11月1日から11月30日まで、関係団体や庁内関係部署と協働し、「町田市総合健康づくり月間」を開催した。

子どもから高齢の方までが、さまざまな場面で気軽に健康づくりに取り組めるように、「ここから始まる健康づくり」をコンセプトとし、オンライン上での体操や講座、様々な会場での体験会等、子どもから高齢者まで参加できるコンテンツを紹介した。

概要(表 3-2)

日程	11月1日～11月30日
実施場所	市内各会場およびオンライン開催
事務局	保健所健康推進課
関係各課	文化スポーツ振興部文化振興課 いきいき生活部高齢者福祉課 保健所保健総務課 保健所健康推進課 保健所保健予防課
協力団体等	一般社団法人町田市薬剤師会 小野路公園 鶴間公園 子ども創造キャンパス ひなた村 ペスカドーラ町田&高ヶ坂 SC 町田市立室内プール 町田市薬師池公園四季彩の杜 西園 株式会社リンケージ 鶴川サナトリウム病院 公益社団法人 東京都町田市歯科医師会 公益社団法人 相模原・町田大学地域コンソーシアム 町田市立総合体育館 まち・ひと・くらし研究会 一般社団法人 町田市スポーツ協会 成瀬クリーンセンターテニスコート ファイザー株式会社 東京都保健医療局

内容	(1)運動 ・自宅で行えるテニストレーニング(動画配信) ・自宅で行えるトレーニング(動画配信) ・ペスカドーラ町田 個人参加型フットサル&親子フットサル ・小野路公園 体操教室/シニア体力測定会/ピラティス ・すぽ一つ祭まちだ 2025 ・町田薬師池公園四季彩の杜西園「トレーニング、ヨガ、フラダンス等、全 20 講座」 ・町田市立室内プールレッスン ・鶴間公園 「ヨガ、ピラティス、太極拳等、全 14 講座」 ・Tokyo 健康ウオーク 2025/その他・健康増進 (2)娯楽・遊び ・芹ヶ谷公園でアートな動物園 2025 ・げんきっず/自然菜園サポーター/一輪車であそぼう/つくったりあそんだり (3)学び ・ぼくとわたしのデンタルケア ・くすりを楽しく学ぼう(オンラインセミナー) ・健康教育講座「子どもの食べる機能の発達について」(動画配信) ・食育講演会 ・お薬相談会 ・なぜ、歩くことで健康になるのか? 運動効果を引き出す歩き方 ・さがまちカレッジ ・がん検診勧奨動画の配信(動画配信) ・脳科学、行動心理学を使った賢く楽に禁煙支援・禁煙チャレンジする方法(動画配信) ・カラダを変える第一歩! 血糖値改善教室 ・栄養相談(個別) (会場参加・オンライン参加併用) ・11 月 8 日は「いい歯の日」~いい歯フェア~ ・歯と口の健康講座 ・知っていますか? ヒアリングフレイル ・フレイル・サルコペニアを予防しよう
	参加人数 各会場での参加者数 6,374 人 動画等閲覧数 992 人

町田市総合健康づくり月間参加者数 (表 3-3)

年度	参加者数	動画等閲覧数
2023	2,777	606
2024	7,196	707
2025	6,374	992

4 が ん 検 診 等

がんの早期発見・早期治療・予防を目的として、各種がん検診を実施している。

(1) 胃がんリスク検診（ABC検診）

概要（表 4-1）

対象者	30 歳以上
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	2025 年 5 月 28 日～2026 年 2 月 28 日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診。受診回数は 1 回のみ
検診内容	問診・血液検査(ヘリコバクター・ピロリ抗体、血清ペプシノゲン)
一部負担金	800 円 ※ただし、30・40 歳(年度末年齢)、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市のホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示、個別受診勧奨はがきの送付

胃がんリスク検診年度別受診状況（表 4-2）

年度	受診者数 (X)	受診率	一次検診結果内訳人数			
			A	B	C	D
2023	2,578	2.9	1,975	408	162	33
2024	2,621	3.1	1,987	404	189	41
2025※	2,020	2.4	1,521	346	129	24

年度	要精密検査		精密検査		精密検査結果内訳実人数			除菌の指示を受けた人数
	人数 (Y)	率 (Y/X)	受診者数 (Z)	受診率 (Z/Y)	異常認めず	胃がん者数	その他	
2023	603	23.4	484	80.3	41	6	437	332
2024	634	24.2	488	77.0	57	3	428	299
2025※	499	24.7	247	49.5	22	1	224	148

※2026 年 5 月 21 日現在のデータ。精密検査結果を 2027 年 3 月 31 日まで追跡するため、修正の可能性がある。

(2) 子宮頸がん検診

概要 (表 4-3)

対象者	20 歳以上で偶数年齢となる女性
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	通年
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診(20 医療機関)。受診回数は年度内 1 回
検診内容	問診・視診・内診・細胞診
一部負担金	1,000 円。※ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市のホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示、個別受診勧奨はがきの送付、予防接種スケジュール管理システム「わくわくワクチンプラス」に子宮頸がん検診の案内を掲載

子宮頸がん検診年度別受診状況 (表 4-4)

年度	受診者数 (A)	受診率 (1)	受診率 (2)	異常 認めず	要精密検査		精密検査 受診		精密検査受診者結果 内訳実人数		
					人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常 認めず	子宮頸 がん 確定者 数	その他
2023	10,237	18.4	24.4	9,999	235	2.3	222	94.5	26	2	194
2024	10,825	18.8	23.0	10,577	248	2.3	224	90.3	30	4	190
2025※	9,410	18.0	21.8	9,189	221	2.3	115	52.0	15	2	98

- ・受診率(1)は 70 歳以上受診者を含む値となっている。
- ・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70 歳以上受診者を除く値となっている。

※2026 年 5 月 21 日現在のデータ。精密検査結果を 2027 年 3 月 31 日まで追跡するため、修正の可能性はある。

(3) 乳がん検診

概要 (表 4-5)

対象者	40 歳以上の偶数年齢となる女性
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	通年
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関(市内 6 か所)または、市外実施医療機関(8 か所)へ個別に申し込み、受診。受診回数は年度内 1 回
検診内容	問診・マンモグラフィ
一部負担金	2,000 円。※ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市のホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示、個別受診勧奨はがきの送付

乳がん検診年度別受診状況 (表 4-6)

年度	受診者数 (A)	受診率 (1)	受診率 (2)	異常認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者結果内訳実人数		
					人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常認めず	乳がん確定者数	その他
2023	8,341	17.7	25.9	7,403	938	11.2	908	96.8	418	40	450
2024	8,265	17.9	23.1	7,471	794	9.6	771	97.1	364	38	369
2025※	7,165	16.6	20.8	6,562	603	8.4	479	79.4	233	17	229

- ・受診率(1)は 70 歳以上受診者を含む値となっている。
- ・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70 歳以上受診者を除く値となっている。

※2026 年 5 月 21 日現在のデータ。精密検査結果を 2027 年 3 月 31 日まで追跡するため、修正の可能性はある。

(4) 大腸がん検診

概要 (表 4-7)

対象者	40 歳以上の方
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	2025 年 5 月 28 日～2026 年 2 月 28 日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診。受診回数は年度内 1 回
検診内容	問診・免疫便潜血検査 2 日法
一部負担金	800 円(500 円) ※()内の金額は成人健康診査との同時実施の場合。ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市のホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示

大腸がん検診年度別受診状況（表 4-8）

年度	受診者数 (A)	受診率 (1)	受診率 (2)	異常 認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者 結果内訳実人数		
					人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常 認めず	大腸 がん 確定 者数	その 他
2023	24,228	15.9	9.2	22,393	1,835	7.6	1,481	80.7	423	81	977
2024	24,184	15.8	8.8	22,334	1,850	7.6	1,480	80.0	396	88	996
2025※	23,414	15.3	8.1	21,529	1,885	8.1	1,049	55.6	248	48	753

- ・受診率(1)は70歳以上受診者を含む値となっている。
 - ・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70歳以上受診者を除く値となっている。
- ※2026年5月21日現在のデータ。精密検査結果を2027年3月31日まで追跡するため、修正の可能性がある。

（５）肺がん検診 概要（表 4-9）

対象者	40歳以上の方
関連する法律・例規	健康増進法第19条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	2025年5月28日～2026年2月28日
受診方法	（一社）町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診。受診回数は年度内1回
検診内容	質問、胸部エックス線検査、喀痰細胞診（50歳以上で喫煙指数（1日の喫煙本数×喫煙年数）が600以上の場合のみ実施）
一部負担金	胸部エックス線のみ1500円（500円）、胸部エックス線＋喀痰細胞診2000円（1000円）※（ ）内の金額は成人健康診査との同時実施の場合。ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市のホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示

肺がん検診年度別受診状況（表 4-10）

年度	受診者数 (A)	受診率 (1)	受診率 (2)	異常 認めず	要精密検査		精密検査 受診		精密検査受診者 結果内訳実人数		
					人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常 認めず	肺がん 確定者数	その 他
2023	9,250	6.1	4.2	9,107	143	1.5	123	86.0	67	7	49
2024	9,871	6.5	4.4	9,747	124	1.3	108	87.1	52	4	52
2025※	9,552	6.3	3.9	9,382	170	1.8	121	71.2	63	2	56

- ・受診率(1)は70歳以上受診者を含む値となっている。
 - ・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70歳以上受診者を除く値となっている。
- ※2026年5月21日現在のデータ。精密検査結果を2027年3月31日まで追跡するため、修正の可能性がある。

(6) がん予防普及啓発活動(表 4-11)

市民が、がんに関する知識や技術を得ることにより、よりよい健康を目指し、健康づくり活動の動機付けを得ることができるよう、がん予防普及啓発活動を実施している。

年度	内容
2025	【通年】 ・医療機関等でのポスター掲示 ・町田市LINE・メール配信(6月1日) ・町内会自治会へのがん検診案内ポスターの掲示(6月) ・がん検診開始の案内をデジタルサイネージで掲出(7月) ・みんなの健康だより7月1日号でがん予防に関する記事を掲載 ・がん征圧月間に市庁舎に懸垂幕及びライトアップ(9月) ・働く世代へ向けたがん検診勧奨チラシを作成、町田商工会議所ニュースへ封入等 ・アフラック生命保険株式会社・第一生命保険株式会社・朝日生命保険相互会社・住友生命保険相互会社・明治安田生命保険相互会社・日本生命保険相互会社との締結した協定に基づくチラシ配布、個別訪問等での周知 ・町田市公式 YouTube でがん検診の勧奨動画(FC 町田ゼルビアの選手出演)を配信(9月26日～3月末日) ・Tokyo 健康ウオーク(大腸がん検診の啓発イベント)でブース出展、啓発(11月24日) ・若者大大大作戦～WAKUWAKU～で若い世代への子宮頸がん検診啓発(2026年3月29日) 【10月ピンクリボン月間】 ・市庁舎1階イベントスタジオで啓発(10月6日～10月10日) ・市職員のピンクリボンストラップ着用 ・市庁舎へ懸垂幕・庁舎施設案内モニター掲示、市庁舎ライトアップ、わくわくワクチンアプリ通知、庁用車にマグネットシート貼付 ・神奈中バス・市民バスの車内、市関連施設でのポスター掲示 ・町内会自治会へポスターの掲示 ・町田市LINE・メール配信(10月1日) ・FC 町田ゼルビアのホームゲーム時に啓発グッズ配布及び電光掲示板掲示(9月27日) ・ペDESTリアンデッキライトアップ 【女性の健康週間(3月1日～8日)】 ・みんなの健康だよりミニッツで乳がん・子宮頸がん検診の受診勧奨記事を掲載 ・町田市LINE・メール配信(3月1日) ・市庁舎1階イベントスタジオで啓発(3月2日～6日)

(7) がん患者アピアランスケア用品購入費等助成金交付制度 (表 4-12)

がん患者が、がんに罹患する前と変わらず、地域社会で自分らしく生活できるよう、脱毛や乳房の切除など、がん治療に伴う外見(アピアランス)の変化にお悩みの方へ、ウィッグなどの購入等にかかる費用を助成している。

対象者	①申請日において町田市に住所を有する方 ②がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている方 ③がんの治療に起因する脱毛、乳房の切除等によりアピアランスケア用品を購入又はレンタルした方 ④他の同種の助成等の交付を受けていない方
関連する法律・例規	町田市がん患者アピアランスケア用品購入費等助成金交付要綱
助成対象品	・ウィッグ又は毛付き帽子 ・胸部補整具 【2025 年 7 月から追加した品目】 ・エピテーゼ（補正用人工物） ・帽子
助成金額	助成対象品の購入又はレンタル費用(税込み)の 1/2(100 円未満切り捨て)※上限 2 万円
助成回数	対象者 1 人につき 2 回まで(他区市町村で受けた助成も含む)
申請期限	助成対象品購入又はレンタル費用を支払った日の翌日から起算して 1 年以内
周知方法	町田市のホームページに掲載、がん治療を行う近隣病院とアピアランスケア用品販売店にチラシ配布

実施状況(表 4-13)

年度	実施件数	助成額
2023※	121 件	2,131,100
2024	200 件	3,396,800
2025	209 件	3,798,700

※2023 年 7 月から助成開始

5 成人健診事業

(1) 健康手帳の交付

特定健康診査・特定保健指導の記録、その他健康保持のために必要事項を記載し、自らの健康管理に役立てることを目的として交付している。

概要（表 5-1）

対象者	交付希望者
関連する法律・例規	健康増進法第 17 条第 1 項
交付方法	健康推進課窓口等で交付
交付冊数	29

(2) 成人健康診査（健康増進健康診査）

糖尿病・高血圧症・脂質異常症等の原因となる内臓脂肪症候群に着目した生活習慣病の予防を目的として、健康診査を実施している。

概要（表 5-2）

対象者	40 歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者 18 歳～39 歳の町田市民で、職場・学校等で健診の機会のない者 40 歳～74 歳の被用者保険の被保険者並びに被扶養者(詳細項目の実施がない場合のみ対象)
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条の 2、町田市成人健康診査実施要領
受診期間	40 歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者 2025 年 5 月 28 日～2026 年 2 月 28 日 18 歳～39 歳、40 歳～74 歳の被用者保険の被保険者並びに被扶養者 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申込みのうえ受診 受診回数は期間内 1 回 40 歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者には受診券発行 40 歳以上の生活保護等受給者で寝たきり状態の者は、往診による受診も可能
基礎的な診査項目	・問診 ・身体計測（身長、体重、BMI、腹囲） ・理学的検査 ・血圧測定 ・尿検査（糖・蛋白） ・血液検査（AST（GOT）・ALT（GTP）・γ-GT（γ-GTP）・HDL コレステロール LDL コレステロール・中性脂肪・血糖値・ヘモグロビン A1c）
詳細な診査項目	医師の判断により、必要に応じて実施 ・腎機能検査（尿素窒素・クレアチニン・尿酸・eGFR） ・貧血検査（白血球、赤血球、ヘモグロビン、ヘマトクリット） ・心電図検査 ・眼底検査 ・胸部エックス線検査直接撮影
受診者負担	500 円（18 歳～39 歳は 1000 円、住民税非課税世帯及び生活保護等受給者は無料）
勧奨方法	・40 歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者に受診券送付 ・「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載 ・19 歳の対象者に個別受診勧奨はがきを送付

受診状況（表 5-3）

区分	18 歳～39 歳			40 歳以上の 生活保護等受給者		
性別・総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数
対象者数	…	…	…	2,609	3,108	5,717
受診者数	854	978	1,832	616	884	1,500
受診率	…	…	…	23.6	28.4	26.2

※18 歳～39 歳の対象者数は不明。学校・職場等で健診機会を持つ方の人数は市では把握できないため。

年度別受診状況 18 歳～39 歳（表 5-4）

年度	受診者数	メタボリック判定			
		基準該当者数	予備群 該当者数	非該当者数	判定不能者数
2023	2,050	93	185	1,751	21
2024	1,948	84	192	1,656	16
2025	1,832	84	180	1,554	14

40 歳以上の生活保護等受給者（表 5-5）

年度	対象者数	受診者数	受診率	メタボリック判定			
				基準該当者 数	予備群 該当者数	非該当者数	判定不能者 数
2023	5,686	1,459	25.7	441	182	829	7
2024	5,743	1,519	26.4	456	200	857	6
2025	5,717	1,500	26.2	448	181	866	5

被用者保険追加健康診査（表 5-6）

年度	受診者数
2023	3,109
2024	2,986
2025	2,846

(3) 肝炎ウイルス検診

自身の肝炎ウイルス感染状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障がい回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として、肝炎ウイルス検診を実施している。

概要（表 5-7）

対象者	40 歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない者 保健指導については感染している可能性が極めて高い者及び陽性者
関連する 法律・例規	健康増進法第 19 条の 2
受診期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
受診方法	・（一社）町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申込みのうえ受診 ・受診回数は 1 回のみ ・成人健康診査と同時又は単独で実施
検診項目	問診・血液検査（B 型肝炎及び C 型肝炎ウイルス検査）
受診者負担	無料
勧奨方法	・「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載。医療機関にポスター掲示 ・2025 年度末年齢が 40 歳の者及び 2024 年度勧奨以降に市内へ転入してきた 45 歳以上（5 歳刻み）の年齢かつ過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない者へ個別受診勧奨はがきを送付

年度別受診状況（表 5-8）

年度	受診者数	感染の可能性が極めて高い者 または 陽性者	
2023	2,488	B 型	11
		C 型	3
2024	3,931	B 型	13
		C 型	1
2025	3,023	B 型	13
		C 型	5

IV 保 健 予 防

1 感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、関係機関と連携をとりながら感染症対策を行っている。

（１）感染症発生時の活動

ア 感染症法に基づく感染症の発生対応

感染症の予防及びまん延防止のため、患者の人権等に配慮しながら、関係機関と連携のうえ、患者・感染者に対する調査及び指導、関係者に対する健康診断等を実施している。

感染症発生状況（表 1-1）

項 目			2023 年度	2024 年度	2025 年度
感染症発生届出件数			421	111	387
疾患別再掲	二類	結核	52	32	43
		新型コロナウイルス感染症	330	－	－
	三類	腸管出血性大腸菌感染症	14	5	13
		腸チフス	－	－	－
		細菌性赤痢	－	－	－
	四類	E 型肝炎	1	4	3
		A 型肝炎	1	－	－
		レジオネラ症	3	5	2
	五類	アメーバ赤痢	3	1	1
		ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く）	－	－	－
		カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1	1	3
		急性弛緩性麻痺	－	－	1
		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	1	3
		後天性免疫不全症候群	－	－	－
		侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	－	－
		侵襲性肺炎球菌感染症	2	1	－
		急性脳炎	1	－	－
		水痘（入院例）	2	1	1
		梅毒	9	32	29
		百日咳	－	27	287
		風しん	－	1	－
		麻しん	－	－	1
就業制限通知件数			29	19	47
健康診断勧告・措置件数			312	247	168
入院勧告・措置人数			123	34	10
診査協議会開催回数			38	28	31
移送件数			37	5	6
消毒等依頼件数			－	－	－

※市内医療機関からの届出数（結核・新型コロナウイルス感染症は市外医療機関も含む）を計上

※五類感染症は全数届出疾患についての数

※新型コロナウイルス感染症は、2023 年 5 月 8 日から五類感染症（定点把握）に移行したため、2023 年 5 月 7 日までの数を計上

健康診断実施状況（一類感染症～三類感染症）（表 1-2）

年度	健診実施 実人員	健診実施実人数内訳		陽性数計 (陽性実人員数)	陽性数内訳		
		患者・ 関係者	海外 帰国者		一類 感染症	二類 感染症	三類 感染症
2023	86	86	－	4	－	－	4
2024	44	44	－	1	－	－	1
2025	34	34	－	2	－	－	2

※結核については、表 2-4 参照

イ 積極的疫学調査

相談等として持ち込まれた感染症疑いを含む事例について、感染症法第 15 条の規定に基づき、感染症の発生状況及びその原因を明らかにするための調査を行うとともに、まん延防止のための指導等を行っている。

積極的疫学調査実施状況（表 1-3）

類型	感染症名	調査対象件数							合計
		高齢者施設	障がい者施設	保育所	学校・幼稚園	医療機関	その他の施設	個人	
二類	結核（コッホ疑い含む）	7	0	0	0	8	8	39	62
三類	腸管出血性大腸菌感染症	0	0	1	0	0	0	15	16
	細菌性赤痢	0	0	0	0	0	0	1	1
四類	E 型肝炎	0	0	0	0	0	0	3	3
	A 型肝炎	0	0	0	0	0	0	0	0
	レジオネラ症	1	0	0	0	1	0	2	4
	エムボックス	0	0	0	0	0	0	0	0
五類 (全数)	デング熱	0	0	0	0	0	0	0	0
	アメーバ赤痢	0	0	0	0	0	0	1	1
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	0	0	0	0	0	0	3	3
	急性弛緩性麻痺	0	0	0	0	0	0	1	1
	後天性免疫不全症候群	0	0	0	0	0	0	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0
	水痘（入院例）	0	0	0	0	0	0	1	1
	梅毒	0	0	0	0	0	0	15	15
	急性脳炎	0	0	0	0	0	0	0	0
	百日咳	0	0	0	0	0	0	124	124
	風しん	0	0	0	0	0	0	0	0
	麻しん	0	0	0	0	0	2	7	9
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	0	0	0	0	0	3	3
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0
	R S ウイルス感染症	0	0	2	0	0	0	0	2
五類 (定点)	MRSA	0	0	0	0	1	0	0	1
	インフルエンザ	5	3	75	18	1	0	0	102
	感染性胃腸炎	1	1	26	2	1	0	0	31
	水痘	0	0	4	1	0	0	0	5
	咽頭結膜熱	0	0	1	0	0	0	0	1
	ヘルパンギーナ	0	0	1	0	0	0	0	1
	A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎（溶連菌）	0	0	4	1	0	0	0	5
	流行性角結膜炎	0	0	31	5	0	0	0	36
	手足口病	0	0	1	0	0	0	0	1
	新型コロナウイルス感染症	27	3	0	0	5	0	0	35
	伝染性紅斑	0	0	4	0	0	0	0	4
その他	疥癬	3	0	0	0	0	0	0	3
	ノロウイルス	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明熱	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウェルシュ菌	0	0	0	0	0	0	0	0
	シラミ寄生症（アタマジラミ）	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		44	7	150	27	17	10	215	470

※疾患名は疑い含む

※新型コロナウイルス感染症は 2023 年 5 月 8 日以降五類感染症（定点）となった

ウ 学級閉鎖

インフルエンザ様疾患の状況

インフルエンザ流行の早期探知と対応のため、「インフルエンザの防疫対策について（1973 年 9 月 20 日付衛情第 102 号、厚生省公衆衛生局保健情報課長通知）」に基づき、保育所、幼稚園、小学校、中学校及びその他の学校において、インフルエンザの施設別発生状況を報告している。

インフルエンザ様疾患による学級閉鎖状況（延べ数）（表 1-4）

年 度		総数	4 月	5 月	6 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
2023	学校数	6	0	0	0	0	2	3	0	1	0	0
	学年数	40	0	0	0	0	4	10	6	4	9	7
	学級数	410	0	0	4	15	84	43	55	61	111	37
2024	学校数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学年数	9	0	0	0	0	0	0	7	1	1	0
	学級数	93	1	1	0	0	2	4	75	8	0	2
2025	学校数	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	学年数	54	0	0	0	0	7	31	6	1	9	0
	学級数	441	1	0	0	2	28	160	35	68	143	4

※学校数は学校閉鎖の実施校数を、学年数は学年閉鎖の実施学年数を、学級数は学級閉鎖の実施学級数を示す

新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖状況（延べ数）（表 1-5）

年 度	2023	2024	2025
学校数	0	0	0
学年数	4	2	2
学級数	43	2	2

※学校数は学校閉鎖の実施校数を、学年数は学年閉鎖の実施学年数を、学級数は学級閉鎖の実施学級数を示す

(2) 平常時の活動

感染症の発生予防及びまん延防止を目的として、施設及び市民からの各種相談を受けると共に、発生動向調査の結果を還元、その時期に多い感染症の情報等の提供を行っている。

ア 感染症発生動向調査

地域における感染症の発生の状況及び動向の把握を目的として、感染症法第 14 条に基づく、感染症発生動向調査事業を実施している。

具体的には、東京都感染症発生動向調査事業の一環として、市内の定点医療機関から五類感染症の発生状況報告（小児科定点・インフルエンザ定点・眼科定点からは週単位、性感染症定点からは月単位）を受け、集計した情報を町田市感染症週報として、ホームページに掲載し、広く市民にも周知している。定点医療機関数は、小児科定点 8 箇所、インフルエンザ/COVID19 定点 13 箇所（うち 8 箇所は小児科定点を兼ねる）、眼科定点 1 箇所、性感染症定点 1 箇所である。

イ 感染症流行予測調査

予防接種法第 23 条第 4 項の規定に基づき、集団免疫の現状及び病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と併せて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図り、さらに長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測することを目的として行われる。隔年での調査であり、2025 年度に実施した。

ウ 普及啓発事業

地域における感染症の発生予防とまん延防止を目的として、感染症を中心とした健康情報を毎週ホームページに更新し、インフルエンザなどの流行時期には、「広報まちだ」にも注意喚起の記事を併せて掲載している。また、各種会議の場を活用し、感染症発生時・平常時の対策についての知識を広めている。

2 結 核 対 策

感染症法に基づき医療機関から送付される発生届により、感染症発生状況を把握している。

この章では、感染症の中でも特に発生数の多い結核（二類感染症）について記載する。

結核に罹患した患者に対しては、家庭訪問や結核病院への訪問、また面接相談などにより必要な支援及び指導を行うとともに、療養にかかる公費負担業務、患者の家族や接触者に対する健康診断・健康相談等を実施している。

（１）結核登録者の状況（表 2-1）

				医療形態									
				2023年 総数	2024年 総数	2025年 総数	入院	他疾患 入院	外来	医療なし	不明		
登録者総数				60	64	61	3	2	12	44	0		
登録患者数	活動性結核	活動性肺結核	総数		14	14	15	2	2	10	1	0	
			喀痰塗抹陽性	総数		9	8	5	1	1	3	0	0
				初回治療		9	7	4	1	1	2	0	0
				再治療		0	1	1	0	0	1	0	0
			その他菌陽性		4	4	7	1	1	4	1	0	
			菌陰性他		1	2	3	0	0	3	0	0	
		活動性肺外結核		5	2	3	1	0	2	0	0		
	2025 年 12 月 31 日	不活動性結核		41	48	43	0	0	0	43	0		
		不明		0	0	0	0	0	0	0	0		
	潜在性結核感染症（別掲）				29	15	10	0	0	1	8	1	
新登録者総数				30	24	25	9	2	10	4	0		
新登録患者数	活動性結核	活動性肺結核	総数		20	22	21	8	2	7	4	0	
			喀痰塗抹陽性	総数		15	14	10	7	2	0	1	0
				初回治療		15	12	9	6	2	0	1	0
				再治療		0	2	1	1	0	0	0	0
			その他菌陽性		4	5	10	1	0	6	3	0	
			菌陰性他		1	3	1	0	0	1	0	0	
	2025 年 1 月 1 日～ 2025 年 12 月 31 日	活動性肺外結核		10	2	4	1	0	3	0	0		
潜在性結核感染症（別掲）				16	14	2	0	0	2	0	0		

年齢階級別結核登録者数（表 2-2）

				年 齢											
				総数	0-4	5-9	10-14	15-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-	
登録者総数				61	0	0	0	0	5	8	3	5	9	31	
登録患者数	活動性結核	活動性肺結核	総数	15	0	0	0	0	2	1	1	2	0	9	
			喀痰塗抹陽性	総数	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
				初回治療	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
				再治療	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
			その他												
			菌陽性	7	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5	
			菌陰性他	3	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	
		活動性肺外結核	3	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1		
		2025 年 12 月 31 日	不活動性結核		43	0	0	0	0	3	6	2	3	8	21
	不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
潜在性結核感染症（別掲）				10	0	0	0	2	2	0	1	4	0	1	
新登録者総数				25	0	0	0	0	2	3	1	2	1	16	
新登録患者数	活動性結核	活動性肺結核	総数	21	0	0	0	0	2	2	1	2	0	14	
			喀痰塗抹陽性	総数	10	0	0	0	0	0	1	0	0	0	9
				初回治療	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
				再治療	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
			その他												
			菌陽性	10	0	0	0	0	2	1	1	1	0	5	
		菌陰性他	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		
	2025 年 1 月 1 日～ 2025 年 12 月 31 日	活動性肺外結核		4	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	
潜在性結核感染症（別掲）				2	0	0	0	0	0	0	1	0	1		

（２）結核患者に対する医療等に関わる診査

次の事項に関わる審議等を行うため、感染症の診査に関する協議会を定例で月２回、開催している。また、感染症法第 20 条に基づく入院勧告が必要な場合で定例会に間に合わないときには、その都度、緊急会を開催している。

ア 感染症法第 18 条第 1 項による感染症のまん延を防止するため必要がある場合の就業制限の通知に関すること

イ 感染症法第 19 条第 1 項によるまん延防止のための入院勧告の報告、同法第 20 条第 1 項による入院勧告及び同条第 4 項による入院勧告期間の延長に関すること

ウ 一般患者に対する結核医療費等の公費負担（感染症法第 37 条の 2）に関すること

感染症の診査に関する協議会の状況（表 2-3）

年度	開催回数			就業制限通知件数			入院勧告及び 入院期間延長勧告件数			感染症法第 37 条の 2 の 規定に基づく申請件数			
	定例会	緊急会	諮問	諮問	診査結果		諮問	診査結果		諮問	診査結果		
					適	不適		適	不適		適	不適	保留
2023	38	24	14	18	18	－	36	36	－	59	59	－	－
2024	28	19	9	20	20	－	34	34	－	52	52	－	－
2025	31	23	8	32	32	－	23	23	－	47	47	－	－

※新型コロナウイルス感染症は除く

（３）結核患者に対する療養支援

新たに結核登録のあった患者のうち、確実な治療終了にいたるまでに保健師等の支援が必要な者に対して、感染症法第 53 条の 14 に基づく DOTS（直接服薬確認療法）事業を実施している。

なお、保健師の結核患者に対する療養支援としての家庭訪問や電話・来所相談の実績については、後述の「８ 保健師活動」のうち表 8-1 に記載。

(4) 結核健康診断等の状況

感染症法第 17 条に基づき結核患者の家族及び関係者に対する健康診断を実施している。

この健康診断の実施にあたり、必要に応じて説明会を開催している。

感染症法第 53 条の 13 に基づき治療を終了した結核患者に対して管理検診を実施している。

ただし、医療機関における経過観察を目的とした外来診療や職場の健康診断等により病状に関する診断結果を把握できる場合には、重複して管理検診は実施しない。

また、感染症法第 53 条の 2 第 3 項に基づき、胸部エックス線健康診断を実施している。この健診は、結核を早期に発見し及びそのまん延を防止するために、胸部エックス線検査を受ける機会のない者に対して実施している。

結核健康診断等実施状況（表 2-4）

年度	検査対象人数	検査内容						結核有所見		
		(延べ検査件数) 総数	ツベルクリン反応検査	QFT検査	T-SPOT検査	エックス線直接撮影	喀痰検査	結核患者	潜在性結核感染症	要観察者
2023	240	265	1	93	92	78	1	0	4	80
2024	239	273	0	87	112	74	0	0	1	48
2025	146	166	0	41	67	58	0	0	1	47
定期外健診	136	156	0	41	67	48	0	0	1	47
患者家族健診	39	47	0	13	24	10	0	0	1	18
接触者健診	97	109	0	28	43	38	0	0	0	29
その他の健診	10	10	0	0	0	10	0	0	0	0
管理検診	10	10	0	0	0	10	0	0	0	0
胸部エックス線健診	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 エイズ・性感染症対策

HIV 感染症は、適切な治療によりエイズの発症を抑えることができることから、発症前の早期発見が重要である。早期発見につとめるとともに予防等に関するの普及啓発活動にも力を入れている。

(1) エイズ相談・HIV 抗体検査

保健所を会場に、月 1 回の HIV 抗体検査と性感染症（梅毒、クラミジア、淋菌）検査を実施している。

エイズ相談状況（表 3-1）

年度	相談件数								
	総 数			電 話			来 所		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2023	464	298	166	73	46	27	391	252	139
2024	669	418	251	38	27	11	631	391	240
2025	273	163	110	27	15	12	246	148	98

※来所相談件数は相談目的で来所した方と検査目的で来所した方（検査日・結果日を含む）の合計数

HIV 抗体検査実施状況（表 3-2）

年度	H I V 抗体検査						性感染症検査								
	保健所			休日・迅速検査			梅毒検査			クラミジア検査			淋菌検査		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2023	198 (0)	126 (0)	72 (0)	-	-	-	198 (2)	126 (2)	72 (0)	192 (12)	122 (3)	70 (9)	192 (0)	122 (0)	70 (0)
2024	319 (0)	196 (0)	123 (0)	-	-	-	314 (6)	193 (4)	121 (2)	308 (15)	192 (7)	116 (8)	308 (1)	192 (0)	116 (1)
2025	121 (0)	73 (0)	48 (0)	-	-	-	121 (9)	73 (5)	48 (4)	-	-	-	-	-	-

※（ ）は陽性者数

(2) 普及啓発活動

HIV 検査普及週間、東京都 HIV 検査・相談月間、世界エイズデーの時期に、ポスター掲示やチラシ等にて普及啓発を行っている。

4 各種健診・検査

(1) ウイルス肝炎相談・検査

予防や検査、療養に関する普及啓発活動、電話及び来所による健康相談、肝炎ウイルス検査及び陽性と判定された方への治療勧奨等を実施している。(肝炎ウイルス検査の、40 歳以上の市民は、Ⅲ健康推進 5 成人健診事業 (3) 肝炎ウイルス検診参照)

ウイルス肝炎検査実施状況 (表 4-1)

年度	B 型・C 型肝炎 両ウイルス検査受診者数			B 型肝炎ウイルス 検査受診者数			C 型肝炎ウイルス 検査受診者数		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2023	10 (0)	6 (0)	4 (0)	-	-	-	-	-	-
2024	9 (0)	5 (0)	4 (0)	-	-	-	-	-	-
2025	3 (0)	2 (0)	1 (0)	-	-	-	1 (0)	-	1 (0)

※括弧内の数値は陽性者数を示す

(2) エックス線検査

感染症法に基づき健康診断に伴うエックス線検査を行っている。(実施状況は、表 2-4 を参照。)

5 医療費助成制度

長期の療養又は多額の医療費を必要とする下記疾病等について、患者本人及びその家族の経済的負担を軽減するため、医療費の助成等を行っている。

(1) 医療費助成制度

ア 結核医療（一般医療）

入院勧告又は入院措置により入院した結核患者以外の患者（通院患者、結核以外の疾患による入院患者など）に対し、承認された結核医療の費用について、自己負担が5%になるよう助成する。

イ 結核医療（入院勧告又は入院措置）

入院勧告又は入院措置により入院した結核患者に対し、入院から退院までの医療費を助成する。なお、世帯員の住民税額により、一部自己負担がある。

ウ 自立支援医療（育成医療）

身体上の障がい有し、手術等により確実な治療効果が期待できる方のうち、18歳未満で、患者が属する医療保険の被保険者の住民税額が一定額未満又は障がい重度かつ継続の方に対し、指定自立支援医療機関（育成医療）の医療費の自己負担分から、一部負担金及び食事療養標準負担額を除いた額を助成する。

エ 療育給付

結核に罹患し、入院を必要とする満18歳未満の患者に対し、入院医療に要する費用の助成を行うとともに、学習及び療養生活等に必要な物品を現物支給する。なお、入院先が指定療育機関であるときにこの助成を受けられる。

オ 養育医療

出生時体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱であって、一定の症状を示す方に対し、入院中の医療費（医療保険適用）及び食事代（ミルク代）の自己負担分を助成する。なお、世帯の住民税額により徴収金基準月額が設定されているものの、その分については乳幼児医療費助成制度の対象となる。

カ 感染症医療

感染症法の一類感染症、二類感染症（結核を除く）、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症のため、入院勧告又は入院措置により入院した患者に対し、入院から退院までの医療費を助成する。なお、世帯員の住民税額により、一部自己負担がある。

キ 大気汚染関連疾病

気管支ぜん息及びその続発症（18歳未満は、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫及びそれらの続発症も含む。）に罹患し、東京都内に引き続き1年以上住所を有し、喫煙していない方で、医療保険等に加入されている方に対し、認定疾病の治療に要した医療費のうち、医療保険等を適用した後の自己負担額について助成する。

なお、2015年4月1日に制度改正があり、18歳以上の新規認定が廃止された。これにより、18歳以上は、2014年度までの認定者（2015年3月31日までに申請し、認定された方）の更新申請のみが認められることになった。また、生年月日が1997年4月1日以前の方は、2018年4月1日以降の診療分から、認定された疾病に対する保険診療の窓口支払額のうち、月額合計6,000円までが自己負担となった。

ク 妊娠高血圧症候群等

妊娠高血圧症候群等の対象疾患に罹患し、前年分の総所得税額が3万円以下の世帯に属する方又は入院見込期間が26日以上の方で、医療保険等に加入されている方に対し、認定疾病の入院治療に係る医療費（食事療養標準負担額を除く保険適用分）の自己負担分を助成する。

ケ 光化学スモッグ障がい者医療申請等受付業務

東京都内に住所を有する方で、東京都の区域内において、光化学スモッグの影響によると思われる健康障がいを受け、かつ医療保険等に加入されている方について、健康障がいを治療した医療費（医療保険適用）のうち、入院医療等に係る自己負担分を助成する。

コ 石綿健康被害者認定申請等の受付業務

石綿（アスベスト）が原因で、労働者災害補償法等で補償されない中皮腫や肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の健康被害を受けて療養中の方、これらの疾病に起因して亡くなられた方のご遺族に対し、独立行政法人環境再生保全機構が医療費等の救済給付を支給する。

サ 骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞を提供された方、及びその方が勤務する事業所に対し、町田市が助成金を交付する。2016年度から事業を開始した。

シ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている児童のうち、障害者総合支援法等、他の制度が利用できない児童等に対し、必要な日常生活用具を給付する。2022年度から事業を開始した。

ス 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請等受付業務

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担の一部を助成する。2024年度から保健予防課における申請等受付業務を開始した。

(2) 医療費公費負担・助成・給付認定数

医療費助成等の実績は以下のとおりである。

疾病別医療費公費負担・助成・給付認定数(表 5-1)

年 度	2023	2024			2025		
疾 病 名	認定 件数	申請 件数	認定 件数	レセプト 請求件数 (延べ件数)	申請 件数	認定 件数	レセプト 請求件数 (延べ件数)
総 数	769	1,022	681	589	1,007	681	455
結核医療	75	58	58	365	80	80	245
一般患者（感染症法 37 条の 2）	59	49	49	301	47	47	205
入院勧告（感染症法 37 条）	16	9	9	64	33	33	40
自立支援医療（育成医療）	5	4	4	37	4	4	14
療育給付	－	－	－	－	－	－	－
養育医療	70	85	85	187	83	83	194
感染症医療	－	－	－	－	－	－	－
大気汚染関連疾病	608	529	529	－	509	509	－
気管支ぜん息	608	529	529	－	509	509	－
その他の対象疾病	－	－	－	－	－	－	－
妊娠高血圧症候群等	－	－	－	－	1	1	2
光化学スモッグ障がい者医療	－	－	－	－	－	－	－
石綿健康被害救済給付 ※1	－	－	－	－	－	－	－
骨髄ドナー支援事業助成金 ※2	6	4	4	－	2	2	－
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付	5	1	1(※4)	－	2	2	－
小児慢性特定疾病医療 ※3		341	－	－	326	－	－

※1 石綿健康被害救済給付の認定は、独立行政法人環境再生保全機構で行っている。

※2 2024 年度の事業所申請の 1 件を除き、すべて提供者本人の申請である。

※3 小児慢性特定医療費支給の認定は、東京都福祉局で行っている。

※4 認定後に申請者が給付を辞退した。

6 精神保健福祉

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という。）」に基づき、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、社会福祉施設、社会復帰施設などの関係機関との緊密な連携の下、精神障がい者の早期発見及び早期治療を促し、その社会復帰、地域生活の継続を支援している。特に、未治療・治療中断で医療につながりにくい困難事例や、薬物依存などの嗜癖問題、思春期相談などの専門的な対応に取り組んでいる。また、関係機関の技術の向上の支援を行うとともに、地域住民の精神保健の向上を図っている。

（１）管内概況

ア 医療保護入院届出数（表 6-1）

年 度			2023	2024	2025
総 数			795	726	815
内 訳	症状性を含む 器質性精神障害	小計	507	409	471
		認知	483	376	446
		認知以外	24	33	25
	精神作用物質使用による 精神及び行動の障害	小計	12	11	13
		アルコール使用	9	6	10
		薬物使用	3	5	3
		その他の使用	0	0	0
	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害		195	221	216
	気分（感情）障害		55	53	87
	神経症性障害、ストレス関連障害等		5	9	3
	成人の人格及び行動の障害		1	3	2
	知的障害（精神遅滞）		13	16	20
	その他の精神障害		0	0	1
	てんかん		1	0	0
	その他		6	4	2

イ 精神保健福祉法に基づく診察及び保護の申請、通報または届出の受理件数

精神障がいのため、自身を傷つけ、又は、他人に害を与えるおそれのある場合には、警察官等から保健所に通報が行われる。これを受理し、東京都に経由事務として連絡することとなっている。その後、東京都が必要に応じ診察・入院の決定を行っている。

精神保健福祉法に基づく診察及び保護の申請、通報または届出の受理件数（表 6-2）

年 度	総数	第 22 条 （一般人の申請）	第 23 条 （警察官の通報）	第 24 条 （検察官の通報）
2023	96	—	91	5
2024	81	—	79	2
2025	114	—	107	7

ウ 措置入院者数及び東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン運用件数

精神障がい者が退院後にどこの地域で生活することになっても医療、福祉、介護、就労支援等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることを目的に2019年度「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」が策定され、2020年度より本格実施となった。

措置入院者数及び東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン運用件数（表6-3）

年 度	2023	2024	2025
措置入院件数	35	37	64
ガイドライン運用件数	2	1	3

（２）個別支援活動

ア 精神保健福祉相談・訪問指導（保健師による）

保健師が面接及び電話による相談を随時行っている。また、必要に応じ、家庭等に訪問して生活環境や本人・家族の状況を把握し、相談・指導を行っている。

精神保健福祉相談・訪問指導状況（保健師による）（表 6-4）

年 度			2023	2024	2025
精神保健福祉相談 (訪問以外の面接・電話相談等)	内 訳	延べ人員	4,302	4,029	5,083
		社会復帰	97	65	54
		老人精神保健	36	39	25
		アルコール	136	68	63
		薬物	46	16	20
		ギャンブル	18	2	7
		その他依存症	12	3	9
		児童・思春期	301	141	123
		摂食障害	24	52	62
		心の健康づくり	427	414	735
		一般精神保健※	3,205	3,229	3,985
精神保健福祉訪問指導	実人員		378	465	691
	内 訳	延べ人員	949	738	1,247
		社会復帰	6	14	1
		老人精神保健	10	2	8
		アルコール	7	14	7
		薬物	0	0	2
		ギャンブル	0	0	0
		その他依存症	1	0	1
		児童・思春期	61	28	25
		摂食障害	10	9	1
		心の健康づくり	56	64	222
		一般精神保健※	798	607	980

※一般精神保健は、うつ・うつ状態、てんかん、その他を含む

イ 精神保健福祉相談・訪問指導（専門医による）

精神障がいを早期に発見し、適切な治療を受けられるよう専門医による相談を行っている。
また、関係機関支援の一環としての相談役も担っている。2025年度は一般相談、酒害相談を月1～2回、思春期相談を隔月で1回行った。

精神保健福祉相談・訪問指導状況（専門医による）（表 6-5）

年度			2023	2024	2025
精神保健福祉相談	実施回数		33	46	39
	実人員		43	54	44
	内 訳	延べ人員	50	55	44
		社会復帰	3	3	－
		老人精神保健	1	－	1
		アルコール	5	3	1
		薬物依存	－	－	－
		児童・思春期	4	5	1
		心の健康づくり	2	8	1
		一般精神保健※	39	36	40
精神保健福祉訪問指導	実施回数		4	5	1
	実人員		4	10	2
	内 訳	延べ人員	4	10	2
		社会復帰	－	2	－
		老人精神保健	－	－	－
		アルコール	－	－	－
		薬物依存	－	－	－
		児童・思春期	－	－	－
		心の健康づくり	－	－	－
		一般精神保健※	4	8	2

※ここでの「一般精神保健」では、その多くが未治療・医療中断ケースであり、警察官通報で把握したケースも含まれている。

ウ ひきこもり相談員による相談（表 6-6）

年 度	ひきこもり 相談員数	実施回数	実人員 (訪問・面接)	延人員	
				訪問	面接
2023	3	113	18	25	182
2024	3	119	23	45	144
2025	3	107	27	28	170

エ 専門グループワーク

ひきこもりに関する相談の増加に伴い、ひきこもりの子をもつ親を対象としたグループワーク（略称 親グループ）及びひきこもりの状態にある本人を対象としたグループワーク（略称 本人グループ）を行っている。

本人グループ実施状況 （表 6-7）

年 度	年間実施回数	参加者数	
		実参加者	延べ参加者
2023	42	3	109
2024	45	4	58
2025	44	4	87

親グループ実施状況 （表 6-8）

年 度	年間実施回数	参加者数	
		実参加者	延べ参加者
2023	6	※ 33（再掲 30）	※ 54（再掲 48）
2024	6	※ 26（再掲 19）	※ 47（再掲 29）
2025	4	※ 24（再掲 14）	※ 37（再掲 14）

※2022 年度から講座を実施。講座参加者再掲。

オ ケースカンファレンス

精神障がい者に係わる保健・医療・福祉等の関係者と複雑困難事例に対してケースカンファレンスを開催し、個別ケア支援の充実を図っている。

ケースカンファレンス実施状況 （表 6-9）

テ ー マ	回数	参加機関数	参加者
医療中断・未治療等を含む一般精神保健など	101	421	保健医療福祉関係者等

（3）普及啓発活動

ア 精神保健福祉講演会開催状況

精神疾患・精神障がいについての知識を普及し、住民の理解を得るために、講演会を主催するとともに、他機関や住民組織からの依頼に応じて、職員を派遣している。また、ホームページや「みんなの健康だより」を活用して、精神保健に関する情報提供を行っている。

講演会・健康教育の実施状況（表 6-10）

月 日	テ ー マ	参加人員	対 象 者
8 月 6 日	こころのサポーター養成研修	48	市民
8 月 15 日	精神保健係の業務内容 精神疾患をもつ住民との関わり方	23	鶴川地域ケアマネージャー
11 月 20 日	「にも包括構築のためにできること」 ～支援者に求められる視点～	69	地域支援者

（４）地域支援体制の整備

ア 地域精神保健福祉連絡協議会・専門部会

地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、地域精神保健福祉連絡協議会と専門部会を設置し、管轄内の課題を協議している。

会議実施状況（表 6-11）

月 日	会議名	議題	委員参加者数
7 月 17 日	地域精神保健福祉連絡協議会	精神疾患のある患者が地域で安心して生活を送るために	15
10 月 30 日	地域精神保健福祉連絡協議会専門部会	精神疾患のある患者が地域で安心して生活を送るために	8
2026 年 1 月 26 日	地域精神保健福祉連絡協議会専門部会	精神疾患のある患者が地域で安心して生活を送るために	7

イ ひきこもりネットワーク会議

保健福祉、教育、就労、医療分野、当事者支援の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制を構築していくためにひきこもりネットワーク会議を開催している。

ひきこもりネットワーク会議の実施状況（表 6-12）

月 日	内容	参加機関数
5 月 20 日	ひきこもりネットワーク会議の経過共有 ひきこもり支援図の更新に向けた意見交換	19
11 月 11 日	事例検討会 ひきこもり支援図の更新に向けた意見交換	22

ウ ひきこもりネットワーク会議代表者会

保健福祉、教育、就労、医療分野、当事者支援機関の代表者との打合せ会を実施し、ネットワーク会議の内容検討等を行っている。

ひきこもりネットワーク会議代表者会の実施状況（表 6-13）

月 日	内容	参加機関数
9 月 2 日	全体会の内容に基づく方針検討	7
2026 年 2 月 17 日	全体会の内容に基づく方針検討	7

7 難 病 対 策

難病は、原因不明で治療方法が未確立であり、かつ長期の療養生活が必要となるため、患者及び家族は、疾病の特殊性から医療面、経済面、生活面等に様々な問題を抱えている。そのため「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、「難病患者療養支援事業」として、保健師等による訪問指導等を実施し、医療・福祉との連携のもと、安心安全な療養生活の支援を行っている。

2013年4月1日より「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」になり、障がい者の定義に難病が追加された。また2015年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号、以下難病法）」が施行され、難病について、「原因不明、治療法未確立、希少性の高い疾患で長期療養を必要とする疾患」と定義された。

（1）個別支援活動

ア 訪問等相談

保健師等が在宅難病患者や家族に対して、療養上の問題や介護負担などの相談を受け、必要に応じ家庭訪問等を行っている。

特殊疾病対策事業訪問等相談実施状況（表 7-1）

年度		総数	相 談 件 数				関係機関連絡
			家庭訪問	所内相談	電話相談	その他の相談	
2023		1,794	180	24	587	67	936
2024		2,871	271	21	830	96	1,653
2025		3,603	432	55	987	82	2,047
内 訳	保健師	3,597	426	55	987	82	2,047
	作業療法士	6	6	—	—	—	—
	言語聴覚士	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—

イ 在宅療養支援計画策定・評価事業

在宅難病患者（医療処置を必要とする者等）に対し、個々の実態に応じた保健医療福祉の連携による総合的な在宅療養支援を効果的に行うため、在宅療養支援計画策定・評価会議を開催し、支援計画に基づく療養支援の評価を行っている。

在宅療養支援計画策定・評価会議開催状況（表 7-2）

年度	回数	報告検討事例の件数
2023	4	49
2024	8	23
2025	9	19

ウ 医療機器貸与事業及び訪問看護

難病患者とその家族の療養環境の充実と安定した生活の確保を図ることを目的として在宅療養難病患者に対して、吸引器及び吸入器を貸与するとともに、必要に応じて訪問看護を行っている。（※障がい者総合支援法等他のサービスの利用優先）なお、2025 年度の本事業の新規申請はなかった。

保健師と訪問看護師による日常的な連絡調整・相談、支援状況の共有や課題の検討等を行っている。

医療機器貸与実施状況（表 7-3）

年度	貸与患者数	機器の種類		訪問看護 導入患者数	訪問回数
		吸引器	吸入器		
2023	2	2	0	1	48
2024	2	2	0	1	47
2025	2	2	0	1	44

エ 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護のコーディネート

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者が、医療保険の定める回数をこえて、一日複数回の訪問看護を受けられるよう東京都が訪問看護ステーション等に委託している。主治医の指示書に基づき、訪問看護を実施することで、療養環境整備等を行っている。2025 年度の利用は 6 件となっている。

オ 在宅難病患者一時入院制度のコーディネート

在宅難病患者の安定した療養生活を確保するため、介護者の疾病や事故等により、一時的に介護が困難になった場合に、一時的に入院を受け入れる制度で、都内に 13 病院、19 床が確保されている。期間は原則として 1 回最長 1 か月間、年間 90 日までである（2026 年 3 月 31 日現在）。

（２）普及啓発活動

ア 難病講演会

療養者・家族が疾病について正しい理解を持ち療養生活が送れること、また、地域の支援関係者が疾病の正しい理解を深め、質の高い療養支援を提供できることを目的として専門医等による講演会を開催している。

難病講演会実施状況（表 7-4）

年度	月 日	実施場所	内容	対象者	参加者数
2023	2024 年 2 月 14 日	中町庁舎講堂 (オンライン併用)	ALS、MSA、SCD の患者を 支える人のための講演会	難病患者のケアに 携わる保健医療福 祉関係者	70
2024	10 月 28 日	市庁舎市民協働応 援ルーム(オンライ ン併用)	MSA、SCD についての講 演会・ミニ交流会	患者、家族、患者・ 家族と一緒に参加 する地域支援者	105
2025	10 月 8 日	市庁舎3階 (3-1 会議室)	MSA、SCD についてのリハ ビリ講演会・交流会	患者、家族、地域 支援者	33

（3）在宅療養支援地域ケアネットワーク

難病対策を円滑に推進し、在宅難病患者の療養生活の支援するため、地域の支援機関とのネットワークの連携及び強化を目指している。

ア 町田市難病対策地域協議会

町田市難病対策地域協議会は、難病の患者への支援体制の整備と関係機関等の連携の緊密化を図る目的で開催している。2025 年度は、「(1) 災害対策の取り組み」、「(2) 適時適切な情報提供」を議題として、「難病患者さん・ご家族のためのガイドブック」策定とホームページ改修に向けての意見交換を行った。

イ 町田市訪問看護ステーション連絡会への参加

在宅療養環境及び支援の質の向上を図るため、市内にある訪問看護ステーションが協力し情報共有や訪問看護の質向上を目指した活動を行っている。保健所は、連携機関の一つとして参加している。

8 保健師活動

保健・医療・福祉の住民ニーズは、多様化・複雑化かつ増大している。そのため、健康増進・疾病予防から、治療・リハビリテーション・地域ケアなど、広範な地域保健活動が求められている。これらの課題に対応するため、保健師は、感染症対策、結核対策、母子保健、成人保健、難病対策、精神保健等の事業の企画及び運営並びに個別支援活動を並行して行っている。その過程を経て、地域のネットワークづくりやケアシステムの構築を図っている。

これにより、市民にとって身近な地域保健活動の展開の他、感染症や災害発生時の健康危機発生時の対応強化、新たな健康課題への対応等の充実を目指している。

2021年度から、業務内容ごとに係を再編し、会議や健診等の各種事業を実施している。個別支援活動の対象である市民や関係機関からの相談は、相談内容によって担当する係が窓口となり、また、相談内容によって課内の各係が連携し、対応している。これらに加え、関係機関・部署及び保健所内各課との連携を図り、かつ、他職種の職員と協働することで、市民の視点を踏まえた公衆衛生保健活動の展開を図っている。

(1) 市民の受療状況

市民は、神奈川県への交通の便が良いことから都県域を越えて医療機関を利用していることが多い。精神医療では、市内に入院病床のある精神科病院が6箇所あり、神奈川県民の入院も多い。結核医療では、市内に結核病床のある指定医療機関がないため、入院治療が必要な市民は市外や神奈川県の医療機関に入院している。2022年度の全体の受療状況は、COVID-19の流行が本格化した2020年度、2021年度と同様にCOVID-19の影響により受診機会の減少等がみられ、遠方の医療機関へ受療する事例が複数確認された。

(2) 個別支援活動と分野別の傾向

本人、家族、各関係機関などから相談や依頼のあった方、また、結核・感染症などの発生届、医療費公費負担申請、その他各種健診等で必要のある方に対し、個別支援活動を実施している。

保健師地区活動状況（表 8-1）

年 度	区 分	対 応 件 数	感 染 症	結 核	エイズ	精神保健福祉	心身障害	長期療養児	生活習慣病等 成人	難病	公害・アレルギー等その他	妊産婦	乳児	(内訳)			幼児	その他
														低体重児	新生児	一般乳児		
2023	家庭訪問	3,999	76	162	3	949	62	39	0	180	0	441	1,017	46	382	589	917	119
	面接相談	3,726	63	73	0	1,292	10	5	1	24	0	1,788	219	30	37	152	206	15
	電話相談	12,473	705	997	38	2,907	114	56	5	587	1	1,595	3,262	188	1,527	1,547	1,989	209
	文書その他の相談	1,388	58	52	0	103	103	11	0	67	0	227	678	186	397	95	89	0
	関係機関連絡	16,360	1,172	1,309	6	4,934	711	107	0	936	0	2,034	2,502	251	898	1,353	2,296	262
2024	家庭訪問	3,114	58	83	0	738	45	11	5	268	0	323	894	45	415	434	618	71
	面接相談	2,866	16	52	5	846	9	4	2	21	5	1,674	112	17	19	76	111	9
	電話相談	9,803	647	791	31	3,021	78	57	27	830	2	1,182	1,852	82	941	829	1,226	59
	文書その他の相談	1,006	69	50	0	162	10	5	0	96	0	221	332	53	201	78	59	2
	関係機関連絡	13,171	859	899	3	4,700	251	165	1	1,653	2	1,488	1,705	72	737	896	1,328	117
2025	家庭訪問	4,863	68	123	0	1,247	23	25	337	471	22	846	1,038	46	502	490	410	253
	面接相談	3,998	38	95	1	1,054	2	11	97	14	0	2,288	219	11	30	178	92	87
	電話相談	11,916	1,079	744	13	3,682	37	46	225	888	7	1,823	1,814	146	964	704	1,305	253
	文書その他の相談	2,567	259	130	4	347	2	3	6	91	0	699	648	34	326	288	320	58
	関係機関連絡	16,065	1,263	899	6	5,438	33	127	30	1,882	2	2,817	2,196	82	859	1,255	1,163	209

保健師地区活動状況（表 8-2）

年度	区分	再掲 1 虐待	内 訳			再 掲 2							
			児童	老人	その他	ひきこもり	発達障害	自殺企図	自殺者の遺族	犯罪被害者	近隣苦情	未治療	医療中断
2023	家庭訪問	75	61	1	12	92	38	21	1	0	24	23	84
	面接相談	39	25	0	13	460	45	12	0	0	13	49	46
	電話相談	134	111	0	21	253	85	63	1	2	36	92	83
	文書その他の相談	4	4	0	0	6	13	0	0	0	0	2	0
	関係機関連絡	849	699	16	133	176	305	180	9	10	92	108	629
2024	家庭訪問	63	44	5	14	98	24	16	9	0	2	25	49
	面接相談	12	5	1	6	254	13	7	2	0	1	75	29
	電話相談	80	65	6	9	153	75	23	2	1	2	82	60
	文書その他の相談	6	4	0	2	8	0	0	0	0	0	0	0
	関係機関連絡	404	331	21	52	124	70	62	37	0	7	71	232
2025	家庭訪問	48	34	3	11	97	31	25	1	0	17	15	74
	面接相談	17	0	3	14	312	47	17	0	0	13	48	52
	電話相談	99	57	5	37	216	116	29	1	1	6	55	162
	文書その他の相談	8	0	0	8	20	31	0	0	0	0	3	1
	関係機関連絡	196	132	12	52	162	171	74	0	0	39	73	342

※表 8-1 及び表 8-2 は、保健師の個別支援活動を家庭訪問・所内相談・電話相談・関係機関連絡ごとに示している。

地域保健活動の支援対象者は、当初は特定の保健分野の相談として始まったとしても、背景には複数の保健分野の課題があることが少なくない。また、相談される方自身が、本来支援を要する方であることもある。近年の傾向として、複数の関係機関の関わりが必要な困難事例が増えている。

今後の活動において、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携強化や調整が重要な課題である。

（３）保健・医療・福祉等関係機関との連携強化

地域特性や個別性を勘案し、様々な支援サービスを円滑かつ効率的に提供できるように、庁内関連部署及び市内外の保健・医療・福祉など、関係機関との連携を強化し、総合的な地域ケアの検討と調整を行っている。

保健・医療・福祉等関係機関との連携会議参加状況（表 8-3）

分野	会議名	回数	主催者	内容
精神	まちだ福祉〇ごとサポート事業推進委員会 検討部会	2	福祉総務課	情報交換
	障がい者雇用連絡会議	1	ハローワーク町田	情報交換、連携会議
	自殺対策推進庁内連絡会	2	健康推進課	検討、 連携会議
	措置入院者退院後支援会議	1	東京都	情報交換
	ネットワーク会議・地域情報交換会	22	高齢者支援センター等	情報交換
	中核市保健所精神保健福祉担当者連絡会	1	中核市保健所	情報交換
	精神担当者連絡会	1	障がい福祉課・保健予防課	情報交換、連携会議
母子	子育て支援ネットワーク連絡会	42	子ども家庭支援課	情報交換
	CAPS 合同会議	3	町田市医師会	意見交換
重心	重症心身障害児等在宅療育支援事業 保健 所担当者連絡会	1	東京都福祉保健局	情報交換、連携会議
	重症心身障害児等在宅療育支援事業 在宅 療育支援地域連携会議	1	西部訪問看護事業部	情報交換、連携会議
感染症	感染症対策地域連携会議	8	市内医療機関	感染症対策
その他	配偶者からの暴力等担当者連絡会	1	市民協働推進課（男女平等 推進センター）	情報交換、連携会議
	ヤングケアラー庁内連携会議	2	子ども家庭支援課	情報交換、連携会議
	町田市訪問看護ステーション連絡会	7	町田市訪問看護ステーシ ョン連絡会	情報交換、連携会議
	町田市看護部長会	4	町田市看護部長会	情報交換、連携会議
	高次脳機能障がい関係機関等連絡会	3	ひかり療育園	情報交換、連携会議
	町田市男女平等推進会議	2	市民協働推進課（男女平等 推進センター）	情報交換、連携会議
	老人ホーム入所判定審査会	1	高齢者福祉課	認定審査

9 健康づくり推進

(1) 健康づくり推進員

健康づくり推進員は、市と協力しながら「自分の健康は自分で守る」という意識の向上を図ること及び市民の自発的な健康づくり活動の推進と地域づくりを目指すため、時代にあわせて変化していく健康づくりの意味について、市とともに考えながら地域に根ざした協働活動を行っている。

健康づくり推進員の概要（表 9-1）

設置根拠	町田市健康づくり推進員設置要領
対 象	健康づくり活動に積極的に取り組んでいる町内会、自治会等から推薦を受けた方など
人 数 (2026 年 3 月 31 日時点)	推薦団体数：101（2024 年度：103） 推進員数：156（2024 年度：150）
任 期	2 年

10 食 育 推 進

食育基本法（第 18 条）に基づく市町村食育推進計画として、2024 年 3 月に策定した「まちだ健康づくり推進プラン 24-31」に基づき、広く食育を周知し、市民が食育に関心を持ち実践につながるよう、食育推進ネットワークを構築し、取り組んでいる。

（１）町田市食育推進委員会

食や食育に関わる機関、団体及び学識経験者を構成員とする委員会で、食育推進事業について、専門的な立場から指導・助言をいただき協議を行っている。

町田市食育推進委員会実施状況（表 10-1）

	年月日	内容
第 1 回	8 月 6 日	町田市保健所運営協議会の報告 「まちだ健康づくり推進プラン 24-31」に基づく食育の推進
第 2 回	2026 年 2 月 12 日	食育推進に関する協定報告 町田市の食育の取組と方向性について

（２）町田市食育推進庁内連絡会

庁内関係部署を構成員とする連絡会で、食育に関する情報共有及び食育推進事業の検討を行っている。

町田市食育推進庁内連絡会実施状況（表 10-2）

	年月日	内容
第 1 回	7 月 22 日	2024 年度第 2 回食育推進委員会の報告 2024 年度食育の取組報告 2025 年度各課取組予定
第 2 回	2026 年 1 月 29 日	2025 年度第 1 回町田市食育推進委員会報告 食に関する連携協定報告 まちだ食育すごろく完成報告 分野横断的な食育を推進する上での課題について

(3) 食育講演会

市民を対象に、食育の周知と推進を図るため、食に関する講演会を行っている。

食育講演会実施状況（表 10-3）

日程	テーマ	講師	参加人数
11 月 1 日	朝ごはん～あなたの朝時間にたりないもの～	料理研究家	89

(4) 食育ボランティアによる共食の普及啓発

2015 年度、2016 年度、2019 年度に食育ボランティアを養成した。2026 年 3 月時点の登録者は 22 名で、食に関するイベントや地域からの依頼で行事食や食文化等についての普及啓発活動を実施している。

食育ボランティア連絡会実施状況（表 10-4）

日程	内容	参加人数
5 月 23 日	・ 2025 年度の活動予定について ・ 事業協力謝礼の支払いについて ・ ワークショップ「2025 年度の食育活動」	7
9 月 29 日	(勉強会) ・ 手打ちうどん作り	7
2026 年 2 月 27 日	(勉強会) ・ 岡直三郎商店に学ぶ 町田の名産品醤油について ・ 活動報告会	7

食育ボランティア活動実績（表 10-5）

日程	活動名	内容	場所	活動人数
9 月 27 日	くらしフェア	まちだすいとんの調理・提供	町田市市民フォーラム	4
12 月 13 日	食体験事業	食体験事業における調理実習の補助	JA 町田市忠生支店	5
2026 年 2 月 8 日	子どもセンターにおける調理実習	・ 調理実習「手打ちうどんに挑戦！」 ・ 豆つかみゲーム（まめっこ）	子どもセンター つるっこ	5

(5) 食体験事業

市民が町田の食や生産者にふれる機会を増やし、食育に関心を持つことや食に対する感謝の心を育むことを目的に実施している。

食体験事業実施状況（表 10-6）

開催日	参加人数	場所	内容
12 月 13 日	24 (大人 10、 子ども 14)	JA 町田市忠生支店	・収穫体験 ・JA 町田市職員及び保健給食課職員講話 ・調理実習（ごはん、ひじきの甘辛ふりかけ、チキングリルガーリックハニーソース、小松菜と春雨のナムル、まちだすいとん）

(6) 6 月の「食育月間」、毎月 19 日の「食育の日」の食育活動の強化

6 月の「食育月間」や毎月 19 日の「食育の日」にあわせ、主食・主菜・副菜をそろえて食べる機会や、野菜摂取量の増加に向けた食育活動を強化している。

6 月の食育月間、毎月 19 日の「食育の日」の食育活動の実施状況（表 10-7）

	実施日	内容	実施場所
6 月の 「食育月間」	①6 月 1 日～6 月 30 日 ②6 月 1 日～6 月 30 日 ③6 月 1 日～6 月 30 日 ④6 月 1 日～6 月 30 日 （提供日 6 月 3 日・5 日・ 12 日・17 日・25 日・27 日） ⑤6 月 1 日・6 月 14 日・ 6 月 28 日 ⑥6 月 2 日～6 月 13 日 ⑦6 月 2 日～6 月 30 日 ⑧6 月 13 日～6 月 30 日 ⑨6 月 13 日～7 月 9 日 ⑩6 月 21 日	①のぼり旗の掲示、リーフレットの配布 ②バス・タクシー車内デジタルサイネージへの 動画掲載 ③商業施設デジタルサイネージへの動画掲載 ④減塩メニューの提供及びチラシの配布等 ⑤ASV ペスカドーラ町田電光掲示板画像掲載 ⑥「食育月間&歯と口の健康週間」展示イベン ト ⑦ポスター掲載及びテロップ掲出 ⑧懸垂幕の掲示 ⑨町田市立金森図書館にて特集コーナーの設 置 ⑩FC 町田ゼルビア電光掲示板画像掲載	①町田市民ホール森 のレストラン及び健 康福祉会館 ②神奈中バス（町田営 業所管轄）50 台 ③町田マルイ、モデ ィ、NewDays 町田（JR 町田駅）、東急リバ ル町田センター ④福祉レストランフ レンズ ⑤町田市立総合体育 館 ⑥市庁舎 1 階イベン トスタジオ ⑦ペDESTリアンデ ッキ ⑧市庁舎前 ⑨町田市立金森図書 館 ⑩町田 GION スタジ アム
毎月 19 日の 「食育の日」	6 月 19 日、8 月 19 日、9 月 19 日、11 月 19 日、 12 月 19 日、2026 年 1 月 19 日、2026 年 2 月 19 日、 2026 年 3 月 19 日	・のぼり旗の掲示、食育ティッシュ等の配布 ・SNS でのレシピ等の情報発信	町田市民ホール森の レストラン、 健康福祉会館

11 保 健 栄 養

健康増進法に基づき、国民健康・栄養調査、特定給食施設指導及び食品関連事業者支援等を行っている。また、関係部署や関係機関・団体と連携しながら食を通じた健康づくりを推進し、市民を取り巻く食環境の整備を図っている。

（１）国民健康・栄養調査

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年 11 月に厚生労働省が実施している調査で、調査内容は、身体状況（身長・体重・血液生化学検査等）、栄養摂取量及び生活習慣・運動の状況等である。

国民健康・栄養調査実施状況（表 11-1）

調査名		国民健康・栄養調査
調査地区		相原
調査対象	世帯	17
実施	世帯	5
	人数	9
	（再掲）調査項目別 実施人数	栄養摂取状況 5
		身体状況 2
		生活習慣 9

（２）連携・調整

市民の食を通じた健康づくりをより効果的、かつ効率的に実施するため、南多摩圏域保健所や市内栄養士と連携・調整を行っている。

関係機関との連絡調整会議の実施状況（表 11-2）

項目	回数	延べ人数	内容等
南多摩保健医療圏 3 保健所栄養業務 連絡会	3	36	・各保健所における事業計画について ・圏域研修について ・食育研修について ・保健所における保健栄養事業の進捗状況について ・災害時の体制・連携について
栄養業務連絡会	2	22	・市内栄養士の人材育成（専門職人材育成プラン作成）について ・各課栄養業務情報共有

（３）人材育成

地域で健康づくりを推進するための重要な担い手である地域活動栄養士会（栄養士の資格を活かして、自主的に市民の食生活支援活動を行っている団体）に対し、最新の健康・栄養情報の提供、活動の支援等を行っている。

（４）特定給食施設等指導

健康増進法に基づく特定給食施設等は 259 施設（2026 年 3 月 31 日）である。管理栄養士・栄養士の配置状況をみると、そのうち管理栄養士のみいる施設は 65 施設（25.1%）、管理栄養士・栄養士どちらもいる施設は 52 施設（20.1%）、栄養士のみいる施設は 78 施設（30.1%）、どちらも配置されていない施設は 64 施設（24.7%）である。健康増進法第 21 条第 1 項に基づく管理栄養士を置かなければならない施設は、病院 5 施設である。

これらの特定給食施設等に対して、利用者や家族の健康保持・増進を図ることを目的に、栄養・衛生管理の充実、栄養教育の推進等について各施設の状況等に応じた指導を行っている。

給食施設数（表 11-3）

総 数	259
学 校	62
病 院	20
介護老人保健施設	5
介護医療院	0
老人福祉施設	31
児童福祉施設	86
社会福祉施設	13
事業所	12
寄宿舍	4
矯正施設	0
自衛隊	0
給食センター	0
その他	26

ア 指導状況

巡回（施設を個別に訪問して実地に指導を行う）や来所、電話等による個別指導及び栄養管理講習会、施設種類別給食連絡会等の集団指導を行っている。

栄養管理講習会では、給食施設の管理者、栄養士、調理師等を対象に、行政からの連絡や最新の健康・栄養情報の提供等を行っている。施設種類別連絡会では、各施設における栄養改善の取組の情報交換や研究活動等を行っている。

給食施設指導状況（表 11-4）

年 度		2023				2024				2025			
区 分		個別指導延べ施設数	集団指導			個別指導延べ施設数	集団指導			個別指導延べ施設数	集団指導		
			(再掲) 巡回指導	実施回数	延べ施設数		(再掲) 巡回指導	実施回数	延べ施設数		(再掲) 巡回指導	実施回数	延べ施設数
	総 数	355	60	13	291	323	8	11	343	371	25	13	329
特定給食施設	1 回 100 食 以上又は 1 日 250 食 以上	226	38		182	189	4		199	222	15		206
	1 回 300 食 以上又は 1 日 750 食 以上	35	5		41	37	1		52	51	2		46
給食施設 その他の	1 回 100 食 未満又は 1 日 250 食 未満	94	17		68	97	3		92	98	8		77

栄養管理講習会実施状況（表 11-5）

開催日	会場	テーマ	講師	参加 施設数	参加 人数
5 月 15 日	WEB 開催	栄養管理報告書について 衛生管理について	町田市保健所栄養指導員 食品衛生監視員	79	79
9 月 12 日	WEB 開催	講演「給食施設における災害 時の献立作成や要配慮者への 食事対応について」	高知県立大学健康栄養学部 准教授	54	64
11 月 20 日	WEB 開催	講演「日本人の食事摂取基準 （2025 年版）情報へのアップ デート～給食施設での活用の ポイント～」	東京栄養食糧専門学校 校長	70	73
2026 年 1 月 15 日	健康福祉会 館	町田市における災害対策につ いて 市内給食施設における災害対 応に関するアンケート結果報 告	町田市防災安全部防災課職員 町田市保健所栄養指導員	33	33

イ 給食研究会の育成・支援

給食の運営と技術の向上及び会員相互の親睦を図ることを目的に、市内の病院、高齢者施設等の給食施設からなる「町田集団給食研究会」が組織されている。講演会の開催や優良従業員の表彰等の事業を行い、本研究会の活動・運営の支援等を行っている。

ウ 「東京都優良調理師に対する知事賞」及び「特定給食施設等栄養改善知事賞」推薦

市民の保健衛生に貢献した優良な調理師及び特定給食施設を都へ推薦し、公衆衛生の増進を図っている。2025 年度は推薦基準を満たす施設がなかったため、推薦は行わなかった。

(5) 食品関連事業者支援

生活習慣病予防の観点から、加工食品等への栄養成分表示が求められている。食品関連事業者等に対し、加工食品等に栄養成分表示をする場合の表示方法及び虚偽誇大広告の禁止に係る相談を行っている。

食品関連事業者支援状況（表 11-6）

年 度	区 分	業者指導件数	
		食品の栄養成分表示・虚偽誇大広告の禁止	
2023	個別指導延べ施設数		33
		(再掲)巡回指導	-
	集団指導	実施回数	-
		延べ施設数	-
2024	個別指導延べ施設数		17
		(再掲)巡回指導	-
	集団指導	実施回数	1
		延べ施設数	304
2025	個別指導延べ施設数		25
		(再掲)巡回指導	-
	集団指導	実施回数	1
		延べ施設数	302

12 健康福祉会館事業

健康福祉会館は各種健診・健康教育・健康相談等の保健サービスの充実強化と、高齢者の生きがい教育と社会参加の推進、健やかに老いるための健康づくり等、健康で福祉につながる施策の推進や市民の自主的な健康づくりの拠点となることを目的とした健康、福祉の総合施設である。

(1) 講習室の貸出し

健康福祉会館 4 階の講習室は、市民の自主的な健康づくりの拠点として幅広く利用されている。

講習室の概要 (表 12-1)

面積	281.3 m ² (14.5m×19.4m)	
定員	250 人	
使用時間	午前	9 : 00～12 : 00
	午後	13 : 00～17 : 00
	夜間	17 : 30～22 : 00
使用料金	午前	2,390 円
	午後	3,150 円
	夜間	3,150 円
	全日	8,690 円
関連する 法律・例規	町田市健康福祉会館条例	
	町田市健康福祉会館条例施行規則	
申込方法 その他	原則として使用する日の 2 か月前から当日まで受け付けている。 窓口申し込みのほか、利用者登録をしている団体は、施設案内予約システムによりインターネット等で申し込み可能。 公的機関が使用する場合の使用料金は、内容により免除。	

講習室利用状況（表 12-2）

月	開館日数	利用件数				利用者数			
		有料	使用料免除	保健所使用	合計	有料	使用料免除	保健所使用	合計
4 月	30	60	1	0	61	1,661	22	0	1,683
5 月	31	59	7	1	67	1,741	330	28	2,099
6 月	30	54	12	0	66	1,792	503	0	2,295
7 月	31	64	13	2	79	1,752	1,036	78	2,866
8 月	31	57	4	0	61	1,530	300	0	1,830
9 月	30	54	13	2	69	1,521	772	83	2,376
10 月	31	55	15	0	70	1,344	1,034	0	2,378
11 月	30	47	23	2	72	1,321	1,721	73	3,115
12 月	27	40	18	0	58	1,209	938	0	2,147
1 月	28	47	15	2	64	1,100	992	63	2,155
2 月	28	55	9	1	65	1,312	522	43	1,877
3 月	31	55	7	2	64	1,218	616	59	1,893
合計	358	647	137	12	796	17,501	8,786	427	26,714
月平均	30	54	11	1	66	1,458	732	36	2,226

年度別利用状況（表 12-3）

年度	開館日数	講習室	
		件数	利用者数
2023	359	785	25,580
2024	360	779	23,708
2025	357	796	26,714

13 成人保健指導事業

成人を対象として、生活習慣病の予防及び健康づくりを目的に、各種講習会、教室、講座、相談を実施している。

(1) 栄養相談

疾病予防や健康増進を図ることを目的に、管理栄養士による個別相談を行っている。

相談の概要（表 13-1）

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
相談の内容	年 12 回実施 申込制 管理栄養士による個別相談
実施会場	健康福祉会館・町田市保健所中町庁舎・オンライン
周知方法	保健予防課チラシ及び町田市ホームページに掲載 町田市成人健康診査実施医療機関から本人へ事業を紹介

※保健師による相談は、希望があれば相談可。

実施状況（表 13-2）

年度	実施回数	相談者数
2023	12	54
2024	13	65
2025	12	59

(2) 脂質異常症予防講習会

脂質異常症の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素（栄養・運動・休養）を見直すきっかけ作りとなる講習会を実施している。

概要（表 13-3）

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 1 回実施 申込制 脂質異常症予防をテーマに実施
実施会場	健康福社会館
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

実施内容（表 13-4）

内容	対象	実施回数	参加者数
保健師・管理栄養士講話	74 歳以下の市民	1	27

実施状況（表 13-5）

年度	実施回数	参加者数
2023	2	58
2024	2	49
2025	1	27

(3) 糖尿病予防講習会

糖尿病の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素（栄養・運動・休養）を見直すきっかけ作りとなる講習会を実施している。

概要（表 13-6）

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 2 回実施 申込制 糖尿病専門医による糖尿病予防に関する講話 健康運動指導士による講話及び実技
実施会場	町田市庁舎・町田市立総合体育館
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

実施内容（表 13-7）

内容	対象	実施回数	参加者数
医師講話 健康運動指導士講話・運動実技	市民	2	45

実施状況（表 13-8）

年度	実施回数	参加者数
2023	1	41
2024	2	54
2025	2	45

(4) 腎臓病予防講習会

管理栄養士による講話や試食を通じて、腎臓病に関する基本的な知識を身につけ、生活習慣を見直すきっかけ作りとなる講習会を実施している。

概要（表 13-9）

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 2 回実施 申込制 食材費として参加費 300 円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

実施内容（表 13-10）

内容	対象	回数	参加者数
保健師・管理栄養士講話・試食	市民	2	32

実施状況（表 13-11）

年度	実施回数	参加者数
2023	2	31
2024	2	30
2025	2	32

(5) 骨粗しょう症予防講習会

医師や薬剤師、管理栄養士等の多職種による講話を通じて、骨粗しょう症に関する基本的な知識を身につけ、生活習慣を見直すきっかけ作りとなる講習会を実施している。

概要（表 13-12）

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 1 回実施 申込制 骨粗しょう症予防をテーマに実施
実施会場	町田市民フォーラム
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

実施内容（表 13-13）

内容	対象	回数	参加者数
医師・薬剤師・管理栄養士・ 理学療法士講話及び運動実技、 骨の健康度測定	市民、市内給食施設職員等	1	64

実施状況（表 13-14）

年度	実施回数	参加者数
2023	1	43
2024	1	35
2025	1	64

(6) 出張セミナー

早期からの生活習慣病予防を目的とし、個々のライフステージに応じた生活習慣や行動を定着させるための健康教育を実施している。

概要（表 13-15）

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	地域の団体や事業者等からの依頼による講座の実施 市民が集まる場へ出張し、健康教育を実施
実施会場	市内各所（地域団体、事業者等の施設等）
周知方法	保健予防課チラシ及び町田市ホームページに掲載

実施内容（表 13-16）

内容	対象	回数	参加者数
健康づくりや食育に関するクイズ、展示	チャレンジマッスル参加者	1	357
生活習慣病予防の食事に関する講話	まちだサポーターズ	1	18

実施状況（表 13-17）

年度	実施回数	参加者数
2023	2	72
2024	2	263
2025	2	375

(7) 測定会

生活習慣の改善及び健康増進を図るためのきっかけ作りとなるよう、管理栄養士の講話と測定を実施している。

概要（表 13-18）

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 1 回実施 申込制 健康状態を振り返るきっかけ作りのための簡単な測定を実施
実施会場	健康福社会館
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

実施内容（表 13-19）

内容	対象	回数	参加者数
血管年齢測定 ベジチェック 咀嚼力チェック 運動教室 管理栄養士講話	市民	1	36

実施状況（表 13-20）

年度	実施回数	参加者数
2023	3	50
2024	1	28
2025	1	36

14 障がい者等歯科保健推進対策事業

障がい者等の口腔の健全を保ち、健康増進に寄与することを目的に、障がい者等に歯科相談、保健指導を行っている。

歯科相談・保健指導等実施状況（表 14-1）

年度	実施回数	訪問施設数	実施人数	
			集団指導	個別指導
2023	8	7	2	71
2024	12	10	2	133
2025	12	9	30	162

15 歯科口腔健康診査

歯周疾患等の予防と早期発見・早期治療を目的として、歯科口腔健康診査（問診、口腔内診査、予防指導）を実施している。

（１）事業の概要（表 15-1）

対象者	実施日現在で 18～70 歳の方
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診期間	通年
受診方法	(公社)東京都町田市歯科医師会加入の指定医療機関へ直接申し込み 受診回数は年度内 1 回
健診内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合せ、歯の清掃等の状況検査、予防指導
一部負担金	500 円 ※ただし、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方、後期高齢者医療制度の資格 確認書・高齢受給者証・中国残留邦人等の支援給付受給証明書、妊婦無料クーポン券を 持っている方は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

（２）年度別受診状況（表 15-2）

年度	受診者数	異常なし	要指導者数	要精密検査者数	（再掲）妊婦クーポン利用者数
2023	1,394	190	378	824	406
2024	1,336	162	348	826	488
2025	1,169	132	321	716	404

（３）年齢別受診状況（表 15-3）

年齢	受診者数	異常なし	要指導者数	要精密検査者数
～19	12	2	7	3
20～24	65	12	29	24
25～29	158	22	46	90
30～34	234	21	48	165
35～39	152	22	34	96
40～44	87	11	30	46
45～49	72	7	18	47
50～54	76	7	24	45
55～59	80	8	20	52
60～64	101	11	25	65
65～69	110	9	31	70
70	22	0	9	13
合計	1,169	132	321	716

16 高齢者歯科口腔機能健診

高齢者歯科口腔機能健診を実施することにより、高齢者の口腔機能維持・向上及び全身の健康維持を図ることを目的とする。

問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合わせ、歯の清掃状況検査、嚥下機能評価・咀嚼機能評価と、症状に合わせた歯科保健指導を行っている。

(1) 事業の概要 (表 16-1)

対象者	実施日現在で 71 歳以上の方
関連する法律・条例	健康増進法第 19 条、町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診期間	通年
受診方法	(公社) 東京都町田市歯科医師会加入の指定医療機関へ直接申込み 受診回数は年度内 1 回
健診内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合せ、歯の清掃等の状況検査、嚥下機能評価、咀嚼能力評価と、症状に合わせた歯科保健指導(健口体操等)
一部負担金	600 円 ※ただし、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方、中国残留邦人等の支援給付受給証明書を持参の方は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

(2) 年齢別受診人数 (表 16-2)

年度	71 歳から 74 歳	75 歳から 79 歳	80 歳から 84 歳	85 歳から 89 歳	90 歳以上	計
2023	103	119	133	70	30	455
2024	96	112	137	94	44	483
2025	63	94	93	62	39	351

(3) 判定区分別受診人数 (表 16-3)

年度	年齢別	異常なし	低リスク	中リスク	高リスク	受診者数
2023	71 歳から 74 歳	72	7	15	9	103
	75 歳から 84 歳	138	14	66	34	252
	85 歳以上	45	2	27	26	100
2024	71 歳から 74 歳	64	6	20	6	96
	75 歳から 84 歳	148	11	67	23	249
	85 歳以上	72	4	36	26	138
2025	71 歳から 74 歳	45	5	9	4	63
	75 歳から 84 歳	117	8	41	21	187
	85 歳以上	53	0	27	21	101

17 高齢者予防接種事業

予防接種法に基づき、インフルエンザ、新型コロナ、肺炎球菌、带状疱疹の予防接種を実施している。また、インフルエンザと新型コロナの予防接種について、八王子市医師会、日野市医師会、多摩市医師会、稲城市医師会と契約し、南多摩五市相互乗入れを実施している。

(1) 接種の概要 (表 17-1)

対象者	【インフルエンザ・新型コロナ】 ・接種日時時点で満 65 歳以上の方 ・接種日時時点で満 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希望する方	
	インフルエンザ	新型コロナ
関連する法律・例規	予防接種法第 2 条、第 5 条	予防接種法第 2 条、第 5 条
実施期間	2025 年 10 月 6 日～2026 年 1 月 31 日	2025 年 10 月 6 日～2026 年 3 月 31 日
接種回数	年度内に 1 回	年度内に 1 回
自己負担額	2,500 円	6,500 円
実施場所	町田市医師会、八王子市医師会、日野市医師会、多摩市医師会及び稲城市医師会加入の実施医療機関等	
周知方法	「広報まちだ」、町田市ホームページに掲載 各市民センター、実施医療機関等にポスター掲示	

接種の概要（表 17-2）

対象者	【肺炎球菌】 ・接種日時時点で満 65 歳の方（未接種者に限る） ・接種日時時点で満 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希望する方（未接種者に限る） 【带状疱疹】 ・年度末年齢 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳以上の方（未接種者に限る） ・年度末年齢 60 歳以上 65 歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希望する方（未接種者に限る）	
	肺炎球菌	带状疱疹
関連する法律・例規	予防接種法第 2 条、第 5 条	予防接種法第 2 条、第 5 条
実施期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
接種回数	一人につき 1 回	①生ワクチン 1 回 ②不活化ワクチン 2 回
自己負担額	各医療機関の設定料金から 4,000 円を引いた額	各医療機関の設定料金から ①生ワクチン 5,000 円 ②不活化ワクチン 10,000 円を引いた額
実施場所	市内の指定医療機関	
周知方法	・町田市ホームページに掲載 ・実施医療機関等にポスター掲示 ・肺炎球菌は上記に加え、満 65 歳になる方へ個別に通知 ・带状疱疹は上記に加え、年度末年齢が 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳以上の方へ個別に通知	

(2) 年度別接種状況 (表 17-3)

年度	実施件数					
	インフルエンザ	新型コロナ	肺炎球菌	带状疱疹		
				生ワクチン	不活化ワクチン	
					1 回目	2 回目
2023	53,166	-	3,676	-	-	-
2024	48,586	17,389	1,398	-	-	-
2025	50,321	9,016	903	1,977	4,667	4,339

※インフルエンザ・新型コロナは、南多摩五市相互乗入れ分及び施設・医療機関との契約分を含む

(3) 予防接種助成

指定介護老人福祉施設等に入所されている方に、接種料の一部または全部を助成している。

(4) 助成実施の概要 (表 17-4)

対象者	指定介護老人福祉施設等に入所し、市の委託外医療機関等でインフルエンザ・新型コロナ・肺炎球菌または带状疱疹予防接種を受けた方			
	インフルエンザ	新型コロナ	肺炎球菌	带状疱疹
助成 限度額	3,029 円	8,979 円	4,000 円	①生ワクチン 5,000 円 ②不活化ワクチン 10,000 円
関連する 法律・例規	町田市施設入所高齢者予防接種助成金交付要綱			
交付方法	口座振込による			
周知方法	「広報まちだ」(インフルエンザ・新型コロナ)、町田市ホームページに掲載			

インフルエンザ・新型コロナ年度別助成状況 (表 17-5)

年度	インフルエンザ助成件数			新型コロナ助成件数		
	一般	生保等	合計	一般	生保等	合計
2023	59	0	59	-	-	-
2024	59	3	62	52	2	54
2025	109	5	114	80	4	84

肺炎球菌・带状疱疹年度別助成状況 (表 17-6)

年度	肺炎球菌助成件数	带状疱疹助成件数	
		生ワクチン	不活化ワクチン
2023	14	-	-
2024	1	-	-
2025	1	5	5

18 予 防 接 種 事 業

(1) 定期予防接種

予防接種法に基づき、感染症の予防及びまん延の防止を図るため、定期予防接種を実施している。ここでは主に子どもを対象とした定期予防接種について記載する。高齢者を対象とした定期予防接種については、「17 高齢者予防接種事業」を参照。

接種の概要（表 18-1）

対象者	法令の規定に基づく年齢、性別に該当する方
関連する法律・例規	予防接種法第 2 条、第 5 条
実施種目	ヒブ、小児用肺炎球菌、B 型肝炎、 五種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ・ヒブ） 四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ）、不活化ポリオ、 三種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）、BCG（結核）、 MR（麻しん風しん混合）、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、 二種混合（ジフテリア・破傷風）、HPV、風しん第 5 期 ロタリックス（1 価）、ロタテック（5 価）
実施状況	個別接種を市内の指定医療機関で実施
周知方法	最初の接種機会時に、郵送による個別通知 町田市ホームページに掲載

接種種目と対象年齢（表 18-2）

種目		回数	対象年齢
ヒブ		4 回※	生後 2 か月以上 5 歳未満
小児用肺炎球菌		4 回※	
五種混合 四種混合 不活化ポリオ 三種混合	第 1 期	4 回	生後 2 か月以上 7 歳 6 か月未満
B 型肝炎		3 回	1 歳未満
B C G		1 回	1 歳未満
MR 麻しん 風しん	第 1 期	1 回	1 歳以上 2 歳未満
	第 2 期	1 回	小学校就学前の 1 年間（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日） いわゆる幼稚園等の年長児
風しん	第 5 期	1 回	1962 年 4 月 2 日～1979 年 4 月 1 日生まれの男性
水痘		2 回	1 歳以上 3 歳未満
日本脳炎	第 1 期	3 回	生後 6 か月以上 7 歳 6 か月未満
	第 2 期	1 回	9 歳以上 13 歳未満
	特例	1 回～4 回	2005 年の積極的な勧奨差し控えにより機会を逃した 1995 年 4 月 2 日～2007 年 4 月 1 日生まれの方は、 20 歳未満まで定期接種として無料で受けることが可 能
二種混合	第 2 期	1 回	11 歳以上 13 歳未満
H P V		3 回	①小学校 6 年生から高校 1 年生相当までの女性 ②積極的勧奨差し控えの期間に接種できなかった 1997 年度～2007 年度生まれの女性（キャッチアップ 接種）
ロタリックス（1 価）		2 回	生後 6 週以上 24 週未満
ロタテック（5 価）		3 回	生後 6 週以上 32 週未満

※接種を開始した年齢に応じて異なる

定期予防接種 対象年齢早見表（表 18-3）

	2	3	5	7	8	9	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	
ヒブ 小児用肺炎球菌														2か月～7か月未満で接種を開始する場合、4回接種を行う。（接種開始時期によって接種回数が異なる。）									
B型肝炎														27日以上の間隔において接種（2回）を行い、終了後、1回目の接種から139日（19週6日）以上の間隔において3回目の接種を行う。									
BCG																							
ロタウイルス感染症 （1価）														2か月～出生14週6日までの間に1回目の接種、出生24週までの間に2回目の接種を行う。									
ロタウイルス感染症 （5価）														2か月～出生14週6日までの間に1回目の接種、出生32週までの間に3回目の接種を行う。									
五種混合														20日から56日（3～8週間）までの間隔において初回接種（3回）を行い、終了後6か月から1年6か月の間に追加接種（1回）を行う。									
四種混合 不活化ポリオ 三種混合														20日から56日（3～8週間）までの間隔において初回接種（3回）を行い、終了後12か月から1年6か月の期間に追加接種（1回）を行う。									
MR 第1期																							
水痘														1歳以上1歳3か月未満で1回目の接種を行い、1回目終了後6か月から12か月未満の間隔において2回目の接種を行う。									

	6	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳
日本脳炎																	
MR 第2期 麻しん第2期 風しん第2期																	
二種混合																	

※日本脳炎特例：1995年4月2日～2007年4月1日生まれの方は、20歳未満まで定期予防接種として無料で接種可能。

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳
HPV																

※積極的勧奨差し控えの期間に接種できなかった1997年度～2007年度生まれの女性に対して、2022年度～2024年度の3年間に限り、キャッチアップ接種が可能。その後、同期間に1回以上接種している方（3回の接種を完了していない場合に限り）は、2026年3月31日まで公費接種の期限が延長された。

	S37	S38	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54
風しん第5期																		

標準的な接種期間

定期的範囲

政令の範囲内にある特例実施年齢

接種者数の年次推移（表 18-4）

予防接種の種類			2023	2024	2025
三種混合	初回（1～3 回目）		※ 3 回目 1	※ 3 回目 1	0
	追加		0	1	44
	小計		1	2	44
二種混合	第 2 期		2,612	2,767	2,569
五種混合	初回	1 回目	－	2,014	2,154
		2 回目	－	1,854	2,159
		3 回目	－	1,714	2,177
	追加		－	238	2,293
	小計		－	5,820	8,783
四種混合	初回	1 回目	2,261	22	1
		2 回目	2,324	190	1
		3 回目	2,381	391	3
	追加		2,390	2,385	727
	小計		9,356	2,988	732
MR	第 1 期		2,346	2,252	2,319
	第 2 期		2,926	2,914	2,799
	小計		5,272	5,166	5,118
麻しん			0	0	0
風しん			0	0	0
風しん第 5 期			280	72	60
日本脳炎	第 1 期	1 回目	2,628	2,545	2,516
		2 回目	2,553	2,535	2,502
		追加	2,657	2,634	2,490
	第 2 期		3,536	3,425	2,849
	小計		11,374	11,139	10,357
日本脳炎（特例）	第 1 期	1 回目	5	6	3
		2 回目	5	7	5
		追加	21	23	5
	第 2 期		50	42	18
	小計		81	78	31
不活化ポリオ	初回（1～3 回目）・追加		0	0	※追加 44
B C G			2,164	2,110	2,188
ヒブ	初回 1 回目		2,099	16	1
	初回 2 回目		2,129	179	0
	初回 3 回目		2,151	374	1
	追加		2,359	2,002	67
	小計		8,738	2,571	69
小児用肺炎球菌	初回 1 回目		2,101	2,032	2,149
	初回 2 回目		2,128	2,030	2,163
	初回 3 回目		2,150	2,086	2,171
	追加		2,346	2,279	2,300
	小計		8,725	8,427	8,783
B 型肝炎	1 回目		2,093	2,023	2,136
	2 回目		2,124	2,024	2,146
	3 回目		2,164	2,143	2,236
	小計		6,381	6,190	6,518
水痘	1 回目		2,361	2,273	2,298
	2 回目		2,280	2,312	2,314
	小計		4,641	4,585	4,612
HPV	1 回目		1,505	1,565	1,031
	2 回目		986	1,330	1,073
	3 回目		562	483	385
	小計		3,053	3,378	2,489
HPV （キャッチアップ）	1 回目		1,475	4,165	0
	2 回目		1,366	3,436	852
	3 回目		1,375	3,055	1,352
	小計		4,216	10,656	2,204
ロタリックス （1 価）	1 回目		1,371	1,327	1,229
	2 回目		1,391	1,335	1,257
	小計		2,762	2,662	2,486
ロタテック （5 価）	1 回目		702	657	875
	2 回目		704	644	851
	3 回目		684	650	834
	小計		2,090	1,951	2,560
合 計			71,746	70,562	59,647

※相互乗入れ分及び市外接種分（助成金対応）を除く

(2) 予防接種助成

里帰りなどの事情により、市外の医療機関で予防接種を受けた方に費用助成を実施している。

助成実施の概要 (表 18-5)

対象者	特別な事情等により、市外の医療機関で予防接種を受けた方
関連する法律・例規	町田市予防接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	個別通知を郵送、町田市ホームページに掲載

助成実施状況 (表 18-6)

年度	件数		
	2023	2024	2025
ヒブ	148	16	3
小児用肺炎球菌	147	116	76
B型肝炎	121	106	65
五種混合	－	99	73
四種混合	140	19	5
三種混合	－	－	0
不活化ポリオ	－	－	0
B C G	12	13	6
MR	12	9	4
麻しん	－	－	0
風しん	－	－	0
水痘	12	13	4
日本脳炎	19	15	9
二種混合	3	5	2
H P V	46	79	22
ロタリックス	86	66	38
ロタテック	23	26	16
合計	769	582	323

(3) 相互乗入れ

2015年度から八王子市、日野市、多摩市、稲城市と協定を締結し、南多摩五市相互乗入れを実施している。また、2018年度からは相模原市と町田市の二市間においても相互乗入れを実施している。

乗入状況（町田市民の他市での接種件数）（表 18-7-1）

乗入市	八王子市	日野市	多摩市	稲城市	相模原市
ヒブ	5	0	1	0	1
小児用肺炎球菌	201	0	27	1	114
B型肝炎	155	0	18	0	87
五種混合	206	0	27	0	105
四種混合	10	0	3	0	2
三種混合	0	0	0	0	0
不活化ポリオ	0	0	0	0	0
B C G	50	0	4	0	29
MR	96	3	16	1	38
麻しん	0	0	0	0	0
風しん	0	0	0	0	0
水痘	68	0	14	1	39
日本脳炎	216	3	25	6	72
二種混合	61	2	8	2	10
HPV	79	0	32	1	28
ロタリックス	86	0	9	0	48
ロタテック	28	0	6	0	18
合計	1,261	8	190	12	591

乗入状況（他市民の町田市での接種件数）（表 18-7-2）

乗入市	八王子市	日野市	多摩市	稲城市	相模原市
ヒブ	1	0	0	1	4
小児用肺炎球菌	27	6	5	14	253
B型肝炎	23	4	3	12	177
五種混合	26	6	5	14	255
四種混合	5	0	0	3	28
三種混合	0	0	0	2	0
不活化ポリオ	0	0	0	0	0
B C G	6	2	1	3	54
MR	11	0	8	8	131
麻しん	0	0	0	0	0
風しん	0	0	0	0	0
水痘	15	0	4	7	146
日本脳炎	29	1	8	13	229
二種混合	8	0	2	0	37
HPV	14	1	4	2	26
ロタリックス	14	4	2	3	65
ロタテック	3	0	0	6	63
合計	182	24	42	88	1,468

(4) 大人の風しん任意予防接種

風しんの流行及びそれに伴う胎児の先天性風しん症候群対策として、風しんの任意予防接種を実施している。

接種の概要（表 18-8）

対象者	19 歳以上の町田市民で、1. 妊娠を予定または希望する女性 2. 1. の配偶者等同居者 3. 妊婦の配偶者等同居者、のいずれかの条件を満たす方 ※1962 年 4 月 2 日から 1979 年 4 月 1 日生まれの男性を除く
条件	①抗体検査事業の検査結果において低抗体価と判断された場合 ②妊婦健診で低抗体価であった女性が出産後に接種を受ける場合 ③自身で抗体検査を受けたケース等で低抗体価と確認できる場合 ※低抗体価：HI 抗体価：16 倍以下、EIA 価：8.0 未満
実施期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
実施場所	町田市医師会加入の指定医療機関
周知方法	町田市ホームページに掲載
自己負担	なし（無料）

年度別接種状況（表 18-9）

年度	実施件数	
	風しん	MR
2023	25	482
2024	23	357
2025	7	381

(5) MRフォロー予防接種

MR 予防接種を定期予防接種の回数分受けていない方を対象に、フォロー接種を実施している。

接種の概要 (表 18-10)

対象者	①MR ワクチン第 1 期を受けたことがなく、第 2 期を迎える前の方 ②第 2 期の接種期間を経過した 19 歳未満の方で、MR ワクチンの接種回数が 2 回未満の方
接種回数	対象者①：1 回のみ 対象者②：MR 接種を 1 回受けたことがある場合、1 回のみ MR 接種を受けたことが無い場合、2 回まで
実施期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
実施場所	町田市医師会加入の指定医療機関
周知方法	町田市ホームページに掲載
自己負担	なし（無料）

年度別接種状況 (表 18-11)

年度	実施件数	
	第 1 期	第 2 期
2023	41	89
2024	36	85
2025	22	65

(6) 男性へのHPVワクチン予防接種

市民の疾病予防と健康増進を目的として、2024 年 7 月から男性へのHPV ワクチン予防接種を実施している。

助成実施の概要 (表 18-12)

対象者	以下すべてを満たす方 ・接種日時点において、町田市に住民登録がある ・中学 1 年生から高校 1 年生相当までの男性 ・接種を完了していない（3 回の接種を受けていない）
助成回数	最大 3 回（3 回目の接種分）まで
自己負担	なし（無料）
実施期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
周知方法	「広報まちだ」、町田市ホームページに掲載

助成実施状況（表 18-13）

年度	1 回目	2 回目	3 回目	合計
2024	102	91	68	261
2025	51	52	46	149

（7）町田市予防接種再接種助成金

病気の治療のため骨髄移植その他の治療を受けたことにより予防接種の免疫が消失し、接種済みの定期予防接種の効果が期待できず、再接種により免疫を得られる効果が期待できると医師に判断された方を対象に、費用助成を実施している。

助成実施の概要（表 18-14）

対象者	造血幹細胞移植等を受けたことにより、既に接種した予防接種の効果が期待できなくなり、かつ、当該予防接種を再度接種すること（再接種）により予防効果が期待できると医師に判断されている方及びその保護者
関連する法律・例規	町田市予防接種再接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	町田市ホームページに掲載

助成実施状況（表 18-15）

年度	件数		
	2023	2024	2025
ヒブ	3	—	1
小児用肺炎球菌	—	—	1
B型肝炎	—	—	1
五種混合	—	—	—
四種混合	3	—	—
三種混合	—	—	1
不活化ポリオ	—	—	1
B C G	—	—	—
MR	3	3	2
麻疹	—	—	—
風しん	—	—	—
水痘	2	1	2
日本脳炎	—	—	—
二種混合	—	—	—
HPV	—	—	—
ロタリックス	—	—	—
ロタテック	—	—	—
合計	11	4	9

（８）帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成金

帯状疱疹ワクチン予防接種に係る個人負担の軽減を図るため、2023 年 7 月から接種費用の一部を助成している。

助成実施の概要（表 18-16）

対象者	接種日時点において、満 50 歳以上満 65 歳未満の町田市民（定期接種の対象者を除く）
助成回数	一度の接種につき、 乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン）は 1 回 または、乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）は接種完了までの計 2 回
助成額	乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン） 5,000 円/回 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン） 10,000 円/回
自己負担額	各医療機関の設定料金から上記助成額を引いた額
実施期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
周知方法	「広報まちだ」、町田市ホームページに掲載

助成実施状況 (表 18-17)

ワクチンの種類		2023	2024	2025
乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン）		1,771	885	234
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン （不活化ワクチン）	1 回目	7,199	2,939	1,345
	2 回目	6,287	3,394	1,418
	小計	13,486	6,333	2,763
合計		15,257	7,218	2,997

19 母 子 健 康 診 査 事 業

母子保健法に基づき、妊産婦及び乳幼児を対象として、疾病や障がいの早期発見・早期治療を目的に、健康診査・保健指導等を実施している。

(1) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は妊産婦及び乳児の死亡率の低下、流産・早産・死産の防止等を図るとともに、妊婦の健康管理を目的として実施している。必要な方には保健指導等も行っている。

健診の概要 (表 19-1)

対象者	妊婦	
関連する法律・例規	母子保健法第 13 条 妊婦健康診査実施要領	
受診方法	妊娠届受理時に受診票を交付 受診票は「母と子の保健バッグ」に入っている 都外から転入された方には申し出があった時に交付 東京都内及び相模原市（2004 年 10 月から実施）、横浜市・川崎市・大和市等（2009 年 4 月から実施）近隣市の指定医療機関・助産院で個別に受診	
健診内容	妊婦健診 1 回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白定性)、血液型、貧血、血糖、不規則抗体、HIV 抗体(2016 年度から実施)、梅毒血清反応検査、HBs 抗原検査、C 型肝炎(2017 年度までは 2～14 回目)、風疹抗体価検査
	妊婦健診 2～14 回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導、選択検査(1 項目選択)：クラミジア抗原、経膈超音波、血糖、貧血、B 群溶連菌、NST、HTLV-1
	妊婦超音波検査	超音波検査 (4 回分。2023 年 10 月以前の妊娠届出者は 1 回分。)
	妊婦子宮頸がん検診	子宮頸がん検診
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等	

受診状況 (表 19-2)

区分	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
妊婦健康診査 1 回目	2, 156	1, 947	209	9. 7
妊婦健康診査 2～14 回目	23, 858	22, 347	1, 511	6. 3
妊婦健康診査 (妊婦超音波検査)	8, 005	7, 990	15	0. 2
妊婦健康診査 (子宮頸がん検診)	1, 639	1, 600	39	2. 4

年度別受診状況（表 19-3）

○妊婦健康診査 1 回目

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2023	2,028	1,832	196	9.7
2024	2,049	1,838	211	10.3
2025	2,156	1,947	209	9.7

○妊婦健康診査 2～14 回目

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2023	23,079	21,482	1,597	6.9
2024	22,495	21,232	1,263	5.6
2025	23,858	22,347	1,511	6.3

○妊婦健康診査（超音波）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2023	2,898	2,838	60	2.1
2024	7,479	7,457	22	0.3
2025	8,005	7,990	15	0.2

○妊婦健康診査（子宮頸がん）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2023	1,631	1,604	27	1.7
2024	1,555	1,536	19	1.2
2025	1,639	1,600	39	2.4

（２）初回産科受診料助成

経済的な理由等で初回産科受診を受けることが困難な方に対して、一定額を限度に初回産科受診に要した費用を助成します。

助成実施の概要（表 19-4）

対象者	住民税非課税世帯に属する者又はこれと同等の所得水準であると認められる方。 受診日（妊娠判定検査を受けた日）に、町田市の住民であった方。
関連する 法律・例規	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

実施状況（表 19-5）

年度	実施件数	助成額
2024	11	95,640
2025	17	142,105

（３）里帰り出産等における妊婦健康診査受診費助成

里帰り等の特別な事情により、「妊婦健康診査受診票」を使用できない医療機関や助産所で、妊婦健康診査を受診された妊婦に対して、一定額を限度に受診に要した費用を助成している。

助成実施の概要（表 19-6）

対象者	①妊婦健康診査受診票を使用できない日本国内の医療機関（助産所含む） で妊婦健康診査を受診し、その受診費用を全額自己負担で支払った方 ②妊婦健康診査受診日に町田市の住民であった方
関連する 法律・例規	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

実施状況（表 19-7）

年度	実施件数	助成額
2023	254	7,439,947
2024	252	7,816,455
2025	209	6,370,500

（４）新生児聴覚検査

聴覚障がい疑われる新生児等の早期発見及び早期療育を図ることを目的として実施している。

健診の概要（表 19-8）

対象者	町田市民の方が出産した新生児
関連する法律・例規	町田市新生児聴覚検査実施要領
受診方法	妊娠届受理時に受診票を交付 受診票は「母と子の保健バッグ」に入っている 都外から転入された方には申し出があった時に交付 東京都内及び相模原市、大和市、横浜市、川崎市等近隣市の指定医療機関で個別に受診（原則出生した医療機関にて生後 50 日に達する日までに受診） ※2019 年度から東京都共通方式で実施 ※2017 年度～2018 年度は、町田市独自で実施（市内及び近隣市の指定医療機関で生後 1 か月未満に個別で受診）
健診内容	初回検査（耳音響放射検査（OAE）または自動聴性脳幹反応検査（自動ABR））
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

年度別受診状況（表 19-9）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2023	1,661	1,651	10	0.6
2024	1,731	1,706	25	1.4
2025	1,878	1,860	18	1.0

（５）里帰り出産等における新生児聴覚検査受診費助成

里帰り等の特別な事情により、「新生児聴覚検査受診票」を使用できない医療機関で新生児聴覚検査を受診された方に対して、一定額を限度に受診に要した費用を助成している。

助成実施の概要（表 19-10）

対象者	①町田市民の方が出産した新生児 ②原則生後 50 日に達する日までに、新生児聴覚検査受診票を使用できない日本国内の医療機関で新生児聴覚検査を受診し、その検査費用を全額自己負担で支払った方 ③新生児聴覚検査受診日に母親が町田市の住民であった方
関連する法律・例規	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

実施状況（表 19-11）

年度	実施件数	助成額
2023	219	657,100
2024	195	584,400
2025	164	502,100

（６）乳幼児健康診査

乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援のため、対象者には個別通知を行い、身体発育・精神発達の重要な時期に健康診査を実施している。1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査は同時に歯科健診も行っている。

また、必要に応じて栄養相談、保育相談、心理相談、歯科保健指導、視機能検査（3 歳児健診のみ）を実施し、異常の見られる乳幼児に対しては医療機関紹介、経過観察健診、発達健診などで継続指導を実施している。

健診の概要（表 19-12）

関連する法律・例規	母子保健法第 12・13 条。町田市乳幼児健康診査実施要領 町田市乳児健康診査（6 か月児・9 か月児）実施要領 町田市 1 歳 6 か月児健康診査実施要領 町田市 3 歳児健康診査実施要領
周知方法	個別に通知 「まちだ子育てサイト」への掲載等

健診の内容・対象（表 19-13）

区分	対象・内容
3～4 か月児健康診査	対象は 3～4 か月の乳児 通知時期は 3 か月 健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センター・成瀬コミュニティセンターで年 57 回実施 内容は診察・身体計測・個別相談（栄養・保育・歯科） 小児科医師 2 人（健康福祉会館は 3 人）出動
6～7 か月児健康診査	対象は 6～7 か月の乳児 通知時期は 3 か月 東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 内容は診察・身体計測・保健指導等
9～10 か月児健康診査	対象は 9～10 か月の乳児 通知時期は 3 か月 東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 内容は診察・身体計測・保健指導等
1 歳 6 か月児健康診査	対象は満 1 歳 6 か月を超え満 2 歳に達しない幼児 通知時期は 1 歳 5 か月 医科は町田市内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 歯科は健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センター・成瀬コミュニティセンターで年 49 回実施 歯科医師 2 人出動 内容は診察（小児科・歯科）・身体測定・個別相談（栄養・保育・心理）
3 歳児健康診査	対象は満 3 歳を超え満 4 歳に達しない幼児 通知時期は 3 歳 健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センター・成瀬コミュニティセンターで医科・歯科の健診を年 59 回実施 内容は診察（小児科・歯科）・身体測定・視力・聴覚・尿検査・個別相談（栄養・保育・心理） 小児科医師 2 人、歯科医師 2 人（健康福祉会館は小児科医師 3 人、歯科医師 2 人）出動

3～4 か月児健康診査受診状況（表 19-14）

年度	実施回数	通知数	受診者数	受診率	異常なし	有所見者数
2023	55	2, 330	2, 270	97. 4	1, 649	621
2024	56	2, 142	2, 125	99. 2	1, 410	715
2025	57	2, 233	2, 247	100. 6	1, 615	632

3～4 か月児健康診査結果（表 19-15）

区分	精密健診	受診 （治療） 勧奨	他機関 管理中	経過 観察	一時的 指導	合計
有所見延人数	36	142	241	13	292	724
発育	1	9	11	10	53	84
皮膚	1	104	136	0	115	356
頭頸部	0	5	5	0	6	16
顔面口腔	1	1	8	0	3	13
眼	2	1	3	0	3	9
耳鼻咽喉	0	1	5	0	6	12
胸部・腹部	6	2	40	0	13	61
そけい外陰部	1	8	9	0	17	35
背部	0	0	1	0	0	1
四肢	21	1	10	0	6	38
発達・神経	1	3	6	3	7	20
その他	2	7	7	0	63	79

6～7 か月児健康診査結果（表 19-16）

年度	受診者数	判 定 内 訳							
		問題 なし	問題 あり	疑い	不明	当院で 行う	市で 行う	他機関 管理中	その他
2023	2,249	2,051	89	108	1	703	6	42	1
2024	2,154	1,927	110	117	0	667	5	37	0
2025	2,252	1,996	112	140	4	691	6	42	0

9～10 か月児健康診査結果（表 19-17）

年度	受診者数	判 定 内 訳							
		問題 なし	問題 あり	疑い	不明	当院で 行う	市で 行う	他機関 管理中	その他
2023	2,266	2,112	77	72	5	692	5	32	1
2024	2,198	2,037	80	80	1	634	9	39	0
2025	2,213	2,009	95	109	0	665	15	35	1

1 歳 6 か月児健康診査受診状況（表 19-18）

年度	通知件数	受診者数	受診率	判定内訳	
				異常なし	有所見者数
2023	2, 548	2, 399	94. 2	2, 165	234
2024	2, 509	2, 377	94. 7	2, 057	320
2025	2, 528	2, 317	91. 7	2, 005	312

※1 歳 6 か月児歯科健康診査の概要・受診状況は、表 19-32～表 19-36 参照

3 歳児健康診査受診状況（表 19-19）

年度	実施回数	通知数	受診者数	受診率	判定内訳	
					異常なし	有所見者数
2023	60	3, 118	2, 942	94. 4	1, 751	1, 191
2024	60	2, 705	2, 581	95. 4	1, 732	849
2025	59	2, 739	2, 613	95. 4	1, 694	919

※3 歳児歯科健康診査の概要・受診状況は、表 19-32～表 19-36 参照

3 歳児健康診査結果（表 19-20）

区分	精密健診	受診（治療） 勧奨	他機関 管理中	経過 観察	一時的 指導	合計
有所見延人数	230	312	256	1	390	1, 189
発育	3	6	14	0	30	53
皮膚	0	28	41	0	27	96
顔面・口腔・頭頸部	0	2	2	0	3	7
眼	203	3	52	0	8	266
耳鼻咽喉	10	11	17	0	22	60
胸部腹部	5	8	18	0	7	38
そけい外陰部	5	17	5	0	15	42
背部四肢	1	4	2	0	1	8
運動	4	0	6	0	0	10
精神	0	1	34	0	67	102
言語	0	4	58	1	116	179
日常習慣	0	2	4	0	66	72
その他	3	226	3	0	24	256
尿蛋白陽性（再掲）	3	12	0	0	0	15

3 歳児健康診査（視力・聴力）結果（表 19-21）

区分	受診者数	判定内訳				要精密率
		異常なし	要再検査	要精密	その他	
視力	2,613	2,354	2	203	54	7.8
聴力	2,613	2,562	17	10	24	0.4

3 歳児健康診査（心理相談）結果（表 19-22）

区分	相談項目延数	問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭環境の問題	疾患障害の疑い	その他
要精密	4	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0
要継続	379	0	16	134	4	104	73	11	18	12	6	1
助言のみ	131	0	11	42	3	37	18	2	8	3	4	3
特になし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	514	0	27	178	7	142	92	13	26	15	10	4

（7）乳幼児経過観察・発達健康診査

一般健康診査の受診結果で要経過観察と判断された子や、運動・精神発達に遅延等が疑われる子に対して定期的に健診を行い、その健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努めることを目的に、経過観察・発達健康診査を実施している。また、必要に応じて栄養・保育相談を実施し、有所見者に対しては医療機関、療育機関等の紹介をして継続指導を行っている。

健診の概要（表 19-23）

関連する 法律・例規	母子保健法第 12・13 条 町田市乳幼児健康診査実施要領 町田市乳幼児発達健康診査実施要領 町田市 1 歳 6 か月児健康診査実施要領 町田市 3 歳児健康診査実施要領
---------------	---

健診の内容・対象（表 19-24）

区分	内容	対象
乳幼児経過観察 健康診査	予約者に個別通知 健康福祉会館で年 6 回実施	各健診の結果、要経過観察と判断された子 また、健診が必要と判断された乳幼児
乳幼児発達健康診査	予約者に個別通知 健康福祉会館で年 6 回実施	各健診の結果、運動・精神発達遅延等が 疑われ、発達面での経過観察が必要と判 断された子 また、健診が必要と判断された乳幼児
経過観察健康診査 （心理個別）	予約制 健康福祉会館、各健診会場で実施 1 歳 6 か月児健診で年 49 回 3 歳児健診で 60 回の経過観察を実施 心理相談員出動	1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査 の結果、心理面で要経過観察と判断され た子 また、心理面の健診が必要と判断された 子

乳幼児経過観察健康診査受診状況（表 19-25）

年度	実施回数	予約者数	受診者数	受診率	初診者のうち 有所見者数
2023	10	37	30	81.1	12
2024	6	32	31	96.9	12
2025	6	24	24	100.0	9

乳幼児発達健康診査受診状況（表 19-26）

年度	実施回数	予約者数	受診者数	受診率	初診者のうち 有所見者数
2023	6	37	32	86.5	7
2024	6	36	32	88.9	11
2025	6	34	30	88.2	13

1 歳 6 か月児・3 歳児経過観察健康診査（心理・個別）実施状況（表 19-27）

年度	1 歳 6 か月経過観察		3 歳児経過観察	
	実施回数	来所者数	実施回数	来所者数
2023	49	304	60	305
2024	49	330	60	312
2025	89	298	98	309

※実施回数について、2024 年度までは健診前個別相談の回数としていたが、2025 年度からは心理個別相談の回数を含めて集計

（８）妊婦・乳幼児精密健康診査

各健康診査の結果、診断の確定について不十分な点を補うべく、専門医療機関で精密検査を行い、各健康診査の強化を図ることを目的に実施している。

健診の概要（表 19-28）

対象者	各健康診査で精密健康診査が必要と判断された方		
	対象 年齢	妊婦精密健康診査	なし
		乳幼児精密健康診査	満 1 歳未満
		1 歳 6 か月児精密健康診査	1 歳 6 か月～満 2 歳未満
		3 歳児精密健康診査	3 歳～満 4 歳未満
関連する 法律・例規	母子保健法第 12・13 条 町田市精密健康診査実施要領		

精密健康診査受診状況（表 19-29）

年度	妊婦精密健康診査			乳児精密健康診査			1 歳 6 か月児精密健康診査		
	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数
2023	0	0	0	52	59	35	1	1	1
2024	0	0	0	39	38	19	1	1	1
2025	0	0	0	36	36	21	0	0	0

年度	3 歳児精密健康診査			合計		
	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数
2023	277	286	258	330	346	294
2024	238	232	215	278	271	235
2025	231	202	177	267	238	198

○受診票発行数----年度内に発行した受診票の対象者数

○結果把握数----年度内に把握した結果の数で、年度をまたがっている場合がある

○有所見者数----結果把握数のうち、所見があった方の数

(9) 母子歯科健康診査

ア 妊婦歯科健康診査

妊婦の歯科疾患の早期発見・早期治療を図ることを目的に実施している。

健診の概要 (表 19-30)

対象者	町田市在住の妊婦（妊婦無料クーポンをお持ちの方）
関連する法律・例規	母子保健法第 13 条 町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診方法	妊娠届受理時に配布する「母と子の保健バッグ」に妊婦無料クーポンを封入 歯科口腔健康診査実施歯科医院に直接申し込みをした上で受診
健診の内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合わせ、清掃等の状況検査、予防指導
周知方法	町田市ホームページに掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

イ 幼児歯科健康診査・幼児歯科保健指導

幼児へのむし歯予防の一環として、歯科健康診査とむし歯予防の処置を実施している。また、保護者のむし歯予防への関心を高めるために、歯科保健指導や歯みがき指導等も実施している。

健診・指導の概要 (表 19-31)

事業名一覧	1 歳 6 か月児歯科健康診査 2 歳児歯科健康診査 3 歳児歯科健康診査 園児むし歯予防教室
対象者	園児むし歯予防教室は認可保育所・認定こども園に所属する児 (2 か月児～未就学児)
関連する法律・例規	母子保健法第 12・13 条 町田市 1 歳 6 か月児及び 3 歳児歯科健康診査実施要領 町田市幼児歯科相談実施要領
実施会場	1 歳 6 か月児歯科健康診査と 3 歳児歯科健康診査は健康福祉会館、鶴川保健センター、 忠生保健センター、小山市民センター、2024 年度から成瀬コミュニティセンターで 実施 2 歳児歯科健康診査は健康福祉会館、忠生保健センター、鶴川保健センターで実施 園児むし歯予防教室は希望する認可保育所・認定こども園に歯科衛生士が訪問して 実施
周知方法	個別に通知 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

対象者と内容（表 19-32）

事業名	対象者	内容
1 歳 6 か月児 歯科健康診査	満 1 歳 6 か月を超え満 2 歳に 達しない幼児 全員	健康福祉会館・鶴川保健センター・忠生保健 センター・小山市民センター・成瀬コミュニティ センターで年 49 回実施。健診、歯科保健指導、2022 年度からフッ化物塗布を実施。歯科医師 2 人出動
2 歳児歯科 健康診査	満 2 歳を超え満 3 歳に達しな い幼児 全員	健康福祉会館・忠生保健センター・鶴川保健 センターで年 39 回実施。健診、歯科保健指導、 フッ化物塗布を実施。歯科医師 2 人出動
3 歳児歯科 健康診査	満 3 歳を超え満 4 歳に達しな い幼児 全員	健康福祉会館・鶴川保健センター・忠生保健 センター・小山市民センター・成瀬コミュニティ センターで年 59 回実施。健診、歯科保健指導を実施。 歯科医師 2 人出動
園児むし歯 予防教室	保育園・幼稚園児（0 歳児～5 歳児）	希望する認可保育所・認定こども園に歯科衛生士が訪 問し、年 73 回実施。歯科保健指導、歯みがき指導、 歯垢の染め出し等を実施。

歯科健康診査受診状況（表 19-33）

区分	実施回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子		
			O1	O2	A	B	C
1 歳 6 か月児歯科健康診査	49	2,387	1,228	1,146	12	0	1
2 歳児歯科健康診査	39	1,742	860	864	16	2	0
3 歳児歯科健康診査	59	2,607	1,694	815	78	19	1
合計	147	6,736	3,782	2,825	106	21	2

※記号の説明

O1：むし歯がなく、かつ口腔環境も良いと認められる子

O2：むし歯はないが、口腔環境が良好でなく、近い将来にむし歯ができる不安がある子

A：上顎前歯部のみ、又は臼歯部にのみむし歯のある子

B：臼歯部、及び上顎前歯部にむし歯のある子

C：下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある子

歯科保健指導等実施状況（表 19-34）

区分	実施回数	受診者数 参加者数	歯科 保健指導	歯みがき 指導	スケーリング (歯石除去)	ポリッシング (色素沈着除去)
1 歳 6 か月児歯科健康診査	49	2,387	※3,397	8	0	0
2 歳児歯科健康診査	39	1,742	※2,427	867	0	0
3 歳児歯科健康診査	59	2,607	※3,793	0	0	0
乳幼児母性相談（歯科）	38	1,391	183	179	—	—
園児むし歯予防教室	73	3,941	3,941	989	—	—
子育てひろば	2	39	39	—	—	—

※歯科医師、歯科衛生士による個別指導の延べ件数

フッ化物塗布受診状況（表 19-35）

区分	むし歯のある子		フッ化物塗布		
	総 数	総本数	回数	総 数	総本数
1 歳 6 か月児	13	46	49	2,052	29,741
2 歳児	18	47	39	1,617	27,108
3 歳児	98	266	—	—	—
合計	129	359	88	3,669	56,849

※フッ化物塗布は 1 歳 6 か月児と 2 歳児に実施

年度別受診状況（表 19-36）

年度	1 歳 6 か月児歯科健康診査							フッ化物塗布 受診者数
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			
			O1	O2	A	B	C	
2023	49	2,349	1,074	1,260	13	0	2	2,023
2024	49	2,288	1,180	1,100	7	1	0	1,941
2025	49	2,387	1,228	1,146	12	0	1	2,052

年度	2 歳児歯科健康診査							フッ化物塗布 受診者数
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			
			O1	O2	A	B	C	
2023	39	1,792	826	944	18	3	1	1,662
2024	39	1,823	856	942	22	3	0	1,696
2025	39	1,742	860	864	16	2	0	1,617

年度	3 歳児歯科健康診査						
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子		
			O1	O2	A	B	C
2023	60	2,930	1,752	1,042	101	30	5
2024	60	2,578	1,569	896	84	24	5
2025	59	2,607	1,694	815	78	19	1

年度	園児むし歯予防教室				乳幼児母性相談			
	回数	参加者数	歯科 保健指導	歯みがき 指導	回数	参加者数	歯科 保健指導	歯みがき 指導
2023	76	4,193	4,193	158	38	1,190	200	127
2024	73	4,076	4,076	789	38	1,548	199	194
2025	73	3,941	3,941	989	38	1,391	183	179

※記号の説明

O1:むし歯がなく、かつ口腔環境も良いと認められる子

O2:むし歯はないが、口腔環境が良好でなく、近い将来にむし歯罹患の不安がある子

A:上顎前歯部のみ、又は臼歯部にみにむし歯のある子

B:臼歯部、及び上顎前歯部にむし歯のある子

C:下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある子

20 母子保健指導事業

(1) 母親学級

ア 母親学級母性科（母親学級）

妊婦を対象に妊娠中の衛生・栄養・出産の正しい知識・産褥期の注意・新生児の保育等の指導を実施し、母子の健康の増進を図っている。

学級の概要（表 20-1）

対象者	妊娠 16 週～35 週までの初妊婦とその夫
関連する法律・例規	母子保健法第 9 条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館
学級の内容	A コース（2 日間・6 回）助産師、歯科衛生士、管理栄養士等による講話や実技 B コース（1 日・12 回）助産師・保健師による沐浴、新生児の保育体験、妊婦体験 申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

学級の日程（表 20-2）

日程		内容	参加者数		
A	一 日 目	オリエンテーション	助産師		
		こころとからだの変化		妊婦	127
		歯の衛生	歯科衛生士	夫	61
		栄養と食生活	管理栄養士	合計	188
	二 日 目	分娩経過	助産師	妊婦	118
		お産の時のリラックス法		夫	56
産後のライフスタイル			合計	174	
B		オリエンテーション	保健師	妊婦	447
		沐浴体験、新生児の保育体験	保健師	夫	440
			助産師	合計	887
合計					1,249

実施状況（表 20-3）

年度	実施回数	日数	参加者数
2023	A コース①6 回②6 回実施	24	910
	B コース年 12 回実施		
2024	A コース①6 回②6 回実施	24	1,159
	B コース年 12 回実施		
2025	A コース①6 回②6 回実施	24	1,249
	B コース年 12 回実施		

※新型コロナウイルス感染症 5 類移行に伴い、2023 年度 6 月から A・B コースともに 20 組から 30 組へ増枠。2024 年度 4 月から B コースを 30 組から 40 組へ増枠。

イ 多胎児の会

多胎児（双子、三つ子）を妊娠・子育て中の保護者に情報交換、仲間づくりの場を提供することで子育てを支援することを目的に、母親学級育児科の事業として実施している。

事業の概要（表 20-4）

対象者	多胎児とその保護者・家族及び妊娠中の方
関連する法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館
事業の内容	情報交換、手遊び、うた 年3回実施
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

実施状況（表 20-5）

年度	実施回数	参加者数					
		母	父	乳児	幼児	妊婦	計
2023	3	12	1	16	8	1	38
2024	3	17	5	26	10	3	61
2025	3	32	12	34	30	4	112

(2) 健康教育

ア 栄養健康教育

小児の食物アレルギーの有病率が増加しているなか、食物アレルギーの正しい知識の普及と情報提供を図るとともに、保護者の不安を和らげることを目的とし、講演会を実施している。

講座の内容 (表 20-6)

対象者	食物アレルギー等の心配がある乳幼児の保護者
関連する法律・例規	アレルギー疾患対策基本法 母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領
実施会場	オンラインによる実施
事業の内容	小児科アレルギー専門医師による食物アレルギーに関する講演 年1回実施
周知方法	「広報まちだ」、「まちだ子育てサイト」、LINE 配信、チラシ、SNS

講座の内容・実施状況 (表 20-7)

日時	対象者	内容	講師	参加者数	
2026 年 2 月 20 日	食物アレルギーやアトピー性皮膚炎の心配がある乳幼児の保護者（それ以外の方も可）	専門医が教える！食物アレルギーとアトピー性皮膚炎の最新情報と正しい対処法	独立行政法人 国立病院機構 相模原病院 小児科医及び 看護師	大人	43
				給食施設職員	5
				合計	48

イ 離乳食講習会

乳児の栄養・食生活についての正しい情報提供を保護者へ行い、乳児の健康増進を図るとともに、乳児と保護者の交流を通して社会性を育てることを目的として実施している。また、子育て支援の一環として、保護者の不安解消及び情報交換の場として位置づけている。

講習の概要 (表 20-8)

対象者	4～6 か月児・8～10 か月児の保護者
関連する法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館 鶴川保健センター オンライン
講習の内容	管理栄養士・歯科衛生士・保育士による講話 試食等 初期（4～6 か月児の保護者が対象） 後期（8～10 か月児の保護者が対象） 年40回実施（初期24回・後期16回） 申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

講習内容（表 20-9）

区分	対象	内容	従事者
初期	4～6 か月児の保護者	離乳初期から中期について 試食	管理栄養士 保育士
後期	8～10 か月児の保護者	離乳後期から完了期について むし歯予防について 保育について 試食	管理栄養士 歯科衛生士 保育士

実施状況（表 20-10）

区分	回数	申込者数	参加者数			個別 相談者
			申込者	申込者以外	子ども	
初期	24	695	403	128	284	0
後期	16	380	188	31	140	0
合計	40	1,075	591	159	424	0

年度別実施状況（表 20-11）

年度	回数	参加者数		
		申込者	申込者以外	子ども
2023	40	522	16	356
2024	40	576	154	443
2025	40	591	159	424

ウ 幼児食講習会

離乳食講習会と同様に、幼児の栄養・食生活を理解してもらうとともに、幼児の健康増進を図り、幼児と保護者の交流を通して、地域性を育てることを目的に実施している。また、子育て支援の一環として、保護者の不安解消の場として位置づけている。

講習の概要（表 20-12）

対象者	1歳6か月～2歳0か月の子と保護者
関連する法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館、子どもセンターまあち、子どもセンターただON、子どもセンターつるっこ
講習の内容	管理栄養士による講話・保育士による講話等 年4回実施 申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」に掲載 LINE 配信、ちらし、SNS 等

実施状況（表 20-13）

回数	申込者数	参加者数		
		申込者	申込者以外	子ども
4	59	45	2	41

年度別実施状況（表 20-14）

年度	回数	参加者数		
		申込者	申込者以外	子ども
2023	2	18	0	0 ※オンライン開催
2024	4	38	4	33
2025	4	45	2	41

(3) 健康相談

母子の健康を維持することを目的に、乳幼児の身長・体重測定、保育相談、栄養相談と産後の母体の相談、歯やお口の相談等を健康福祉会館及び各市民センター等で、定期的に保健師、助産師、管理栄養士及び歯科衛生士が実施している。

ア 乳幼児相談

保育相談、栄養相談、歯科相談、乳幼児の身長・体重測定等を実施している。

相談の概要（表 20-15）

対象者	2 か月～就学前までの子と親
関連する法律・例規	母子保健法第 9 条
実施会場	健康福祉会館、鶴川保健センター、子どもセンターばあん、忠生保健センター、小山市民センター
相談内容	保健師・管理栄養士・歯科衛生士による相談 乳幼児の身長・体重測定 相談内容：育児、栄養、乳幼児の身体、お口のケア法等 母性相談と同時に、年 38 回実施
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

会場別実施状況（表 20-16）

会 場	実施回数	来所者数	平均 来所者数
健康福祉会館	12	694	57.8
鶴川保健センター	12	475	39.6
子どもセンターばあん	6	120	20.0
忠生保健センター	4	61	15.3
小山市民センター	4	41	10.3
合 計	38	1,391	36.6

年度別実施状況（表 20-17）

年度	実施回数	来所者数	会場別来所者数				
			健康福祉 会館	鶴川保健 センター	子どもセンター ばあん	忠生保健 センター	小山市民 センター
2023	38	1,190	516	417	132	69	56
2024	38	1,548	694	539	161	89	65
2025	38	1,391	694	475	120	61	41

※小山市民センターが改修工事のため、2026 年 1 月からは子どもセンターばおで開催。

イ 母性相談

母親の健康を守るため、産後の母体の相談等を実施している。

相談の概要（表 20-18）

対象者	2 か月～就学前までの子の母親
関連する 法律・例規	母子保健法第 9 条
実施会場	健康福祉会館、鶴川保健センター、子どもセンターばあん、 忠生保健センター、小山市民センター
相談内容	助産師による相談 相談内容：産後の母体の相談等 乳幼児相談と同時に、年 38 回実施
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

会場別実施状況（表 20-19）

会 場	実施回数	相談者数	平均 相談者数
健康福祉会館	12	104	8.7
鶴川保健センター	12	55	4.6
子どもセンターばあん	6	21	3.5
忠生保健センター	4	5	1.3
小山市民センター	4	4	1.0
合 計	38	189	5.0

年度別実施状況（表 20-20）

年度	実施回数	相談者数	会場別相談者数				
			健康福祉 会館	鶴川保健 センター	子どもセンター ばあん	忠生保健 センター	小山市民 センター
2023	38	201	80	72	22	7	20
2024	38	224	93	75	29	16	11
2025	38	189	104	55	21	5	4

※小山市民センターが改修工事のため、2026 年 1 月からは子どもセンターばおで開催。

ウ 母性保健相談・母乳育児相談

思春期～周産期～更年期という女性のライフサイクル全般を心身ともに健康かつ快適に過ごせるよう相談支援を実施している。母子育児をすすめていくうえで生じる不安や乳房トラブル等について支援を行い、母乳育児の推進を図っている。

相談の概要（表 20-21）

対象者	思春期・妊産婦・更年期の女性
関連する法律・例規	母子保健法第9条
実施会場	健康福祉会館
相談内容	助産師による電話相談・来所相談（乳房マッサージは予約制） 思春期・周産期・更年期等の保健相談 毎週木曜日に実施（祝日・年末年始を除く）
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

実施状況（表 20-22）

年度	実施回数	相談者数
2023	49	428
2024	50	390
2025	50	363

(4) 母子健康手帳の交付

妊娠届を受理した後、母子健康手帳を交付している。

手帳交付の概要（表 20-23）

対象者	妊娠届出書を提出した妊婦
関連する 法律・例規	母子保健法第 15・16 条
目的	妊娠中の経過・出産の状況・各種健康診査・予防接種の記録等、健康保持を図る
交付方法	妊娠届を受理した際に、保健予防課、各市民センター等で直接交付 外国語版の手帳も交付（英語・中国語・ハングル語・ポルトガル語・スペイン語・ タガログ語・インドネシア語・タイ語・ベトナム語・ネパール語）
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

日本語版交付状況等（表 20-24）

年度	妊娠届受理件数	手帳交付件数
2023	2, 177	2, 291
2024	2, 218	2, 321
2025	2, 365	2, 481

（５）出産・子育てしっかりサポート事業

妊娠中の様々な不安を軽減し、安心して出産を迎えていただくため、市内在住の全ての妊婦を対象として専門職（保健師等）が面接を行い、妊娠期から就学前まで支援を行っている。

事業概要（表 20-25）

対象者	町田市在住の妊婦
関連する法律・例規	町田市出産・子育てしっかりサポート事業実施要領
面接会場	保健予防課（市庁舎・健康福祉会館・保健所中町庁舎・鶴川保健センター）、各市民センター等（会場ごとに月 1～2 回実施） ※2021 年 7 月からオンラインによる面接を開始。
事業の内容	・保健師等が妊婦と面接をし、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握する ・面接終了後に出産・子育て応援商品券を配布し、また、妊婦のための支援給付金を給付する ・心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者等に対して「支援計画書」を作成し、乳幼児健診等にてその効果検証を行いながら、就学前まで支援していく ※2023 年 3 月から国の交付金を活用した「出産・子育て応援交付金事業」を開始。 ※2025 年 4 月から子ども・子育て支援法に基づく経済的支援として「妊婦のための支援給付」を開始。

面接実施状況（表 20-26）

年度	2023	2024	2025
面接件数	2,346	2,226	2,611

(6) 産後ケア事業

産褥期における母親の心身の安定と育児不安の解消を図ることを目的として、家族等から援助を受けることが困難で、育児支援を必要とする母子に対して、心身のケア、育児の支援等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を実施している。

事業の概要（表 20-27）

対象	町田市在住の原則生後 3 か月未満（訪問型は 1 年未満）の乳児及びその母親で、家族等から家事・育児等の支援が得られない方のうち、体調不良や授乳・育児に不安がある方 その他、特に支援が必要と認められる方
関連する法律・例規	町田市産後ケア事業実施要領
実施施設	・ としの助産院 ・ 町田市民病院 ・ 相模野病院 ・ 鶴川台ウィメンズクリニック ・ 都南産婦人科 ・ 相模原協同病院 ・ 総合相模厚生病院 ・ 芥川バースクリニック ・ ベルンの森クリニック ・ 助産院バースあおば ・ 新百合ヶ丘総合病院 ・ marimo 助産院 ・ みなみ野グリーンゲイブルズクリニック ・ くわのき助産院 ・ おなごサロンはびねす助産院 ・ 浏野辺総合病院 ・ 愛育病院 ・ にしさこレディースクリニック ・ 愛育ベスクリニック
事業の内容	宿泊型ショートステイ、日帰り型デイケアに加え 2020 年 4 月から訪問型アウトリーチを開始。3 つの型により、以下の内容を実施 ・ 母体ケア（母体の健康状態の確認、乳房ケア等） ・ 乳児ケア（乳児の健康状態の確認等） ・ 育児相談、授乳指導、沐浴指導、休息、食事の提供等 2023 年 4 月からは、初回から 5 回目までの利用において、所得にかかわらず利用料金の減額（2,500 円/回まで）を導入。

実施状況（表 20-28）

年度	2023	2024	2025
申請者数	993	1,201	1,447
利用者数（延べ）	1,214	1,357	2,068
日帰り型利用日数（延べ）	393	449	780
宿泊型利用日数（延べ）	822	1,152	1,571
訪問型利用日数（延べ）	521	529	757

(7) 母子保健訪問事業

ア 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導

必要に応じて妊産婦・新生児・乳幼児等の家庭に、保健師や助産師または看護師が訪問して、指導・助言を実施している。

訪問の概要（表 20-29）

対象者 ※	妊産婦	妊娠中、あるいは産後 1 年を経過しない女性
	新生児	生後 28 日未満の新生児 ただし、里帰り等の事情がある場合は 28 日を超えても訪問可能 出生通知票により対象を把握 ・主に第 1 子の方等：保健師または助産師が訪問 ・主に第 2 子以降の方：看護師が訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）
	乳幼児等	3～4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健診未受診の方 上記以外の希望する方や必要と思われる方
関連する法律・例規	母子保健法第 11・17 条 児童福祉法第 21 条 町田市新生児訪問指導実施要領 町田市こんにちは赤ちゃん事業実施要領 町田市妊産婦訪問指導実施要領	
訪問の概要	保健師・助産師による訪問では、妊娠中・出産後のアドバイスや発育・栄養・病気の予防等、子育てに関する相談・支援を実施 看護師による訪問では、子育てに関する相談・情報提供を実施	
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等	

※妊産婦以外の成人も、必要に応じて訪問指導を実施

年度別実施状況（表 20-30）

年度	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	学童以上	合計
2023	115	2,228	2,158	101	422	750	65	5,839
2024	107	2,132	2,052	88	334	489	47	5,249
2025	127	2,213	2,041	200	242	243	116	5,182

※実人数

※2025 年度から未熟児については看護師が訪問した数を含む

イ 低出生体重児訪問指導

母子保健法・同施行規則及び同施行細則に基づき、出生時 2,000g 未満で出生、または特殊医療を受けた新生児及びその家族に対して、届出や医療機関からの報告等により低出生体重児の状況を把握し、必要に応じて訪問指導を実施し、各家庭環境にあった適切な指導・助言をすることで育児支援を行っている。

低出生体重児訪問指導申請件数（表 20-31）

年度	2023	2024	2025
申請件数	101	88	200

※2025 年度から看護師が訪問した数も含む

ウ 重症心身障がい児（者）訪問事業の申請受理

在宅重症心身障がい児（者）に対する、健康の保持と安定した家庭療育を確保するために訪問相談・訪問看護の申請を受理して、東京都に進達している。

重症心身障がい児（者）訪問事業申請状況（表 20-32）

年度	2023	2024	2025
申請件数	2	3	1

21 歯科衛生士活動

口腔は健康の入り口と言われている。歯科疾患は、発病やその進行に伴い、食生活や社会生活に支障をきたすだけでなく、全身の健康にも影響を与えるものである。乳幼児期から高齢期を対象に、各ライフステージに応じた歯科疾病の予防・早期発見・早期治療、生涯を通じた歯及び口腔の健康増進などを目的に実施している。

歯科衛生士活動状況（表 21-1）

業務名			実施人数
集団健診	1 歳 6 か月児歯科健康診査		2,387
	2 歳児歯科健康診査		1,742
	3 歳児健康診査		2,607
障がい	障がい者等歯科保健推進対策事業		162
学齢期	学齢期歯みがき教室(小学校)		648
	学齢期歯みがき教室(中学校)		0
成人期	歯科口腔健康診査(うち妊婦無料クーポン利用者)		1,169(404)
高齢期	高齢者歯科口腔機能健診		351
個別指導	1 歳 6 か月児	保健指導	2,387
		ブラッシング	8
		スケーリング	0
		ポリッシング	0
		フッ化物塗布	2,052
	2 歳児	保健指導	1,742
		ブラッシング	867
		スケーリング	0
		ポリッシング	0
		フッ化物塗布	1,617
	3 歳児	保健指導	2,607
		ブラッシング	0
		スケーリング	0
		ポリッシング	0
			0
健康教育	母親学級		188
	離乳食講習会		188
	子育てひろば		39
	3～4 か月児健康診査		-
	1 歳 6 か月児歯科健康診査		-
	2 歳児歯科健康診査		-
	3 歳児歯科健康診査		-
	園児むし歯予防教室	集団	3,941
		個別	989
	からだ測定会		36
	学齢期歯みがき教室(小学校)		648
	出張講座(高齢者自主グループ、高齢者福祉センター)		86
その他	デンタルケア		164
	食育フェス		-
	健康づくりフェア		-
	普及啓発活動(イベントスタジオ)		845
健康相談	3～4 か月児歯科相談		0
	電話・来所・相談		33
	乳幼児母性相談		183

22 栄 養 士 活 動

「食は命なり」と言われるが、市民の生涯を通して「食」を通じた健康づくりと、それによるＱＯＬ（生活の質）の向上や生活習慣病の予防を図るため、ライフステージに沿った栄養教育を実施している。

栄養士活動状況（表 22-1）

業務名		参加者数
成人栄養指導	栄養相談	59
	脂質異常症予防講習会	27
	糖尿病予防講習会	45
	腎臓病予防講習会	32
	骨粗しょう症予防講習会	64
	出張セミナー	375
	測定会	36
	訪問	0
	電話・来所	72
その他	食生活改善普及運動月間	218
	くらしフェア	150
母子栄養指導	3～4 か月児健康診査	158
	1 歳 6 か月児健康診査	194
	3 歳児健康診査	111
	乳幼児経過観察・発達健康診査	26
	離乳食講習会	591
	幼児食講習会	45
	母親学級母性科（母親学級）	127
	乳幼児相談	320
	訪問	3
	電話・来所	113
	栄養健康教育（アレルギー）	48

V 生 活 衛 生

1 動物管理

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生予防や、まん延防止、撲滅を目指し、公衆衛生の向上や公共の福祉の増進を図るため、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を実施している。

そのほか、動物の適正な飼育と動物愛護の普及・啓発のための広報や講習会を実施し、不幸な命を増やさないために、不妊・去勢手術費用の一部補助事業や、新たな飼い主を探す支援、「飼い主のいない猫」対策を実施している。また、逸走又は負傷した犬等を収容し飼い主が判明した場合に返還している。

(1) 犬登録と狂犬病予防

狂犬病の発生予防のため、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務を行っている。

犬登録及び注射済票交付数（表 1-1）

年度	年度末犬登録数	注射済票交付数
2023	24,578	19,149
2024	24,080	19,231
2025	24,053	18,751

(2) 動物愛護と適正飼育の普及啓発

ア 飼育動物に関する要望・相談

飼育動物に関する要望・相談を受け付け、当該動物等の飼育者等に対して適正飼育の指導を行っている。

要望・相談件数（表 1-2）

年度		2023	2024	2025	
動物による事故	犬	24	34	32	
	その他	－	1	－	
要望・相談件数	犬	放浪	18	5	6
		拾得	4	9	6
		負傷	5	9	4
		放し飼い	11	10	7
		汚物・汚水	14	17	18
		悪臭	－	2	－
		鳴き声	49	42	31
		その他	93	85	83
	猫	拾得	1	2	1
		負傷	6	7	6
		汚物・汚水	14	9	9
		悪臭	1	－	－
		鳴き声	3	－	1
		その他	60	43	41
	その他		32	21	16

イ 犬と楽しく暮らすための基礎講座

新規に犬登録をされた方や飼う予定の方を対象に、犬の飼育にあたって基礎的な知識を習得できるように講習会を開催している。

犬と楽しく暮らすための基礎講座実施回数及び参加延人数（表 1-3）

年度	実施回数	参加延人数
2023	3	38
2024	2	16
2025	2	15

ウ 動物愛護週間セミナー

毎年 9 月 20 日から 26 日までが動物愛護週間と定められている。この期間を目安に、市民の方々へ動物愛護関連のセミナーを実施し、動物愛護の気風を広げている。

動物愛護週間セミナー実施回数及び参加延人数（表 1-4）

年度	実施回数	参加延人数
2023	1	24
2024	1	17
2025	1	21

エ 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助

不幸な命を生み出さないために飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する経費の一部補助を行っている。

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助件数（表 1-5）

年度	飼い主のいない猫	
	オス	メス
2023	111	116
2024	70	81
2025	83	86

オ 飼い主のいない猫との共生モデル地区

飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、地域社会への迷惑等を防止するとともに、市民の動物愛護の意識を高めるため、町内会・自治会等を基礎とした団体をモデル団体として指定し、団体が実施した飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対し補助を行っている。

飼い主のいない猫共生モデル地区数（表 1-6）

年度	年度末地区数
2023	34
2024	32
2025	32

（３）動物の保護と管理

飼い主のもとから逃げ出した犬や負傷又は病気により動けなくなっている犬・猫等を収容している。

保護・収容頭数（表 1-7）

年度	捕獲 収容	引き取り		負傷		返還	
		犬	猫	犬	猫	犬	猫
2023	5	7	6	－	9	9	1
2024	1	12	6	－	4	13	1
2025	1	9	2	－	2	8	－

2 環 境 衛 生

環境衛生事業は、理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、プールなど市民の身近な施設、水道施設及び特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許可、確認等を行う事業である。また、立入検査や理化学検査により施設の維持管理向上、レジオネラ症など感染症の発生予防など公衆衛生の向上を図っている。このほか、生活環境問題対策として、ねずみ・衛生害虫防除や室内環境の相談業務等を行っている。

(1) 施設と監視指導

環境衛生関係施設数及び事務処理・監視指導件数（表 2-1）

業種	営業施設数	許可・確認届出件数	廃止件数	監視指導件数
2023	4, 425	86	76	290
2024	4, 433	62	53	289
2025	4, 439	70	63	278
理容所	175	4	6	7
美容所	693	44	16	65
クリーニング所	167	3	6	9
公衆浴場	24	－	－	36
旅館業	34	－	－	43
興行場	14	－	－	23
プール	14	－	－	24
水道施設	447	4	5	21
小規模貯水槽水道等	1, 172	2	17	15
温泉利用施設	6	－	－	3
墓地等	1, 539	4	9	22
特定建築物	122	1	1	10
住宅宿泊事業	32	8	3	－

その他環境衛生関係施設数及び事務処理・監視指導件数（表 2-2）

	施設数	届出件数	廃止件数	調査指導件数
2023	331	3	11	4
2024	328	1	4	27
2025	327	3	4	15
コインランドリー	39	3	1	5
コインシャワー	－	－	－	－
飲用井戸等	288	－	3	10

(2) レジオネラ症発生予防対策

四類感染症のレジオネラ症は、国内各地の浴場施設で死亡事故が発生したことにより社会問題となっている。市では公衆浴場法施行条例、旅館業法施行条例及びプールの衛生管理等に関する条例にレジオネラ症防止対策に関する項目を規定し、予防対策に取り組んでいる。

施設の水質を良好に維持し細菌の増殖を抑制し、レジオネラ症発生の予防を図るために、公衆浴場等の施設へ定期的に立入り水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出された場合は、レジオネラ属菌数に応じて改善指導を行っている。また、レジオネラ属菌の繁殖場所を特定するため循環系統等での原因究明のための調査などを行い、改善措置後に再検査を実施し不検出を確認している。2025年度は、公衆浴場、旅館業の入浴施設及びプール運営施設の水質検査を実施し、公衆浴場の1浴槽からレジオネラ属菌が検出され、改善指導を実施し、不検出を確認した。

(3) 環境衛生関係施設の理化学検査等

プールや浴場の水質などについて行政検査として理化学検査を行っている。検査の結果、法令基準に適合しなかった施設に対しては、原因究明及び改善指導を行い改善を確認している。

公衆浴場の水質検査結果（表 2-3）

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	延べ検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)					
					適合	不適合	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	レジオネラ属菌	残留塩素	照度
普通	1	1	-	6	6	-	-	-	-	-	-	-
その他	12	8	4	71	59	12	-	-	2	1	9	-
					基準		5度以下	25mg/L以下	1個/mL以下	10CFU/100mL未満	0.4mg/L以上	20lux以上

興行場の空気検査結果（表 2-4）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	延べ検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)				
				適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉塵量	照度	
9	9	-	13	13	-	-	-	-	-	-
				基準		0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m ³ 以下	(注)	

(注) 場内において映写中または演技中は 0.2lux 以上、休憩中は 20lux 以上

プールの水質の検査結果（表 2-5）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)								
				適合	不適合	pH 値	濁度	カリウム消費量 過マンガン酸	大腸菌	一般細菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス	レジオネラ属菌
13	12	1	40	39	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
				基準		5.8 以上 ～ 8.6 以下	2 度 以下	12mg/L 以下	検出 されな いこと	200 CFU/mL 以下	100lux 以上	0.4 mg/L 以上	0.15% 以下	10CFU /100mL 未満

生活衛生関係営業施設・水道関係施設等の相談処理件数（表 2-6）

総数	生活衛生関係 営業施設	特定建築物	墓地等	水道関係施設	その他
667	217	35	170	61	184

（注）生活衛生関係営業施設とは、美容所、理容所、クリーニング所、公衆浴場、ホテル・旅館等、興行場、遊泳用プール等である。

（４）生活環境問題に関する対応

衛生害虫防除や室内環境等に関する相談に対し、正確な情報提供等により健康で快適な居住環境の実現を支援している。

衛生害虫・室内環境等の相談処理件数（表 2-7）

総数	ねずみ・衛生害虫等					その他
	ねずみ類	刺咬昆虫 (ハチ等)	吸血昆虫 (蚊・シラミ類等)	ダニ類	その他 衛生害虫等	
356	126	177	5	9	23	16

(5) 飲用に供する井戸等の水質検査

市内の地下水の水質実態を把握するため、飲用に供する井戸の水質検査を実施している。2025年度は、10施設の水道法水質基準全項目（消毒副生成物、臭気原因物質を除く）の検査を実施した。その結果、2施設（20%）が水質基準に不適合であり、結果に応じて煮沸による消毒後の飲用等の指導を行った。

水質検査不適項目（表 2-8）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適数(延数)			
			大腸菌	鉄及び その化合物	臭気	色度
10	8	2	1	1	1	1
検査施設数に対する基準超過率[%]			10.0	10.0	10.0	10.0
基準			検出されない こと	0.3mg/L 以下	異常でない こと	5度 以下

3 食 品 衛 生

食品衛生事業は、食品衛生法等の規定に基づき、飲食を原因とする衛生上の危害の発生防止を目的としている。市民や業界団体の意見を参考に町田市食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、事業を実施している。食品等事業者に対しては、営業許可に関する手続、施設の監視指導、食品の収去検査、衛生講習会等を行っている。また、食中毒が疑われた場合には、関係施設、患者及び原因物質を調査し、食中毒と断定されれば改善指導など被害の拡大及び再発防止のために必要な措置をとっている。このほか、住民等から寄せられた苦情に対しては、必要に応じて営業施設等に立ち入り、原因を調査して改善の指導を行っている。

(1) 営業施設数及び監視件数

ア 改正前食品衛生法に規定する営業（表 3-1）

		施設数	許可件数		廃業件数	監視件数
			新規	更新		
2023		2,028	-	-	581	790
2024		1,450	-	-	578	766
2025		872	-	-	578	741
飲食店営業	旅館・ホテル	3	-	-	2	3
	バー・キャバレー	52	-	-	33	35
	一般飲食店	367	-	-	260	306
	民生食堂	-	-	-	-	-
	すし屋	17	-	-	9	8
	そば屋	14	-	-	6	9
	仕出し屋	5	-	-	4	6
	弁当屋	31	-	-	19	36
	そう菜店	73	-	-	26	40
	コンビニエンスストア等	-	-	-	-	-
	移動	-	-	-	-	-
	臨時	-	-	-	-	-
	許可ある集団給食	63	-	-	28	35
	自動車	11	-	-	22	13
	自動販売機	-	-	-	2	1
	天ぷら船	-	-	-	-	-
	小計	636	-	-	411	492
喫茶店営業	店舗	14	-	-	14	23
	自動販売機	3	-	-	21	14
	自動車	-	-	-	1	-
	小計	17	-	-	36	37
菓子製造業	パン製造業	23	-	-	11	17
	生菓子製造業	12	-	-	6	12
	その他の菓子製造業	66	-	-	56	70
	移動	-	-	-	-	-
	臨時	-	-	-	-	-
	自動車	1	-	-	9	6
	小計	102	-	-	82	105

		施設数	許可件数		廃業件数	監視件数
			新規	更新		
あん類製造業		-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業		21	-	-	7	23
乳処理業		-	-	-	1	3
特別牛乳さく取処理業		-	-	-	-	-
乳製品製造業		-	-	-	2	3
集乳業		-	-	-	-	-
乳類販売業	専業	-	-	-	-	-
	ショーケース売り	-	-	-	-	-
	自動販売機	-	-	-	-	-
	自動車	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-
食肉処理業		2	-	-	3	4
食肉販売業	一般	43	-	-	10	25
	包装	-	-	-	-	-
	自動販売機	-	-	-	-	-
	自動車	-	-	-	-	-
	小計	43	-	-	10	25
食肉製品製造業		2	-	-	1	-
魚介類販売業	一般	25	-	-	7	30
	包装	-	-	-	-	-
	自動車	-	-	-	-	-
	小計	25	-	-	7	30
魚介類せり売業		-	-	-	-	-
魚肉ねり製品製造業		1	-	-	1	1
冷蔵・食品の業	冷凍業	-	-	-	-	-
	冷蔵業	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業		-	-	-	-	-
乳酸菌飲料製造業		-	-	-	-	-
氷雪製造業	氷雪製造業	-	-	-	-	-
	(自動角氷製造機)	-	-	-	-	-
	(自動販売機)	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-
氷雪販売業		-	-	-	-	-
製造油脂食用油業	動物性油脂	-	-	-	-	-
	植物性油脂	1	-	-	1	-
	小計	1	-	-	1	-
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	-	-	-
みそ製造業		1	-	-	1	-
醤油製造業		-	-	-	-	-
ソース類製造業		-	-	-	1	5
酒類製造業		-	-	-	-	-
豆腐製造業		1	-	-	1	2
納豆製造業		-	-	-	-	-
めん類製造業		3	-	-	-	1
そうざい製造業		18	-	-	12	10
缶詰又は瓶詰食品製造業		-	-	-	-	-
添加物製造業		-	-	-	-	-

イ 東京都ふぐの取扱規制条例に規定するふぐ取扱所（改正前食品衛生法許可等施設）
（表 3-2）

	施設数	新規	廃止	監視件数
2023	9	－	2	8
2024	7	－	2	10
2025	2	－	5	8

ウ 改正後食品衛生法第 55 条に規定する営業（表 3-3）

		施設数	許可件数		廃業件数	監視件数
			新規	更新		
2023		1,904	664	－	74	968
2024		2,532	709	－	81	1,116
2025		3, 072	971	1	131	1, 231
飲食店営業	一般飲食店	1,991	461	0	95	833
	集団給食	149	35	0	12	64
	自動車	425	88	1	12	105
	簡易	4	2	0	1	2
	移動	1	0	0	0	0
	臨時	42	2	0	0	2
	天ぷら船	0	0	0	0	0
	屋形船	0	0	0	0	0
	小計	2,612	588	1	120	1,006
調理機能を有する自動販売機		15	5	0	2	5
食肉販売業		50	8	0	3	37
魚介類販売業		48	8	0	2	40
魚介類競り売り営業		0	0	0	0	0
集乳業		0	0	0	0	0
乳処理業		0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0
食肉処理業	一般	5	2	0	0	2
	自動車	0	0	0	0	0
	小計	5	2	0	0	2
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0
菓子製造業		225	47	0	3	101
アイスクリーム類製造業		3	0	0	0	0
乳製品製造業		0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		3	0	0	0	4
食肉製品製造業		3	0	0	0	1
水産製品製造業		2	0	0	0	0
冰雪製造業		0	0	0	0	0
液卵製造業		0	0	0	0	0
食用油脂製造業		1	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業		2	0	0	0	0
酒類製造業		2	0	0	0	0
豆腐製造業		11	0	0	0	9
納豆製造業		0	0	0	0	0
麺類製造業		9	0	0	1	0
そうざい製造業		63	12	0	0	22
複合型そうざい製造業		2	0	0	0	1
冷凍食品製造業		0	0	0	0	0
複合型冷凍食品製造業		0	0	0	0	0
漬物製造業		9	0	0	0	1
密封包装食品製造業		2	0	0	0	1
食品の小分け業		5	1	0	0	1
添加物製造業		0	0	0	0	0

エ 改正後食品衛生法第 57 条に規定する営業等 (表 3-4)

			施設数	届出件数	廃業件数	監視件数
2023			1,958	275	113	292
2024			2,090	244	112	327
2025			2,164	278	204	333
営業届出業種	旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装)	42	1	15	7
		食肉販売業(包装)	54	0	15	10
		乳類販売業	236	7	41	36
		氷雪販売業	3	1	1	0
		コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	155	21	52	3
		小計	490	30	124	56
	販売業	弁当販売業	56	9	5	2
		野菜果物販売業	71	6	1	4
		米穀類販売業	21	1	0	1
		通信販売・訪問販売	14	1	0	0
		コンビニエンスストア	179	25	8	35
		百貨店、総合スーパー	133	10	0	29
		自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	136	23	10	2
		その他食料・飲料販売業	668	125	43	135
		小計	1,278	200	67	208
	製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	1	0	0	0
		いわゆる健康食品の製造・加工業	2	0	0	0
		コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	42	6	2	5
		農産保存食料品製造・加工業	5	1	0	1
		調味料製造・加工業	13	5	0	8
		糖類製造・加工業	1	0	0	0
		精穀・製粉業	5	0	0	1
		製茶業	7	0	0	2
		海藻製造・加工業	0	0	0	0
		卵選別包装業	3	0	0	1
		その他食料品製造・加工業	84	22	3	12
		小計	163	34	5	30
	上記以外のもの	行商	14	1	0	1
		集団給食施設	209	12	7	36
		器具容器包装の製造・加工業 (合成樹脂製に限る)	2	0	0	0
		露店、仮設店舗等における 飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの	1	0	0	0
		その他	6	0	0	0
		小計	232	13	7	37
公衆衛生に与える影響が少ない営業			1	1	1	2

オ 東京都ふぐの取扱規制条例に規定するふぐ取扱所（改正後食品衛生法許可等施設）
（表 3-5）

	施設数	新規	廃止	監視件数
2023	6	1	－	6
2024	8	2	－	6
2025	12	4	－	11

カ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業（表 3-6）

	食鳥処理場施設数	監視数
2023	－	－
2024	－	－
2025	－	－

(2) 食品・器具等の検査

ア 収去検査

食品衛生法で規格基準の定められた食品、東京都において措置基準の設けられている食品等を収去し検査を行っている。

細菌検査は、細菌数、大腸菌群、サルモネラ、黄色ブドウ球菌、大腸菌、腸管出血性大腸菌O157等の検査を行っている。また、化学検査は、保存料、甘味料、着色料、漂白剤等の食品添加物やアレルギー物質の検査を行っている。収去検体の検査は、厚生労働大臣登録検査機関に委託した。なお、「否」とは食品衛生法違反である。

食品別収去検査成績（表 3-7）

		検体数	細菌検査		化学検査	
			適	否	適	否
2023		75	50	－	25	－
2024		62	42	－	20	－
2025		50	33	－	17	－
魚介類等	魚介類	2	1	－	1	－
	魚介類加工品	2	1	－	1	－
冷凍食品		－	－	－	－	－
肉・卵類及びその加工品		－	－	－	－	－
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	－	－	－	－	－
	乳製品	－	－	－	－	－
	乳類加工品	－	－	－	－	－
	アイスクリーム類・氷菓	－	－	－	－	－
農産物等	穀類及びその加工品	－	－	－	－	－
	野菜類・果物及びその加工品	5	5	－	－	－
菓子類		8	5	－	3	－
飲料 ・氷雪 ・水	清涼飲料水	－	－	－	－	－
	酒精飲料	－	－	－	－	－
	氷雪	－	－	－	－	－
	水	－	－	－	－	－
その他 の食品	缶詰・びん詰	－	－	－	－	－
	調味料	－	－	－	－	－
	そうざい類及びその半製品	31	19	－	12	－
	上記以外の食品 (弁当・調理パン等)	2	2	－	－	－
添加物		－	－	－	－	－
器具・容器包装・おもちゃ		－	－	－	－	－

イ 簡易検査

従業員の手指、調理器具、食品等について、現場等で大腸菌群、黄色ブドウ球菌等の簡易検査を行っている。なお、「不良」とは細菌が1個以上検出されたものである。

簡易検査成績（表 3-8）

	検体数	内訳(判定結果)	
		良	不良
2023	1,491	1,199	292
2024	1,330	1,000	330
2025	1,256	924	332

（3）食中毒発生状況

食中毒発生状況（表 3-9）

総数			内訳				
2023	2024	2025	発生日	原因施設	原因食品	病原物質	患者数/喫食者数
2	3	1	2月24日	飲食店	施設が提供した食事	ノロウイルス	12/20

（4）食中毒関連調査

市外の施設が原因施設と強く疑われる場合の食中毒疑い発生時に、他の自治体からの依頼により、市民等に対する食中毒調査を行っている。

食中毒関連調査件数（表 3-10）

	事件数	調査人数	調査施設数	検査検体数
2023	40	97	27	38
2024	32	29	19	22
2025	40	24	36	22

(5) 苦情・相談対応

苦情・相談受付件数（表 3-11）

	苦情対応	相談対応	
		電話処理	窓口処理
2023	15	12,936	3,297
2024	13	13,271	3,662
2025	21	13,166	5,224

(6) 講習会等実施状況

食品取扱従事者等に対して衛生知識向上のための食品衛生実務講習会を実施している。また、市民に対しても、講習会、街頭相談等を実施し、正しい食品衛生知識の普及に努めている。

なお、講習会は集合形式だけでなくオンライン形式でも開催した。

講習会等実施状況（表 3-12）

	食品取扱従事者等向け講習会		市民向け講習会		衛生展・街頭相談	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
2023	10	936※	2	20※	1	300
2024	12	782※	4	33※	1	300
2025	8	815※	5	32※	1	300

※把握できた人数のみを計上

(7) 調理師・製菓衛生師免許申請受付

調理師法、製菓衛生師法に基づく免許の各種手続きを東京都知事からの委任を受け行っている。

調理師・製菓衛生師免許申請受付件数（表 3-13）

	2023	2024	2025	免許申請	名簿訂正	書換交付	再交付	登録消除	返納
調理師	107	96	96	67	7	6	15	1	-
製菓衛生師	12	17	19	17	1	1	-	-	-

VI 統計表

1 人 口 動 態 統 計

(1) 用語の解説

低体重児

2,500 グラム未満の出生児をいう。

乳児死亡

生後 1 年未満の死亡をいう。

新生児死亡

生後 4 週未満の死亡をいう。

周産期死亡

妊娠満 22 週以後の死産と早期新生児を合わせたものをいう。

死産

妊娠満 12 週（妊娠第 4 月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

なお、自然死産と人口死産とに分けられる。

自然増加

出生数から死亡数を減じたものをいう。

(2) 比率の解説

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10 月 1 日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10 月 1 日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間の 1 歳未満の死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間の生後 4 週未満の死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間妊娠 22 週以後の死産数} + \text{年間生後 1 週未満の死亡数} \times 1,000}{\text{年間妊娠満 22 週以後死産数} + \text{年間出生数}}$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出生数} + \text{年間死産数}} \times 1,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10 月 1 日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10 月 1 日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{自然増加率} = \frac{\text{年間出生数} - \text{年間死亡数}}{\text{10 月 1 日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{年間死因別死亡数}}{\text{10 月 1 日現在の人口}} \times 100,000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{1 月 1 日現在の年齢別女子人口}} \quad (15 \text{ 歳から } 49 \text{ 歳までの合計})$$

※なお、この統計表は厚生労働省の人口動態調査の調査票情報を利用して独自集計した。

(3) 人口動態総覧 (表 1-1)

実 数	出 生		合 計 特 殊 出 生 率	死 亡			周産期死亡			死 産			婚 姻	離 婚	自 然 増 減 数
	(再掲)	(2 低 5 0 体 0 g 重 未 満 児)		(再掲) 乳 児 死 亡	(再掲) 新 生 児 死 亡	総 数	妊 娠 満 22 週 以 後	生 後 1 週 未 満	総 数	自 然 死 産	人 工 死 産				
2023年管内	2,221	207	…	4,898	3	1	5	4	1	50	25	25	1,273	622	△ 2,677
2024年管内	2,056	197	…	5,044	1	0	5	5	－	67	29	38	1,258	577	△ 2,988
東京都	84,207	8,044	…	140,329	113	53	230	191	39	1,938	762	1,176	76,441	20,424	△ 56,122
率	人 口 千 対	出 生 百 対		人 口 千 対	出 生 千 対	出 生 千 対	出 産 千 対	出 産 千 対	出 産 千 対	出 産 千 対	出 産 千 対	出 産 千 対	人 口 千 対	人 口 千 対	人 口 千 対
2023年管内	5.1	9.3	1.11	11.3	1.4	0.5	2.2	1.8	0.5	22.0	11.0	11.0	2.9	1.4	△ 6.2
2024年管内	4.8	9.6	1.04	11.7	0.5	0.0	2.4	2.4	0.0	31.6	13.7	17.9	2.9	1.3	△ 6.9
東京都	6.3	9.6	0.96	10.4	1.3	0.6	2.7	2.3	0.5	22.5	8.8	13.7	5.7	1.5	△ 4.2

<東京都の実数>厚生労働省「人口動態統計年報」より
 <東京都の率及び基礎人口>厚生労働省「令和6年人口動態統計月報年計(確定数)」より
 <算出の基礎人口>東京都「東京都の人口(推計)」より(各年10月1日現在の推計人口)
 町田市(2023年):432,564人 町田市(2024年):432,376人 東京都(2024年):13,463,000人
 なお、この統計表は厚生労働省の人口動態調査の調査票情報を利用して独自集計した。

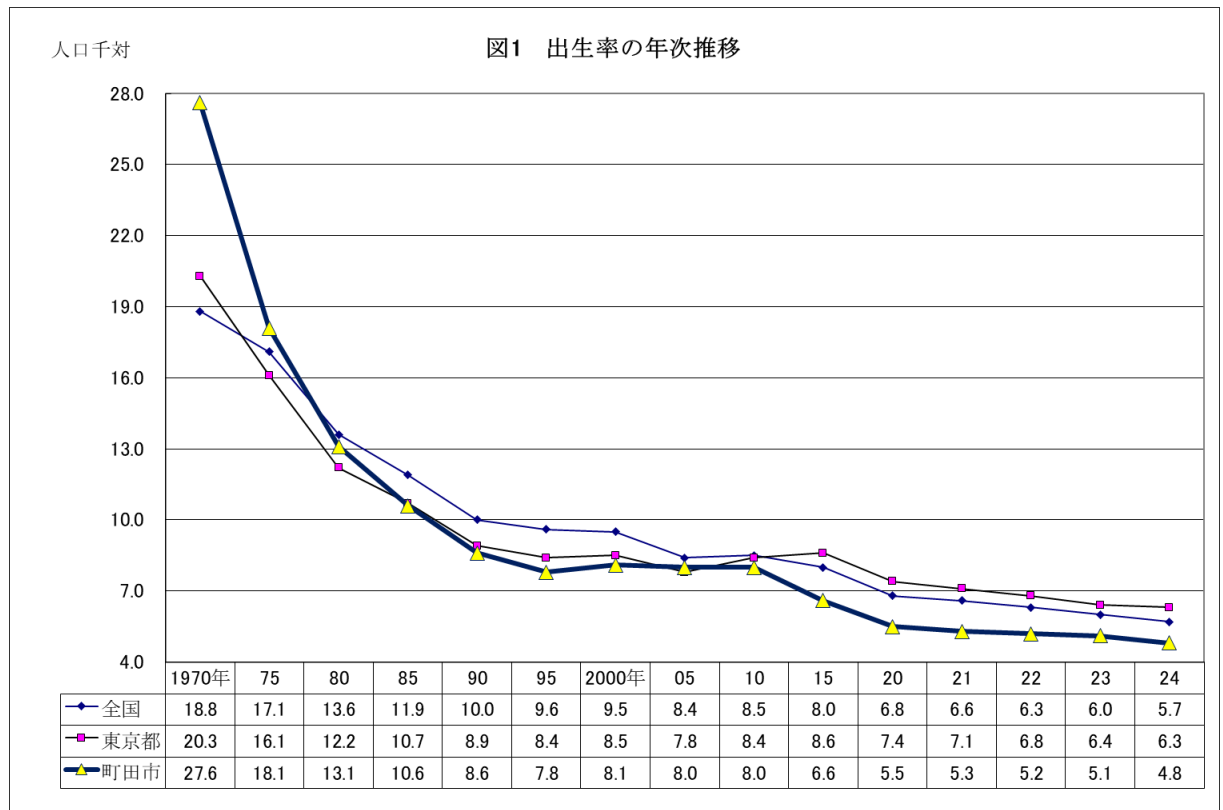
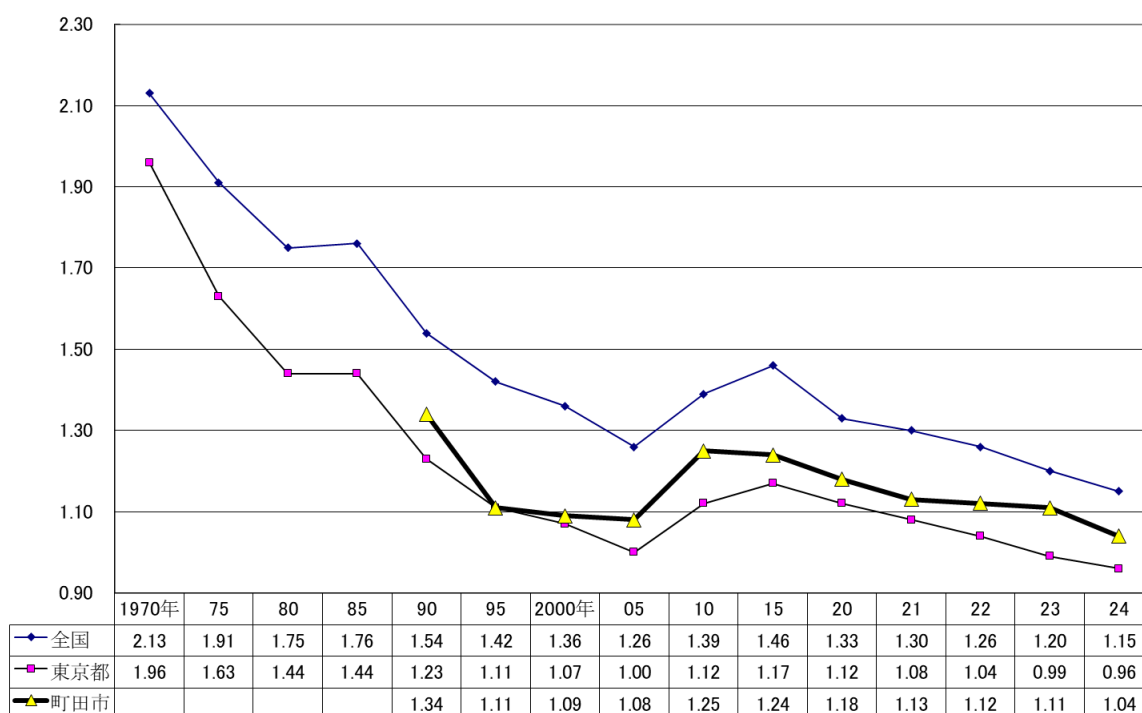
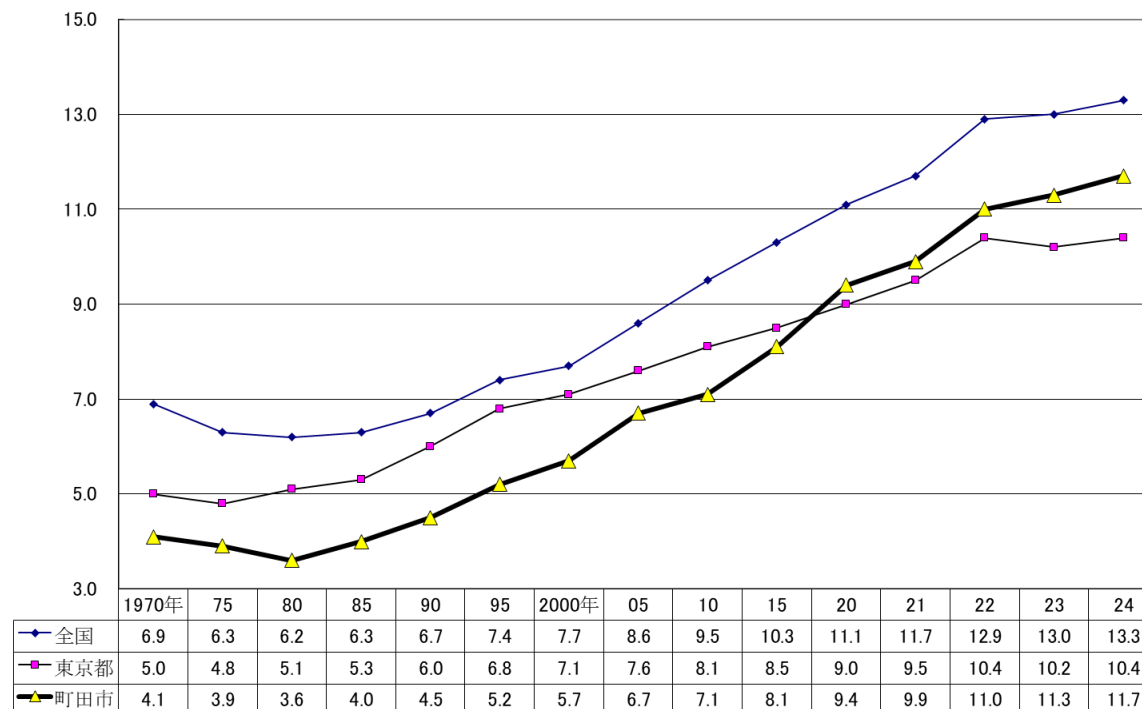


図2 合計特殊出生率の年次推移



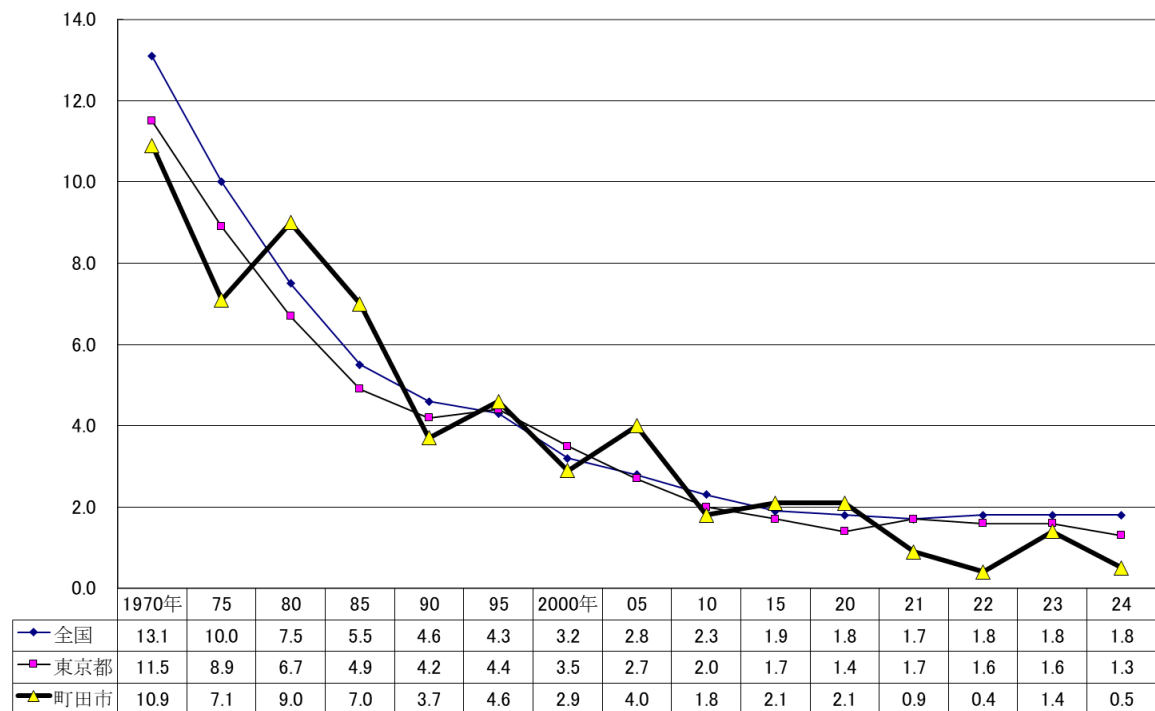
人口千対

図3 死亡率の年次推移



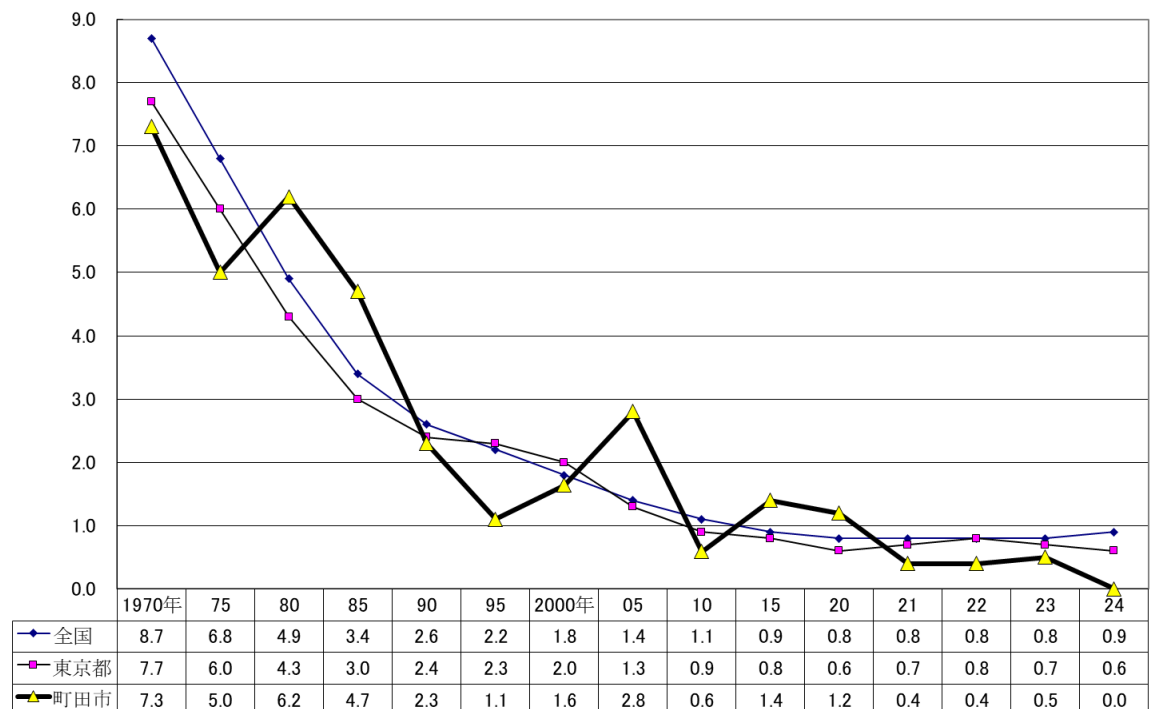
出生千対

図4 乳児死亡率の年次推移



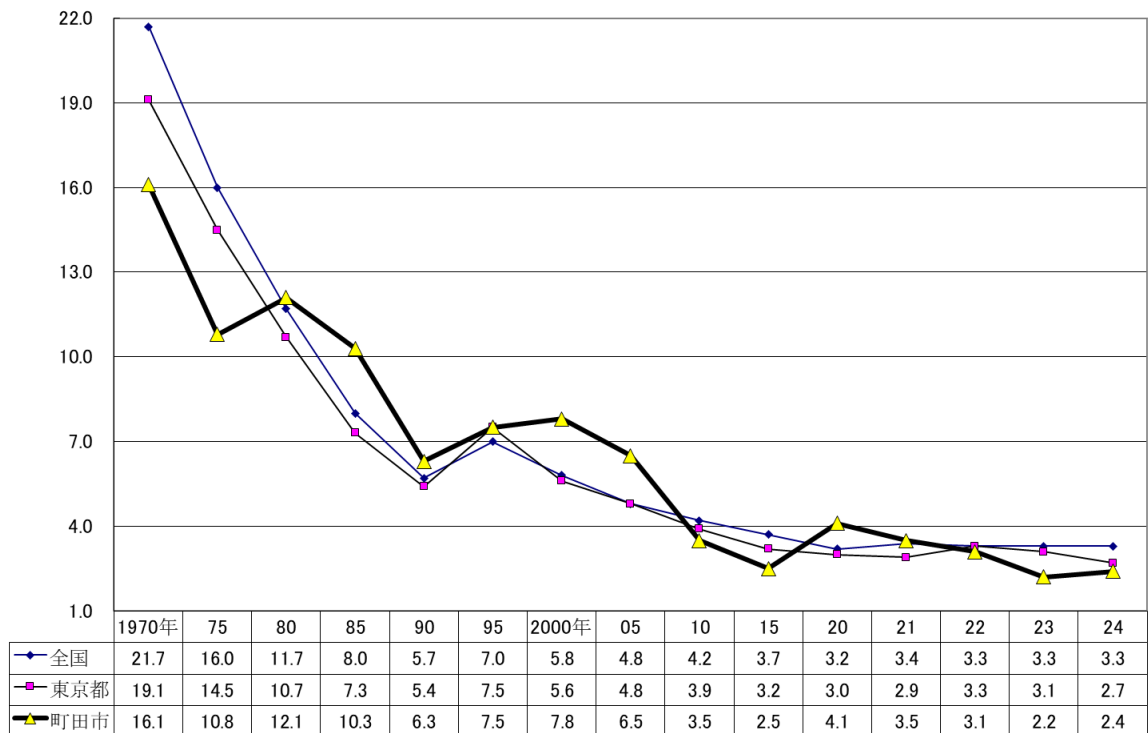
出生千対

図5 新生児死亡率の年次推移



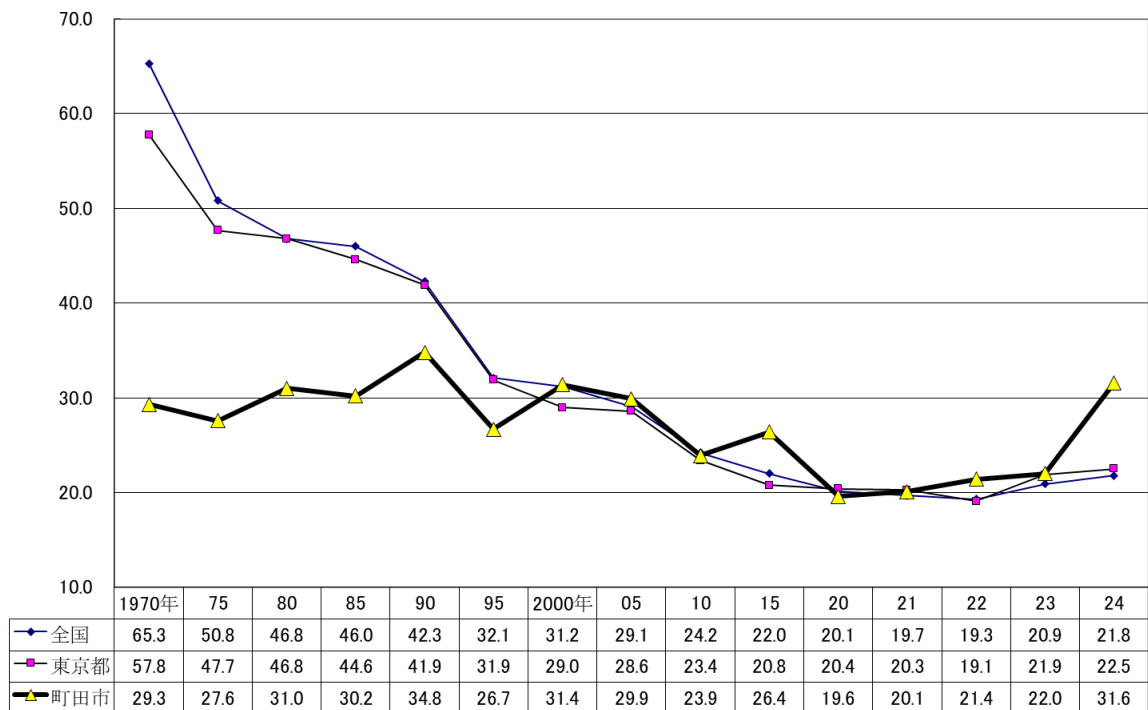
出生千対

図6 周産期死亡率の年次推移



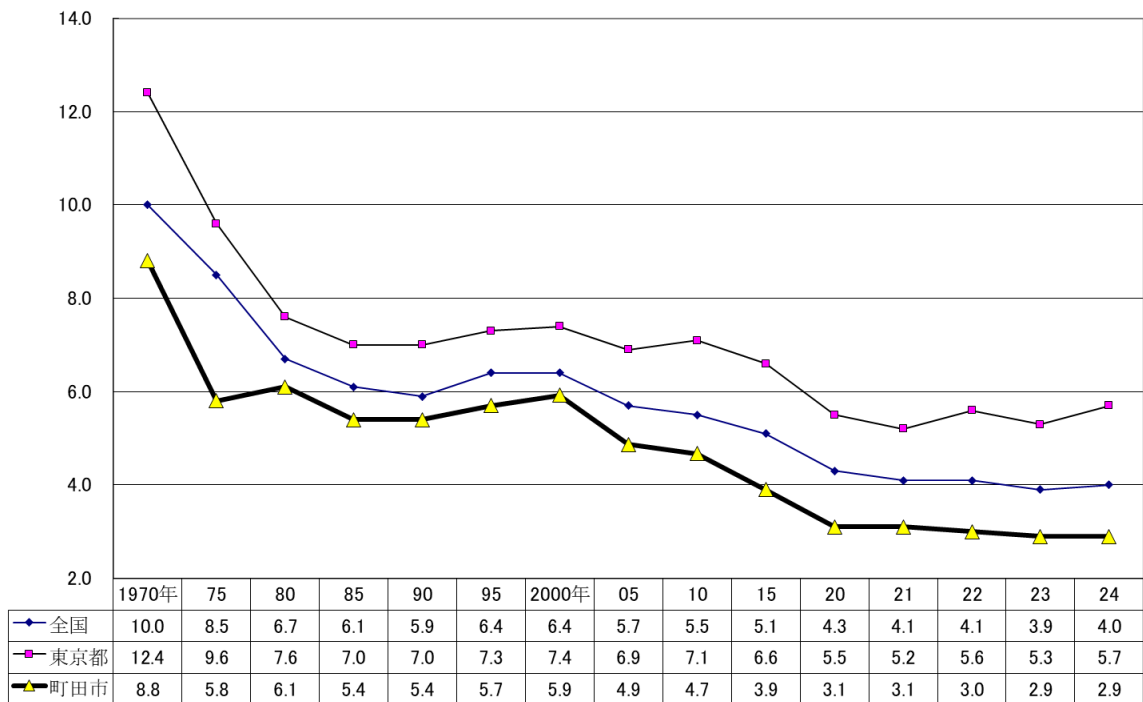
出産千対

図7 死産率の年次推移



人口千対

図8 婚姻率の年次推移



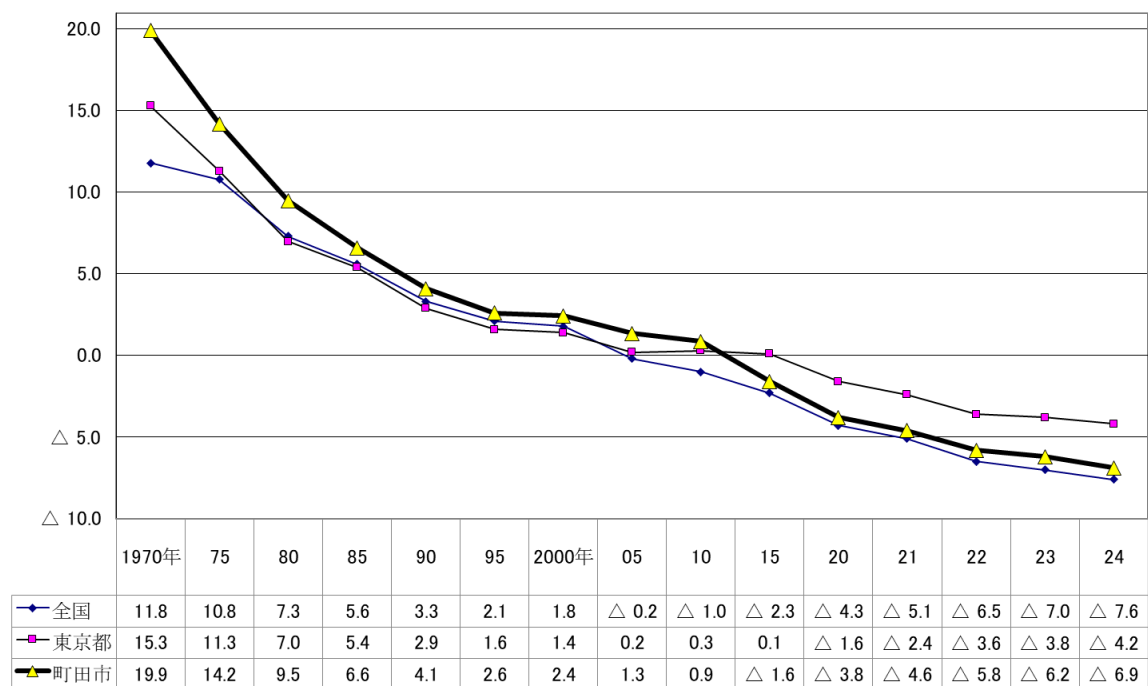
人口千対

図9 離婚率の年次推移



人口千対

図10 自然増減率の年次推移



(4) 主要死因別死亡数(簡単分類)(表 1-2)

死 因	総 数			0歳		1～4		5～9		10～14		15～19		20～24		25～29		30～34	
	総数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
2023 年 総 数	4,898	2,508	2,390	1	2	1	1	-	-	1	-	6	2	2	1	6	5	3	4
年齢階級人口10万対	1,101.5	1,191.0	1,016.3	率は1～4歳を含む		28.2	44.4	-	-	9.9	-	54.4	18.9	16.8	8.7	60.5	51.9	30.5	42.3
2024 年 総 数	5,044	2,635	2,409	1	-	-	-	-	-	2	2	2	1	2	6	1	3	7	2
年齢階級人口10万対	1,166.6	1,251.0	1,086.4	率は1～4歳を含む		14.7	-	-	-	20.4	21.6	18.5	9.5	16.9	52.5	9.9	30.6	71.8	21.0
結 核	5	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
悪 性 新 生 物	1,222	716	506	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	1	-
年齢階級人口10万対	282.6	339.9	228.2	率は1～4歳を含む		-	-	-	-	10.2	10.8	-	-	-	-	9.9	-	10.3	-
(再掲) 食道の悪性新生物	41	36	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 胃の悪性新生物	100	60	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
(再掲) 結腸の悪性新生物	119	57	62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	47	37	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 肝及び肝内胆管の悪性新生物	60	37	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	67	34	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 膵の悪性新生物	130	68	62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 気管、気管支及び肺の悪性新生物	195	138	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 乳房の悪性新生物	57	-	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 子宮の悪性新生物	25	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 白血病	46	31	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
糖尿病	47	33	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高血圧性疾患	25	10	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
心 疾 患	683	350	333	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
年齢階級人口10万対	158.0	166.2	150.2	率は1～4歳を含む		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.5	-
(再掲) 急性心筋梗塞	57	34	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) その他の虚血性心疾患	242	147	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
(再掲) 不整脈及び伝導障害	57	30	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
(再掲) 心不全	268	115	153	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脳血管疾患	269	137	132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
年齢階級人口10万対	62.2	65.0	59.5	率は1～4歳を含む		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.3	-
(再掲) くも膜下出血	39	12	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
(再掲) 脳内出血	91	48	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 脳梗塞	124	69	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大動脈瘤及び解離	75	37	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肺炎	259	166	93	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
慢性閉塞性肺疾患	60	55	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
喘 息	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肝 疾 患	62	39	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
腎不全	75	41	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
老 衰	774	242	532	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不慮の事故	154	86	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
(再掲) 交通事故	7	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
自殺	59	31	28	-	-	-	-	-	-	1	-	2	1	1	4	-	3	1	2
その他の全死因	1,275	688	587	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	2	-

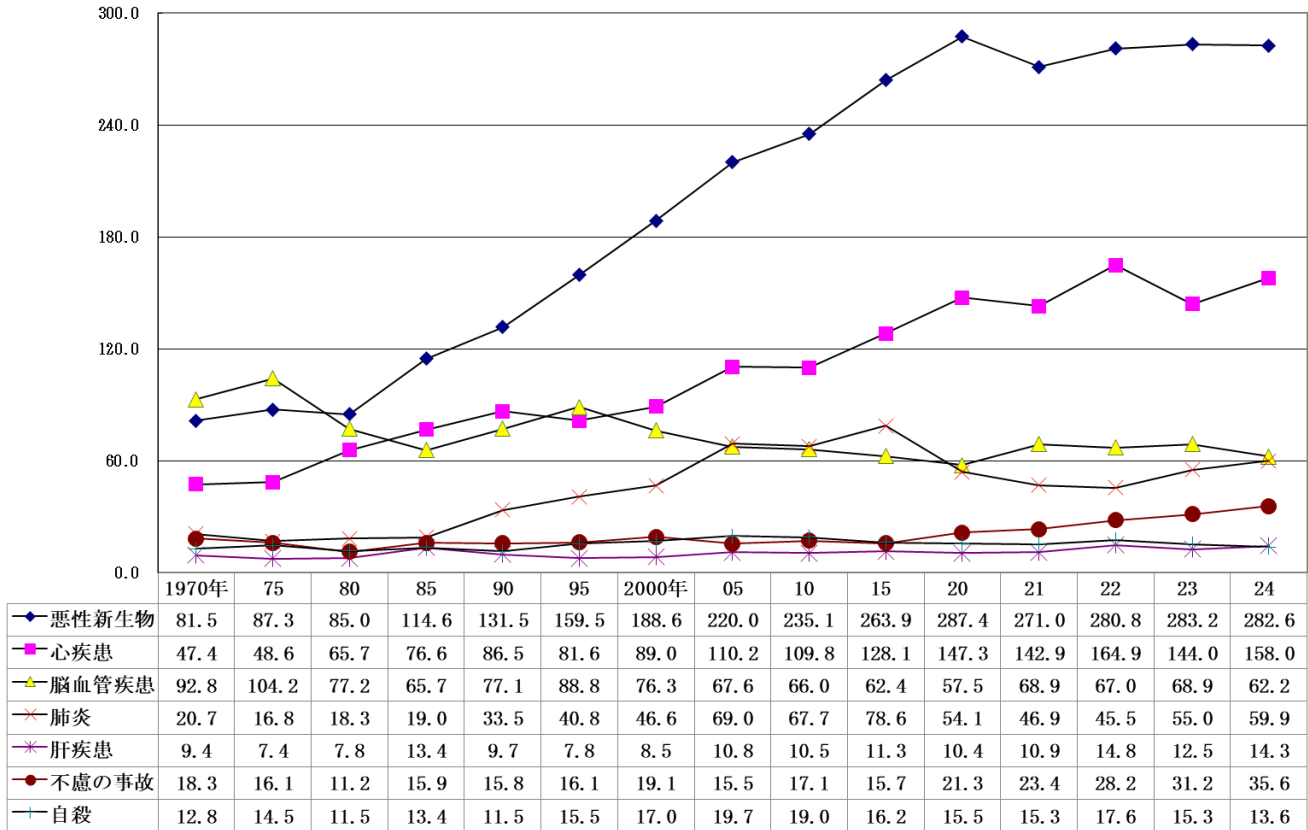
(2024 年)

35～39		40～44		45～49		50～54		55～59		60～64		65～69		70～74		75～79		80～84		85歳以上		不 詳	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
12	5	23	8	25	12	43	40	67	33	85	32	119	49	243	139	332	209	521	372	1,018	1,476	-	-
101.0	43.6	164.4	58.7	141.8	69.2	221.0	214.6	430.6	225.7	700.8	260.4	1,083.1	414.5	1,826.1	882.5	3,042.2	1,468.2	5,748.6	2,995.2	13,517.5	10,922.0	-	-
11	3	11	6	31	18	58	30	72	47	93	40	145	62	246	108	358	221	525	368	1,070	1,492	-	-
97.2	27.5	82.3	46.4	194.5	113.4	296.6	157.2	415.8	287.5	699.5	306.8	1,320.6	531.9	2,116.2	806.8	3,049.9	1,463.8	5,571.1	2,713.8	12,929.7	10,158.3	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	-	-
1	1	3	1	6	8	15	15	25	18	30	21	56	40	101	44	127	76	141	101	208	180	-	-
8.8	9.2	22.4	7.7	37.6	50.4	76.7	78.6	144.4	110.1	225.6	161.1	510.0	343.2	868.8	328.7	1,081.9	503.4	1,496.2	744.8	2,513.4	1,225.5	-	-
-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	1	2	-	8	-	10	-	9	3	4	1	-	-
-	-	-	-	1	-	1	1	3	-	3	1	3	5	3	5	11	7	16	8	18	13	-	-
-	-	1	-	-	2	-	2	2	-	4	-	2	9	4	6	12	10	13	12	19	21	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	4	1	5	1	8	-	5	3	4	2	7	3	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	2	3	6	1	11	3	5	3	10	12	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	2	1	-	2	4	3	6	1	9	9	11	17	-	-
-	-	-	-	-	-	2	2	3	4	2	2	4	3	14	5	15	6	15	14	13	26	-	-
-	-	-	-	1	-	3	-	3	1	2	5	15	3	27	3	22	16	23	12	42	17	-	-
-	1	-	-	-	3	-	4	-	2	-	5	-	6	-	7	-	9	-	7	-	13	-	-
-	-	-	-	-	1	-	3	-	6	-	1	-	1	-	3	-	2	-	4	-	4	-	-
-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	3	2	2	1	7	2	5	6	10	4	-	-
-	-	-	-	1	-	1	-	3	1	1	-	4	-	2	-	8	-	5	3	8	10	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	8	13	-	-
1	-	1	-	4	2	7	1	12	5	19	3	24	2	42	7	48	29	74	48	116	236	-	-
8.8	-	7.5	-	25.1	12.6	35.8	5.2	69.3	30.6	142.9	23.0	218.6	17.2	361.3	52.3	408.9	192.1	785.3	354.0	1,401.7	1,606.8	-	-
1	-	-	-	1	-	1	-	2	2	3	-	4	-	5	1	4	4	4	3	9	13	-	-
-	-	-	-	1	-	3	-	6	-	8	1	9	2	24	5	26	11	31	19	38	57	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	3	-	1	-	1	-	1	4	5	1	16	22	-	-
-	-	1	-	2	1	-	1	2	2	2	1	8	-	9	1	16	9	27	19	48	119	-	-
-	-	-	1	6	3	9	1	6	6	3	2	7	3	8	10	14	17	26	18	57	71	-	-
-	-	-	7.7	37.6	18.9	46.0	5.2	34.7	36.7	22.6	15.3	63.8	25.7	68.8	74.7	119.3	112.6	275.9	132.7	688.8	483.4	-	-
-	-	-	1	1	3	4	1	2	1	1	-	-	2	-	3	-	7	-	2	3	7	-	-
-	-	-	-	5	-	4	-	-	4	1	1	3	1	4	5	5	3	14	9	12	20	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	1	1	4	-	4	2	7	5	11	6	39	41	-	-
-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	3	1	3	1	2	5	3	10	8	6	16	14	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	5	1	7	2	18	7	32	16	102	66	-	-
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3	-	2	-	5	1	12	-	14	-	18	4	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	1	-	-	-	3	-	3	1	5	2	4	2	7	2	8	3	5	2	2	11	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	2	-	5	2	2	2	10	8	20	21	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	5	3	8	13	33	47	195	467	-	-
2	-	-	-	-	1	2	2	1	-	4	1	3	2	2	2	21	5	16	11	35	43	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	1	-	-
2	1	1	1	1	1	7	4	5	1	3	1	-	2	-	2	-	2	3	1	4	2	-	-
4	1	5	2	13	3	12	7	14	12	20	8	34	7	60	28	89	57	156	107	277	353	-	-

(2024 年)

人口10万対

図11 主要死因の年次推移



(2024 年)

(2024 年)

-195-

(7) 母の年齢・出産順位別出生数 (表 1-5)

(2024 年)

母の年齢	出 産 順 位							
	総 数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児	第6児 以上	不 詳
総 数	2,056	877	861	230	65	15	8	-
～ 14	-	-	-	-	-	-	-	-
15 ～ 19	6	5	1	-	-	-	-	-
20 ～ 24	93	64	26	1	2	-	-	-
25 ～ 29	481	283	152	36	8	1	1	-
30 ～ 34	788	319	365	82	16	3	3	-
35 ～ 39	535	166	250	78	30	9	2	-
40 ～ 44	148	38	65	32	9	2	2	-
45 ～ 49	5	2	2	1	-	-	-	-
50 ～	-	-	-	-	-	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-

(8) 妊娠期間別出生体重別出生数 (表 1-6)

(2024 年)

妊娠週数	出 生 体 重											
	総数	～999	1000～ 1499	1500～ 1999	2000～ 2499	2500～ 2999	3000～ 3499	3500～ 3999	4000～ 4499	4500～ 4999	5000～	不詳
総 数	2,056	9	6	23	159	875	811	164	8	1	-	-
男	1,052	6	3	7	64	425	435	106	6	-	-	-
女	1,004	3	3	16	95	450	376	58	2	1	-	-
満42週以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
満37～41週	1,958	-	-	7	116	852	810	164	8	1	-	-
満32～36週	85	-	3	15	43	23	1	-	-	-	-	-
満28～31週	5	1	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-
満28週未満	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(9) 母の年齢別合計特殊出生率 (表 1-7)

(2024 年)

母の 年齢	2020年			2021年			2022年			2023年			2024年		
	出生数	女子人口	出生率	出生数	女子人口	出生率	出生数	女子人口	出生率	出生数	女子人口	出生率	出生数	女子人口	出生率
15	0	1,951	0.000000	0	2,026	0.000000	0	2,013	0.000000	0	2,005	0.000000	0	1,912	0.000000
16	1	1,996	0.000501	1	1,966	0.000509	0	2,052	0.000000	0	2,023	0.000000	1	2,037	0.000491
17	5	2,021	0.002474	2	1,998	0.001001	2	1,987	0.001007	0	2,056	0.000000	0	2,036	0.000000
18	11	2,134	0.005155	5	2,074	0.002411	4	2,051	0.001950	3	2,033	0.001476	1	2,091	0.000478
19	8	2,279	0.003510	7	2,280	0.003070	10	2,220	0.004505	9	2,167	0.004153	4	2,121	0.001886
20	12	2,262	0.005305	10	2,319	0.004312	11	2,314	0.004754	12	2,263	0.005303	8	2,184	0.003663
21	23	2,265	0.010155	15	2,287	0.006559	14	2,323	0.006027	17	2,327	0.007306	8	2,278	0.003512
22	23	2,203	0.010440	22	2,271	0.009687	20	2,299	0.008699	28	2,314	0.012100	9	2,240	0.004018
23	42	2,113	0.019877	34	2,183	0.015575	18	2,190	0.008219	23	2,192	0.010493	25	2,219	0.011266
24	51	2,028	0.025148	62	2,033	0.030497	46	2,123	0.021667	44	2,098	0.020972	43	2,135	0.020141
25	65	1,992	0.032631	75	2,022	0.037092	61	1,993	0.030607	50	2,025	0.024691	53	1,997	0.026540
26	89	1,863	0.047772	88	1,907	0.046146	75	1,933	0.038800	59	1,915	0.030809	57	1,964	0.029022
27	120	1,756	0.068337	98	1,842	0.053203	96	1,868	0.051392	84	1,904	0.044118	107	1,856	0.057651
28	111	1,709	0.064950	129	1,768	0.072964	141	1,869	0.075441	135	1,841	0.073330	120	1,866	0.064309
29	137	1,690	0.081065	157	1,723	0.091120	159	1,779	0.089376	155	1,870	0.082888	144	1,810	0.079558
30	187	1,716	0.108974	164	1,728	0.094907	173	1,762	0.098184	167	1,784	0.093610	158	1,938	0.081527
31	165	1,766	0.093431	177	1,761	0.100511	166	1,784	0.093049	197	1,799	0.109505	163	1,772	0.091986
32	162	1,895	0.085488	184	1,839	0.100054	175	1,843	0.094954	161	1,831	0.087930	160	1,813	0.088252
33	179	1,926	0.092939	147	1,931	0.076126	172	1,894	0.090813	180	1,863	0.096618	153	1,838	0.083243
34	160	2,028	0.078895	144	1,982	0.072654	158	1,935	0.081654	163	1,908	0.085430	154	1,881	0.081871
35	180	2,143	0.083994	162	2,054	0.078870	151	1,997	0.075613	166	1,968	0.084350	138	1,972	0.069980
36	172	2,276	0.075571	142	2,197	0.064634	138	2,084	0.066219	131	2,050	0.063902	124	2,022	0.061325
37	133	2,355	0.056476	115	2,355	0.048832	103	2,229	0.046209	106	2,107	0.050308	103	2,059	0.050024
38	113	2,347	0.048147	101	2,396	0.042154	103	2,373	0.043405	85	2,291	0.037102	96	2,139	0.044881
39	74	2,452	0.030179	77	2,364	0.032572	84	2,425	0.034639	79	2,399	0.032930	74	2,319	0.031910
40	71	2,534	0.028019	71	2,483	0.028594	76	2,367	0.032108	53	2,443	0.021695	62	2,407	0.025758
41	45	2,773	0.016228	43	2,567	0.016751	36	2,514	0.014320	43	2,368	0.018159	38	2,475	0.015354
42	20	2,836	0.007052	31	2,813	0.011020	21	2,593	0.008099	28	2,552	0.010972	28	2,389	0.011720
43	27	3,000	0.009000	13	2,856	0.004552	21	2,804	0.007489	20	2,612	0.007657	12	2,575	0.004660
44	14	3,143	0.004454	4	3,001	0.001333	7	2,857	0.002450	16	2,817	0.005680	8	2,629	0.003043
45	2	3,313	0.000604	5	3,156	0.001584	2	2,999	0.000667	4	2,856	0.001401	2	2,819	0.000709
46	3	3,464	0.000866	1	3,319	0.000301	1	3,170	0.000315	1	3,001	0.000333	2	2,872	0.000696
47	2	3,727	0.000537	0	3,488	0.000000	0	3,328	0.000000	1	3,190	0.000313	1	3,029	0.000330
48	0	3,742	0.000000	0	3,741	0.000000	0	3,494	0.000000	1	3,326	0.000301	0	3,190	0.000000
49	0	3,825	0.000000	0	3,750	0.000000	0	3,742	0.000000	0	3,493	0.000000	0	3,349	0.000000

VII 附 属 機 関 等

1 町田市保健所運営協議会

地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 11 条に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する附属機関。

委 員 名 簿

(2026 年 3 月 31 日現在)

氏名	現職
五十嵐 真慈	警視庁町田警察署 署長
井上 由美	町田市民生委員・児童委員協議会 南第一地区会長
海老原健	警視庁南大沢警察署 署長
金崎 章	町田市民病院 院長
川畑 一隆	町田市町内会・自治会連合会 副会長
黒崎 清貴	東京消防庁町田消防署 署長
佐藤 康行	一般社団法人 町田市薬剤師会 会長
調所 勝弘	昭和女子大学食健康科学部管理栄養学科教授
◎ 堤 明純	北里大学医学部公衆衛生学主任教授
戸羽 一	公益社団法人 東京都町田市歯科医師会 会長
原田 智	東京都獣医師会町田支部 支部長
宮 地 英雄	こころのホスピタル町田 院長
山下 弘一	一般社団法人 町田市医師会 会長
吉岡 俊輝	産婦人科医

◎印は会長

(五十音順)

2 町田市感染症の診査に関する協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 24 条第 6 項の規定に基づき、結核患者を含めた感染症患者の入院勧告や入院期間の延長に関する事項等を審議する附属機関。

委 員 名 簿

(2026 年 3 月 31 日現在)

氏名	現職
秋山 一弘	秋法律事務所 弁護士
伊原 玄英	町田駅前内科クリニック 院長
數寄 泰介	町田市民病院呼吸器内科医長
◎ 鈴木 道弘	黒江医院 院長
竹田 宏	東京慈恵会医科大学西部医療センター 感染制御室 室長
☆ 田中 信大	東京医科大学八王子医療センター 病院長
☆ 平井 由児	東京医科大学八王子医療センター 感染症科 教授
藤原 尚子	八王子労働基準監督署町田支署 支署長

◎印は会長

(五十音順)

☆印は、結核以外の重要案件が発生した場合に召集する。

3 町田市大気汚染障がい者認定審査会

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(昭和47年東京都条例第117号)第5条第1項の規定に基づき、大気汚染の影響を受けると推定される疾病の認定に関する事項を調査、審議する附属機関。

委 員 名 簿

(2026年3月31日現在)

氏名	現職
鈴木 道弘	黒江医院 院長
鷹箸 右子	町田市保健所長
富川 盛光	おださが小児アレルギー科 院長
野村 忠弘	
◎ 藤原 優子	町田市民病院小児科部長・新生児内科部長・新生児集中治療室長
保田 由喜治	やすだこどもクリニック 院長

◎印は会長

(五十音順)

4 町田市健康危機管理委員会

町田市健康危機管理委員会設置要綱に基づき、町田市の健康危機に対する管理体制を確保するために協議する懇談会。

委 員 名 簿

(2026 年 3 月 31 日現在)

氏名	現職
佐藤 康行	一般社団法人 町田市薬剤師会 会長
戸ヶ崎 裕紀	警視庁南大沢警察署 警備課長
中野 素子	町田市民病院 医療安全管理部 感染対策室長
名地 健二	警視庁町田警察署 警備課長
芳賀 寛典	東京都獣医師会 町田支部 副支部長
◎ 村野 浩太郎	一般社団法人 町田市医師会 副会長
矢野 正雄	社会医療法人社団 正志会 南町田病院 理事
渡部 裕朗	公益社団法人 東京都町田市歯科医師会 専務理事
山下 太輔	東京消防庁町田消防署 警防課長

◎印は会長

(五十音順)

5 町田市自殺対策推進委員会

町田市自殺対策推進委員会設置要綱に基づき、町田市の自殺対策を推進するために施策に関する事項等を協議する懇談会。

委 員 名 簿

(2026 年 3 月 31 日現在)

氏名	現職
青木 旦美	町田商工会議所 女性会 副会長
秋田 整	特定非営利活動法人 全国自死遺族総合支援センター 自死遺族・遺児支援スタッフ
秋山 一弘	秋法律事務所 弁護士
稲田 健	北里大学医学部 精神科学 教授
神田 貴史	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 事務局長
工藤 憲治	町田市公立中学校校長会 町田市立堺中学校長
鈴鹿 直樹	八王子労働基準監督署町田支署 監督・安衛課長
關 隆行	警視庁町田警察署 生活安全課長
中 一登	町田市町内会・自治会連合会 副会長
早借 洋一	特定非営利活動法人 東京多摩いのちの電話 地域連携担当
平野 民和	警視庁南大沢警察署 生活安全課 課長代理
藤嶋 善子※	町田市民生委員児童委員協議会忠生第二地区会長
◎ 宮地 英雄	一般社団法人町田市医師会代表 こころのホスピタル町田 病院長
安岡 史紀	一般社団法人町田市薬剤師会 理事
山崎 進二	公益社団法人 東京都町田市歯科医師会 副会長
山下 太輔	町田消防署 警防課長
山中 朗	町田市公立小学校校長会 町田市立つくし野小学校長
涌井 和志	町田公共職業安定所 次長

◎印は会長、※印は推薦団体の役員改選により 11/30 付で解職 (五十音順)

6 町田市食育推進委員会

食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条第 1 項の規定に基づく市町村食育推進計画の策定及び推進に資するため、食育推進に関することについて調査、検討し、その結果を市長に報告する懇談会。

委 員 名 簿

(2026 年 3 月 31 日現在)

氏名	現職
岩崎 直美	町田市立高ヶ坂小学校長
浦嶋 澄香	都立町田総合高等学校 教諭
風張 眞由美	一般社団法人 町田市医師会 理事
亀田 文生	町田市観光コンベンション協会 事務局長
神蔵 宗	町田市私立幼稚園協会 町田こばと幼稚園 理事長
高尾 花	町田集団給食研究会 特別養護老人ホーム 椿 管理栄養士
竹下 幸子	町田市立武蔵岡中学校 保護者と教職員の会 会長
千葉 勢子	町田市法人立保育園協会 井の花保育園 園長
◎ 調所 勝弘	昭和女子大学 食健康科学部 教授
沼尻 宗子	町田市立鶴川第四小学校 PTA 会長
原 慶子	町田地域活動栄養士会 会長
藤井 朱世	町田市立真光寺中学校長
前田 佳香	町田市立高ヶ坂小学校 栄養教諭
松井 大輔	町田商工会議所 常議員
山口 晃	東京都町田食品衛生協会 町田調理師専門学校 教員
山崎 進二	公益社団法人 東京都町田市歯科医師会 副会長
山下 豊一	町田市農業協同組合 経済部長
山下 幸光	町田市農業協同組合 野菜部会部会長
米澤 加代	東京家政学院大学 現代生活学部 准教授

◎印は委員長

(五十音順)

7 町田市地域精神保健福祉連絡協議会

町田市における地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、精神保健福祉に関する知識の普及啓発、協力体制の整備・調整等について、関係機関・団体と協議する。

委 員 名 簿

(2026 年 3 月 31 日現在)

氏名	現職
朝倉 之基	FiveStar 訪問介護・栄養管理 Station
網干 親志	警視庁南大沢警察署 生活安全課長
飯長 喜一郎	特定非営利活動法人 町田市精神障害者さるびあ会 会長
伊奈 誠	町田市いきいき生活部 高齢者支援課 高齢者総合相談担当課長
井上 悟	東京都立多摩総合精神保健福祉センター 所長
大坪 直之	町田市保健所 保健総務課長
金子 和彦	町田市地域福祉部 次長 兼 福祉総務課長
◎ 後藤 晶子	医療社団法人鶴永会 鶴が丘ガーデンホスピタル 院長
佐藤 政史	医療社団法人誠心会 あさひの丘メンタルクリニック 院長
島本 昌和	花いかだ心療クリニック 院長
新谷 太	町田市地域福祉部 障がい福祉課長
關 隆行	警視庁町田警察署 生活安全課長
鷹箸 右子	町田市保健所長
遠山 育子	町田市民生委員・児童委員
中村 明照	町田市地域福祉部 生活援護課長
町田 由布子	社会福祉法人コメント 町田相談支援センター・ビギン管理者
山下 太輔	東京消防庁町田消防署 警防課長

◎印は会長

(五十音順)

8 町田市難病対策地域協議会

町田市における難病対策を円滑に推進するため、関係機関との連携を深め、難病患者の在宅療養生活を支援する地域ネットワークの構築を図る。

委 員 名 簿

(2026 年 3 月 31 日現在)

氏名	現職
青木 良浩	特定非営利活動法人 東京難病団体連絡協議会 東京都難病ピア相談室 日本 ALS 協会東京都支部
朝倉 之基	町田市訪問看護ステーション連絡会代表 FiveStar 訪問看護・栄養管理 Station 管理者
在原 房子	在宅診療部門代表医師 一般財団法人ひふみ会 まちだ丘の上病院 在宅診療部医師
飯草 みすず	町田市民病院 地域連携部地域医療支援センター長
五十子 桂祐	一般社団法人 町田市医師会代表 医療法人社団 創生会 町田病院 院長
江藤 利克	町田市いきいき生活部 介護保険課長
岡根 浩太郎	町田市ケアマネジャー連絡会代表 町田市南第2高齢者支援センター センター長
小倉 朗子	東京都医学総合研究所 難病ケア看護ユニット 主席研究員
小澤 壯治	医療法人社団 幸隆会 多摩丘陵病院 院長
金子 温美	東京都保健医療局保健政策部疾病対策課 課長代理（在宅難病事業担当）
小森 哲夫	多摩リハビリテーション病院 神経内科医 東京医療保健大学 客員教授 厚生労働省「難病患者の総合的地域支援体制に関する研究」班 研究代表者
新谷 太	町田市地域福祉部 障がい福祉課長
自見 隆弘	医療法人社団 慶泉会 町田慶泉病院 院長
鷹箸 右子	町田市保健所長
長光 信子	町田市看護部長会代表 医療法人社団 三医会 鶴川記念病院 看護部長
◎ 船津 到	医療法人社団 三医会 鶴川記念病院 院長
本田 伊織	北里大学病院 トータルサポートセンター ソーシャルワーカー
宮坂 晃洋	町田市防災安全部 防災課長

◎は会長

(五十音順)

町田市保健所事業概要

発行年月 2026 年 8 月
発 行 町田市
編 集 町田市保健所
町田市森野 2 丁目 2 番 22 号
電話 042 (724) 4241

刊行物番号 26－9

